

富田 朗 著

トミーの

社労士 合格ゼミ

2024



健康保険法
国民年金法

トミーの社労士合格ゼミ テキスト Vol.4

－はじめに－ このテキストについて

こんにちは。

トミーこと、【トミーの社労士合格ゼミ】の富田 朗です。

このテキストは、トミーの社労士合格ゼミ ZOOM 講座（【トミーの社労士合格ゼミ 合格講座】と【トミーの社労士合格ゼミ 直前講座】）で使用するテキストです。

私の長年の受験指導のノウハウを詰め込んだ、**合格のためのテキスト**になっています。

※このテキストは、私が監修している『うかる！社労士 テキスト&問題集（日本経済新聞出版）』のテキスト部分をすべて含んでいるので、『うかる！社労士 テキスト&問題集』の PDF 版としてもご利用いただけます。

【トミーの社労士合格ゼミ ZOOM 講座 について】

トミーの社労士 合格ゼミ ZOOM 講座には、

1. 各法令等の骨格や主だった規定をわかりやすく解説する
【トミーの社労士合格ゼミ 入門講座】
2. 各法令等の詳細な内容をたっぷりの時間をかけて丁寧に解説する
【トミーの社労士合格ゼミ 合格講座】
3. 試験直前期に法改正などを解説する
【トミーの社労士合格ゼミ 直前講座】

の3種類の講座があります。

トミーの社労士合格ゼミ ZOOM 講座を受講すれば、合格に必要な知識をより確かに身につけることができます！

ZOOM 講座の詳しい内容は、下記の Web サイトにてご確認ください。また、ご質問等は、サイト内の【お問い合わせ】よりお願いいたします。

<https://www.ukaru-sr.com/>

◆『トミーの社労士合格ゼミ シリーズ』の無断複製、頒布、商用利用を固く禁じます。

目次

Part7

健康保険法

ガイダンス	9
Chapter1 総則	12
1 目的（法1条）	2 基本的理念（法2条）
Chapter2 保険者	14
1 保険者（法4条）	3 健康保険組合（法8条）
2 全国健康保険協会	4 健康保険組合の設立
Chapter3 被保険者	25
1 適用事業所（法3条3項）	6 資格喪失の時期（法36条）
2 当然被保険者	7 任意継続被保険者
3 適用除外（法3条1項）	8 特例退職被保険者
4 共済組合に関する特例	9 資格の得喪の確認（法39条）
5 資格取得の時期（法35条）	
Chapter4 被扶養者	45
1 被扶養者（法3条7項）	3 収入がある場合
2 夫婦共同扶養の場合	
Chapter5 標準報酬月額・標準賞与額	50
1 報酬（法3条5項）	6 標準報酬月額の決定・改定
2 賞与（法3条6項）	7 任意継続被保険者の標準報酬月額
3 退職金の扱い	8 特例退職被保険者の標準報酬月額
4 標準報酬月額（法40条1項）	9 標準賞与額の決定（法45条）
5 標準報酬月額の最高等級の改定	
Chapter6 届出等	68
1 事業主による届出（法48条ほか）	4 被保険者による申出
2 事業主による書類の保存	5 被保険者証の交付（則47条）
3 被保険者の届出	6 被保険者証の返納（則51条）

Chapter 7 保険者の行う事業	76
1 健康保険組合の付加給付	3 保健事業及び福祉事業
2 法人の役員について	
Chapter 8 保険医療機関等	80
1 保険医又は保険薬剤師	3 指定訪問看護事業者
2 保険医療機関又は保険薬局	
Chapter 9 病気又はけがに関する保険給付	86
1 療養の給付 (法 63 条)	8 家族療養費 (法 110 条)
2 入院時食事療養費	9 家族訪問看護療養費
3 入院時生活療養費	10 家族移送費 (法 112 条)
4 保険外併用療養費	11 高額療養費 (法 115 条)
5 療養費 (法 87 条)	12 高額介護合算療養費
6 訪問看護療養費 (法 88 条)	13 傷病手当金 (法 99 条)
7 移送費 (法 97 条)	
Chapter 10 死亡に関する保険給付	122
1 埋葬料 (法 100 条 1 項)	3 家族埋葬料 (法 113 条)
2 埋葬費 (法 100 条 2 項)	
Chapter 11 出産に関する保険給付	124
1 出産育児一時金 (法 101 条)	3 家族出産育児一時金 (法 114 条)
2 出産手当金 (法 102 条)	
Chapter 12 資格喪失後の保険給付	128
1 手当金の継続給付	3 出産育児一時金
2 死亡に関する給付	4 船員保険の被保険者となった場合
Chapter 13 通則	132
1 他の法令との調整	4 受給権の保護
2 損害賠償請求権	5 租税その他の公課の禁止
3 不正利得の徴収等	6 保険給付の制限
Chapter 14 日雇特例被保険者に関する特例	138
1 保険者 (法 123 条)	5 賃金日額 (法 125 条)
2 日雇特例被保険者 (法 3 条 2 項)	6 保険給付の種類 (法 127 条)
3 日雇労働者 (法 3 条 8 項)	7 日雇特例被保険者に係る保険給付
4 標準賃金日額 (法 124 条)	

Chapter 15 費用の負担	147
1 国庫負担 (法 151 条)	10 保険料の納付 (法 164 条 1 項)
2 国庫負担金 (法 152 条)	11 保険料の充当 (法 164 条 2 項)
3 国庫補助 (法 153 条)	12 任意継続被保険者の保険料前納
4 保険料 (法 155 条)	13 保険料の源泉控除 (法 167 条)
5 保険料の徴収の特例 (法 158 条)	14 保険料の繰上げ徴収 (法 172 条)
6 育児休業等期間中の保険料免除	15 保険料等の督促及び滞納処分
7 産前産後休業期間中の保険料免除	16 延滞金 (法 181 条)
8 一般保険料率 (法 160 条)	17 日雇特例被保険者の保険料
9 保険料の負担及び納付義務	
Chapter 16 不服申立て等	170
1 不服申立て	2 時効 (法 193 条)

Part8

国民年金法

ガイダンス	176
Chapter 1 総 則	183
1 目的 (法 1 条)	4 年金額の改定等
2 給付 (法 2 条)	5 用語の定義 (法 5 条)
3 管掌 (法 3 条 1 項)	6 権限の委任
Chapter 2 被保険者	195
1 被保険者の資格 (法 7 条)	5 国民年金原簿
2 被保険者資格の取得及び喪失	6 国民年金原簿の訂正の請求
3 被保険者期間の計算	7 基礎年金番号通知書
4 届出 (法 12 条)	

Chapter 3 通則 228

- 1 裁定
- 2 端数処理（法 17 条、令 4 条の 3）
- 3 年金の支給期間及び支払期月
- 4 死亡の推定（法 18 条の 3）
- 5 失踪宣告（法 18 条の 4）
- 6 未支給年金（法 19 条）
- 7 併給の調整
- 8 受給権者の申出による支給停止
- 9 年金の支払いの調整
- 10 損害賠償請求権（法 22 条）
- 11 受給権の保護及び公課の禁止

Chapter 4 老齢基礎年金 247

- 1 老齢基礎年金の対象者
- 2 支給要件（法 26 条）
- 3 受給資格期間の特例
- 4 老齢基礎年金の額
- 5 振替加算
- 6 老齢基礎年金の支給の繰上げ
- 7 老齢基礎年金の支給の繰下げ
- 8 老齢基礎年金の失権（法 29 条）

Chapter 5 障害基礎年金 272

- 1 障害基礎年金（法 30 条）
- 2 事後重症による障害基礎年金
- 3 基準障害による障害基礎年金
- 4 20 歳前傷病による障害基礎年金
- 5 併給の調整
- 6 障害基礎年金の額（法 33 条）
- 7 年金額の改定（法 34 条）
- 8 障害基礎年金の失権
- 9 障害基礎年金の支給停止

Chapter 6 遺族基礎年金 292

- 1 支給要件（法 37 条）
- 2 遺族の範囲（法 37 条の 2）
- 3 遺族基礎年金の額（法 38 条）
- 4 遺族基礎年金の失権（法 40 条）
- 5 遺族基礎年金の支給停止

Chapter 7 その他の給付 301

- 1 付加年金
- 2 寡婦年金
- 3 死亡一時金
- 4 脱退一時金（法附則 9 条の 3 の 2）

Chapter 8 給付の制限 314

- 1 絶対的給付制限（法 69 条、71 条）
- 2 裁量的給付制限（法 70 条）
- 3 支給停止（法 72 条）
- 4 一時差止め（法 73 条）

Chapter 9 積立金の運用 317

- 1 運用の目的（法 75 条）
- 2 積立金の運用（法 76 条）
- 3 運用職員の責務（法 77 条）

Chapter 10 費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 国庫負担（法 85 条ほか） | 7 保険料の免除 |
| 2 基礎年金拠出金 | 8 産前産後の保険料免除 |
| 3 保険料 | 9 保険料の前納（法 93 条） |
| 4 付加保険料（法 87 条の 2） | 10 保険料の追納（法 94 条） |
| 5 保険料の納付義務（法 88 条） | 11 督促及び滞納処分 |
| 6 保険料の納期限（法 91 条） | |

Chapter 11 不服申立て及び雑則・・・・・・・・・・・・・・・・ 340

- | | |
|------------------|-------|
| 1 不服申立て（法 101 条） | 2 雑 則 |
|------------------|-------|

Chapter 12 国民年金基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 国民年金基金（法 115 条） | 6 掛金（法 134 条） |
| 2 国民年金基金の種類 | 7 基金の解散（法 135 条） |
| 3 設立（法 119 条～ 119 条の 4） | 8 合併及び分割 |
| 4 加入員（法 127 条ほか） | 9 国民年金基金連合会 |
| 5 基金の行う業務 | |

【必勝！わかる！勉強法】（ガイダンス）は、この第 4 回には収載していません。
どうぞ、第 1 回をご覧ください。



それでは、始めましょう！
まずは健康保険法からです。いうまでもなく、医療に関する保険です。

Part7

健康保険法

ガイダンス	ガイダンス
Chapter1	総則
Chapter2	保険者
Chapter3	被保険者
Chapter4	被扶養者
Chapter5	標準報酬月額・標準賞与額
Chapter6	届出等
Chapter7	保険者の行う事業
Chapter8	保険医療機関等
Chapter9	病気又はけがに関する保険給付
Chapter10	死亡に関する保険給付
Chapter11	出産に関する保険給付
Chapter12	資格喪失後の保険給付
Chapter13	通則
Chapter14	日雇特例被保険者に関する特例
Chapter15	費用の負担
Chapter16	不服申立て等

健康保険法 ガイダンス

健康保険法の概要、点数配分や出題傾向などをまとめました。健康保険法の学習に入る前に、概要と出題傾向等を押さえておいてください。

1 健康保険法ってどんな法律？

1. 点数配分

点数配分をまとめました。健康保険法は、択一式で10問、選択式で1問、それぞれ出題されます。

	択一式	選択式
健康保険法	10問	1問

2. 健康保険法の概要

健康保険法は医療保険の1つです。けがや病気、死亡、それに出産の場合に保険給付をします。Part 3の労働者災害補償保険法も、医療保険です。その他、一般的な医療保険としては、「国民健康保険」という名称もよく耳にするのではないのでしょうか（国民健康保険はPart 10で登場してきます）。これらの代表的な医療保険の役割分担をまとめると次のようになります。

	職域保険	地域保険
業務外（業務災害以外）	健康保険	業務上、業務外とも
業務上 + 通勤中	労災保険	国民健康保険

※職域保険：会社員などの被用者が加入する保険

地域保険：それ以外の自営業者等が加入する保険

健康保険と労働者災害補償保険は職域保険、国民健康保険は自営業者などを対象とした地域保険になります。職域保険については、業務上か、通勤中か、業務外（業務災害以外）か、によって健康保険と労働者災害補償保険に分かれます。健康保険は、「会社員が、業務外（業務災害以外）でけがや病気になったときに保険給付をする医療保険」ということになります。

3. 健康保険法の特徴

特徴として、次のことが挙げられます。

◆我が国で最も古い医療保険

大正 11 年に制定され、昭和 2 年に全面的に施行されました。 21 折

◆保険者は全国健康保険協会と健康保険組合

全国健康保険協会と健康保険組合が保険者になります。詳しくは本文をご覧ください。

◆被扶養者も対象にしている

本来、「保険」というのは、【元気なうちに**保険料**を払っておいて ⇒**保険事故**が起きたら ⇒**保険給付**をもらう】という原理に則っているものをいいます（労働者災害補償保険法のガイダンスをご参照ください）。

ということは、仮に会社員がいて、保険料を払っているとすると、その会社員は、けがをしたり病気になったときに保険給付をしてもらえることになりますが、自分では保険料を払っていない会社員の奥さんやお子さん（被扶養者）は、保険給付をしてもらえないことになります。それでは困るので、健康保険ではこれらの被扶養者も対象としているのです。

2 出題傾向等

択一式試験では、「総則、保険者、被保険者、被扶養者」、「病気またはケガに關する保険給付」、「標準報酬月額、標準賞与額」、「費用の負担」の4つの項目がよく出題されています。これら4つの項目を合わせて、7割強の出題率になっています。

もちろん、選択式試験もあるので、他の項目も勉強しなければなりません。総合点で7割程度得点する必要があることを考慮すれば、択一式試験については、これらの4つの項目が重点項目である、と考えてよいと思います。健康保険法の択一式試験の勉強では、まずこれらの4つの項目に注力すべきです。

選択式については、出題項目ではなく、出題事項に特徴があります。「数字を含んだ語句」を問うことが多くなっています。「翌月か当月か」といったこともあわせて問うような、単純に数字だけではないものも含まれていますが、それらも含め、約5割が「数字を含んだ語句」の出題になっています。選択式試験対策としても数字を意識してください。出題項目については、強い偏りはありません。



健康保険法は、医療保険に関する事項を定めた法律です。社会保障の主軸をなすものとして、近年とても注目されていて、頻繁に法改正も行われています。給付の種類や数字などを押さえて得意科目にしましょう！

Chapter1

総則

目的と基本的理念で構成されています。

目的では、「労働者とその被扶養者」の「業務災害以外の疾病・負傷・死亡又は出産」について保険給付をすることが明示されています。基本的理念では、健康保険制度が医療保険制度の基本をなすことが明示されています。

この Chapter の構成

1 目的

2 基本的理念

1 目的（法1条）

条文

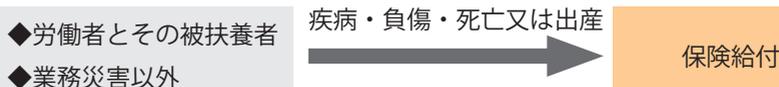
この法律は、**労働者**又はその**被扶養者の業務災害**（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。）**以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産**に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 **3折**



制度趣旨

会社で働く人やその家族が業務災害以外の事由で病気になったりけがをしたりしたときには、必要な医療の給付を行い、会社を休んで給料がもらえないときには、手当金などの生活費の支給を行います。また、会社で働く人やその家族が出産をしたとき、不幸にして亡くなったときにも必要な一時金などの支給を行います。

【健康保険の目的】



PLUS

健康保険は、従来、業務外の負傷等に対して保険給付を行う制度でしたが、平成25年の改正で、業務上の負傷等であっても、労災保険の給付対象にならない場合は、原則として、健康保険の給付対象に含めることになりました。 **28 択**

2 基本的理念（法2条）

21 択

条文

健康保険制度については、これが**医療保険制度の基本**をなすものであることにかんがみ、**高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等**に対応し、その他の**医療保険制度及び後期高齢者医療制度**並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の**効率化**、給付の内容及び費用の負担の**適正化**並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。 **30 選**

Chapter2

保険者

保険者とは運営元です。ガイドンスでも述べたように、全国健康保険協会と健康保険組合が保険者になります。全国健康保険協会は、平成 20 年 10 月にスタートした組織です。従前の政府が行っていた健康保険の運営を引き継いだものです。健康保険組合は、原則として、事業主ごとに設立される法人です。健康保険組合は、その該当する事業主の適用事業所に使用される被保険者の保険を管掌します。

この Chapter の構成

- | | |
|------------|-------------|
| 1 保険者 | 3 健康保険組合 |
| 2 全国健康保険協会 | 4 健康保険組合の設立 |

1 保険者（法 4 条）

条文

健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、**全国健康保険協会及び健康保険組合**とする。

POINT

日雇特例被保険者は、別に保険者の定義があるので、ここでは除かれています。法123条で「日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会とする」と定義されています。 **14・17 択**

1. 全国健康保険協会管掌健康保険（法5条1項）

全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者の保険を管掌します。

- ◆全国健康保険協会が管掌する健康保険のことを「全国健康保険協会管掌健康保険」といいます。
- ◆全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の得喪の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除きます）並びにこれらに附帯する業務は、**厚生労働大臣**が行います。 **21・22 択 5選**

PLUS

管掌とは、管轄の職務として責任をもって取り扱うことをいいます。

POINT

厚生労働大臣の権限に係る事務のうち一定のものは、日本年金機構に行わせるものとされています。また、悪質な滞納者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部は、財務大臣に委任することができます（法204条、204条の2）。

2. 組保管掌健康保険（法6条）

健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌します。

- ◆健康保険組合が管掌する健康保険のことを「組保管掌健康保険」といいます。

PLUS

健康保険法に規定する厚生労働大臣の権限（財務大臣に委任する権限を除きます）は、地方厚生局長に委任することができます。地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができます（法 205 条）。

2 全国健康保険協会



制度趣旨

従来、政府が管掌していた健康保険に関する業務が、平成 20 年 10 月より、全国健康保険協会に移管されました。現在は、全国健康保険協会が、保険者として健康保険の運営を行っています。全国健康保険協会は、非公務員型の法人として設立された保険者で、職員の方々は公務員ではなく民間職員です。本部のほか、都道府県ごとに支部が設けられています。

【全国健康保険協会の組織イメージ図】



1. 設立及び業務（法 7 条の 2）

(1) 全国健康保険協会の設立

健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行うため、**全国健康保険協会**（以下「協会」とします）を設けます。

POINT

- ◆協会は、法人です（法7条の3）。
- ◆協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所（支部）を各都道府県に設置します。 **30 択**

(2) 全国健康保険協会の業務

協会は、次に掲げる業務を行います。

- ① 保険給付（日雇特例被保険者に係る保険給付を含みます）
- ② 保健事業及び福祉事業に関する業務
- ③ その他協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの（日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務を含みます）
- ④ 保険給付に関する、厚生労働大臣の事業主への立入検査等の権限（健康保険組合に係る場合を除きます）に係る事務に関する業務
- ⑤ その他①～④に附帯する業務

PLUS

協会は、これらの業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（厚生労働大臣が行うものを除きます）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護保険法の規定による納付金（介護納付金）の納付に関する業務を行います。

(3) 協会の事業計画等

- ① 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります（法7条の25）。 **26 択**
- ② 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該**事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。変更しようとするときも同様です（法7条の27）。 **21 択**
- ③ 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の**5月31日**までに完結し、作成した財務諸表に、事業報告書等を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完

結後 **2 カ月以内**に厚生労働大臣に提出し、その**承認**を受けなければなりません（法7条の28）。 **26・1 択**

- ④ 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければなりません。厚生労働大臣は、評価を行ったときは、**遅滞なく**、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければなりません。（法7条の30）。 **23・30 択**

PLUS

協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません（法7条の34）。 **24 択**

2. 役員

(1) 役員（法7条の9） **5 択**

協会に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置きます。

(2) 役員の内命（法7条の11） **21 択**

- ① 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命します。
- ② 厚生労働大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、**運営委員会**の意見を聴かなければなりません。
- ③ 理事は、理事長が任命します。
- ④ 理事長は、理事を任命したときは、**遅滞なく**、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければなりません。

(3) 役員の内命（法7条の12） **5 択**

役員の内命は **3 年**とします。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とします。再任することもできます。

PLUS

- ① 理事長は、協会を代表し、その業務を執行します。
- ② 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し又はその職務を行います。 **5 択**
- ③ 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができます。
- ④ 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査します。
(法7条の10)

3. 運営委員会

(1) 運営委員会の設置（法7条の18）

事業主（被保険者を使用する適用事業所の事業主をいいます）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に**運営委員会**を置きます。

(2) 委員の任期

委員の任期は**2年**とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。再任することもできます。

PLUS

- ◆運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命します（実際は3人ずつです）。 **30 択**
- ◆運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができます。

4. 評議会（法7条の21）

(1) 評議会

協会は、**都道府県ごと**の実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに**評議会**を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとします。 **26 択**

(2) 評議員

評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所（一括された適用事業所を含みます。以下同じ）の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が委嘱します。

3 健康保険組合（法8条）

条文

健康保険組合は、適用事業所の**事業主**、その適用事業所に使用される**被保険者**及び**任意継続被保険者**をもって組織する。 **15・3 択**

4 健康保険組合の設立

健康保険組合の設立の仕方としては、事業主が自主的に設立する「任意設立」と、厚生労働大臣が設立命令を出す「強制設立」があります。

1. 任意設立の要件（法11条、12条）

健康保険組合の任意設立には、まず**事業所の規模の要件**があり、その他、**同意等の要件**があります。

(1) 事業所の規模要件

事業主が単独で設立する「単独設立」の場合と、例えば、業界単位など複数の

事業主で共同して設立する「共同設立」の場合で、事業所の規模要件が異なります。

① 単独設立

1 又は 2 以上の適用事業所について、**常時 700 人以上**の被保険者を使用する事業主は、健康保険組合を設立することができます。 **14 選**

② 共同設立

適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができます。この場合において、被保険者の数は、**合算して常時 3,000 人以上**でなければなりません。 **14・29 選**

PLUS

「2 以上の適用事業所」とは、1 つの企業で本社だけでなく、営業所や支店、工場などもまとめて健康保険組合を設立する場合という意味です。

(2) その他の要件 **14 選 4 択**

健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される**被保険者の 2 分の 1 以上の同意**を得て、**規約**を作り、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。

POINT **4 択**

2 以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合における同意は、**各適用事業所について**得なければなりません（法 12 条 2 項）。

2. 強制設立の要件（法 14 条）

- ① 厚生労働大臣は、1 又は 2 以上の適用事業所（任意適用事業所を除きます）について、常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ずることができます（今のところ 1 例もありません）。
- ② 強制設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされています。

3. 成立の時期（法 15 条）

健康保険組合は、**設立の認可を受けた時**に成立します。

【組合会】

健康保険組合には、組合会議員で組織された組合会が置かれます。(法 18 条)
→ 組合会は、組合の意思決定機関です。

【役員】

- ① 役員として、理事と監事が置かれます。
- ② 理事の定数は、偶数で、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において互選し、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、互選します。 **21 択**
- ③ 理事のうち 1 人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙します。
- ④ 監事は、組合会で、設立事業所の事業主の選定した組合会議員、及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、1 人ずつ選挙します。

4 択

- ⑤ 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼任できません。
(法 21 条) **22・4 択**

PLUS

- ◆健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、その年度の開始前に、**厚生労働大臣**に届け出なければなりません (令 16 条 1 項)。 **24 択**
- ◆健康保険組合は、**毎年度終了後 6 カ月以内**に、事業及び決算に関する報告書を作成し、**厚生労働大臣**に提出しなければなりません。また、報告書は健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければなりません (令 24 条)。 **5 択**
- ◆健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、**厚生労働大臣**の認可を受けなければなりません。 **14 択**

4. 組合員 (法 17 条)

健康保険組合が設立された適用事業所 (以下「設立事業所」といいます) の**事業主**及びその設立事業所に使用される**被保険者**は、健康保険組合の組合員とされます。また、被保険者は、設立事業所に使用されなくなったときであっても、**任意継続被保険者**であるときは、健康保険組合の組合員とされます。 **14 択**

POINT

- ◆健康保険組合は、設立事業所の事業主、その設立事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者で組織されます。
- ◆特例退職被保険者がいる場合には、特例退職被保険者も含まれます。
- ◆設立に同意しなかった被保険者も含めて組合員となります。

5. 健康保険組合の合併・分割（法 23 条・24 条）

健康保険組合は、**合併又は分割**しようとするときは、組合会において**組合会議員の定数の 4 分の 3 以上**の多数により議決し、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。 **17・20・25・30 択**

POINT

分割は、設立事業所の一部について行うことはできません。 **20 択**

6. 健康保険組合の設立事業所の増減（法 25 条）

健康保険組合がその設立事業所を**増加させ、又は減少**させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の**事業主の全部**及びその適用事業所に使用される**被保険者の 2 分の 1 以上の同意**を得なければなりません。 **20・28・3 択**

7. 健康保険組合の解散（法 26 条） **23 択**

健康保険組合は、下記に掲げる理由により解散します。ただし、①又は②に掲げる理由により解散しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。

- ① **組合会議員の定数の 4 分の 3 以上**の多数による組合会の議決
- ② 健康保険組合の**事業の継続の不能**
- ③ **厚生労働大臣による解散命令**

8. 健康保険組合解散後の健康保険の取扱い

協会が、解散により消滅した健康保険組合の**権利義務を承継**します。21・29 択

9. 指定健康保険組合による健全化計画の作成（法 28 条）

健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合（赤字の健康保険組合のことです）であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの（**指定健康保険組合**）は、**健全化計画**（財政の健全化に関する計画）を定め、**厚生労働大臣の承認**を受けなければなりません。健全化計画を変更しようとするときも、同様です。17 択

承認を受けた指定健康保険組合は、承認を受けた健全化計画に従い、その事業を行わなければなりません。13・30 択

POINT

健全化計画は、厚生労働大臣の指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする3年間の計画です。25 選

これで、保険者の Chapter は終了です。制度の運営元に関する Chapter でした。

次は、被保険者（＝制度に加入する側）に関する Chapter です！



Chapter3

被保険者

健康保険の被保険者は、適用事業所に使用されている「当然被保険者」、資格喪失後に任意で継続している「任意継続被保険者」、「特例退職被保険者」、及び日雇労働者で一定要件を満たした「日雇特例被保険者」の4種類です。

※ 日雇特例被保険者については Chapter14 にまとめてあります。



この Chapter の構成

- 1 適用事業所
- 2 当然被保険者
- 3 適用除外・共済組合の特例
- 4 資格取得・喪失の時期
- 5 任意継続被保険者
- 6 特例退職被保険者
- 7 資格の得喪の確認

1 適用事業所（法3条3項）

健康保険は事業所単位で適用されるかどうかを決定し、原則として、その適用される事業所（適用事業所）に使用される者を被保険者としています。適用事業所には、強制適用事業所と任意適用事業所があります。

1. 強制適用事業所

(1) 強制適用事業所 2314・23・1 択

次のいずれかに該当する事業所をいいます。

- ① 法定 17 業種の事業所であって、常時 5 人以上の従業員を使用するもの
- ② 国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

PLUS

法定 17 業種とは、次の①～⑰までの 17 種類の業種をいいます。17 択
⇒令和 4 年 10 月より、⑰の土業等の事業が法定業種に加わりました。

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 14 択
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積卸しの事業
- ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
- ⑧ 物の販売又は配給の事業
- ⑨ 金融又は保険の事業
- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業
- ⑪ 媒介周旋の事業
- ⑫ 集金、案内又は広告の事業
- ⑬ 教育、研究又は調査の事業
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ⑮ 通信又は報道の事業
- ⑯ 社会福祉事業及び更生保護事業
- ⑰ 弁護士、沖縄弁護士、外国法務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士の事業（法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業） 5 択

POINT

外資系の企業も、要件に該当すれば、健康保険の適用事業所となります。

(2) 法定 17 業種以外

法定 17 業種以外の事業には、下記のようなものがあります。

- ① 農林、畜産、養蚕、水産業
- ② 旅館、料理店、飲食店、映画館、理美容業
- ③ 宗教業 等

2. 任意適用事業所

(1) 任意適用の要件（法 31 条） 22・30 折

条 文

- 1 適用事業所以外の事業所の事業主は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。
- 2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に**使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の 2 分の 1 以上の同意**を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。



制度趣旨

強制適用事業所以外の事業所は、認可を受けて適用事業所になることができます。認可後は、強制適用事業所と同様に扱われます。

任意適用の認可があったときは、**申請に同意しなかった者も含め**、被保険者となります。 16 折

POINT

「被保険者となるべき者の 2 分の 1」であることに注意！適用除外の者は含みません。 ⇒ 保険料の負担を伴う同意だからです。

(2) 擬制的任意適用 (法 32 条)

強制適用事業所が、事業内容の変更又は従業員数の減少により、強制適用事業所に該当しなくなったときは、**任意適用事業所の認可があったものとみなされず。** 15・17・27・5 択

POINT

その事業所に使用されている者については、引き続き、被保険者としての資格が継続します。

(3) 任意適用の取消し (法 33 条) 26 択

任意適用事業所の事業主は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができます。ただし、厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、事業所に**使用される者 (被保険者である者に限り)**の**4分の3以上の同意**を得て、厚生労働大臣に申請しなければなりません。 21 択

任意適用取消しの認可があったときは、**同意をしなかった者を含め**、すべての被保険者が認可のあった日の翌日に、その資格を喪失します。

【適用事業所のまとめ】

従業員の数

5人 ▶

強制適用事業所			
			任意適用事業所
法定 17 業種	法定 17 業種 以外の業種	法定 17 業種	法定 17 業種 以外の業種
法人等		個人	

労働保険（徴収法）と異なり、従業員が希望したとしても、事業主が、健康保険に加入する義務はありません。また、従業員が希望したとしても、任意適用の取消しの手続をする必要もありません。徴収法との違いを横断的に押さえてください。 24・28・2 択



3. 適用事業所の一括（法 34 条）

条 文

- 1 二以上の適用事業所の**事業主が同一**である場合には、当該事業主は、**厚生労働大臣の承認**を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。
- 2 前項の承認があったときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

⇒ 全体で1つの適用事業所とみなされます。

2 当然被保険者

適用事業所に使用される者は、**適用除外の者を除き**、当然に被保険者となります（本書では、「当然被保険者」といいます）。

(1) 外国人

国籍に関係なく、適用事業所に使用されていれば外国人であっても、当然被保険者となります。 **14・18 択**

(2) 任意適用の同意をしなかったもの

適用事業所以外の事業所が任意適用事業所となった場合、任意適用の同意をしなかったものも当然被保険者となります。

(3) 試用期間中のもの

試用期間中であっても、適用事業所に使用されていれば当然被保険者となります。 **16 択**

(4) 個人事業所の事業主

個人事業所の事業主は、事業所に使用される者ではないので被保険者とはなりません。 **14・29 択**

通 達

- ◆法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労働の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得する（昭24.7.28 保発74号）。 **14・17・22・1 択**
- ◆被保険者が、その雇用又は使用されている事業所の労働組合の専従役員となった場合は、従前の事業主との関係においては、被保険者の資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となる（昭24.7.7 職発921号）。 **25・3 択**

POINT

派遣労働者は、**派遣元**で被保険者になります。 **24 択**

3 適用除外（法3条1項、平24法附則46条）



制度趣旨

下表の左欄に該当する者は、被保険者となることができません（日雇特例被保険者となる場合を除きます）。ただし、その者が表の右欄に該当する場合は、被保険者の資格を取得します。

1. 適用除外

適用除外となる者		被保険者となる場合
① 船員保険の被保険者		船員保険の被保険者のうち疾病任意継続被保険者である場合 18 択
② 臨時に 使用され る者	(a) 日々雇い入れられる者	1カ月を超え 、引き続き使用されるに至った場合（その日から） 27 択
	(b) 2カ月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの	定めた期間を超え 、引き続き使用されるに至った場合（その日から） * 1 14・22・23・5 択

③ 事業所で 所在地が一定しないもの に使用される者 2 択	—
④ 季節的業務 に使用される者	継続して 4 カ月を超えて 使用されるべき場合 (初めから 被保険者になります) * 2
⑤ 臨時的事業の事業所 に使用される者	継続して 6 カ月を超えて 使用されるべき場合 (初めから 被保険者になります)
⑥ 国民健康保険組合の事業所に使用される者 26 択	—
⑦ 後期高齢者医療の被保険者等 * 3 20・21 択	—
⑧ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者 * 4	—

- * 1 「定めた期間」を超えたら、その日から被保険者になります。「2 カ月」とは限らないことに注意！
- * 2 季節的業務に使用されている者で当初 3 カ月の契約であったものが、業務の都合で 4 カ月を超えて使用されても被保険者とはなりません。**25・2 択**
- * 3 後期高齢者医療の被保険者等とは、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療の被保険者と、生活保護を受けている等の一定の要件に該当したことにより、その被保険者とならないものをいいます (Part10 Chapter 3 をご参照ください)。
- * 4 健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限ります。

2. 短時間労働者に関する適用除外



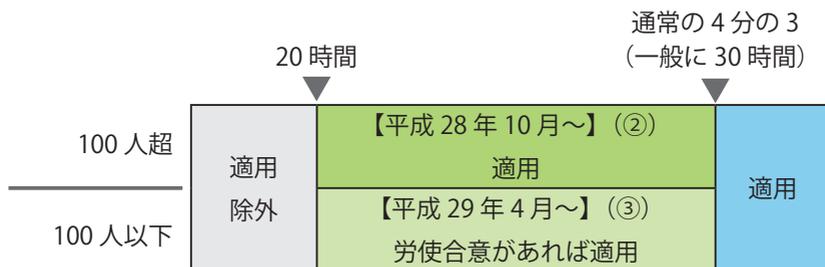
制度趣旨

短時間労働者については、従来より、所定労働時間又は所定労働日数が、正社員などの通常の労働者の 4 分の 3 未満の場合（一般に、週の所定労働時間が **30 時間未満**の場合など）は、健康保険及び厚生年金保険を適用しないこととしています。この適用除外につき、平成 28 年 10 月及び平成 29 年 4 月に法改正があり、週の所定労働時間が **20 時間以上**の場合で所定の要件を満たした短時間労働者は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象とすることになりました。

(1) 取扱いの概要

- ① 原則的には、所定労働時間又は所定労働日数が正社員などの**通常の労働者の4分の3未満**の場合は、健康保険及び厚生年金保険を適用しません。 **3 択**
 - ② 所定の**従業員が100人を超える事業所（特定適用事業所）**では、**週の所定労働時間が20時間以上など**の要件を満たした場合は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象とします。
 - ③ 特定適用事業所以外の適用事業所（国、地方公共団体の適用事業所を除きます。2.において同じ）については、**労使合意があり、週の所定労働時間が20時間以上など**の所定の要件を満たした場合は、健康保険及び厚生年金保険に加入できます。
- ⇒ 令和4年10月より、②及び③の適用に係る事業所の規模要件が、「500人超」から「100人超」に改正されました。

【短時間労働者への健康保険及び厚生年金保険の適用のイメージ】



※実際には、「20時間以上」以外の要件も満たす必要があります。

(2) 特定適用事業所での取扱い

① 特定適用事業所

「**特定適用事業所**」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される**特定労働者**の総数が**常時100人を超えるもの**の各適用事業所をいいます。 **29・5 択**

PLUS

- ◆ 「特定労働者」とは、70歳未満の者のうち、厚生年金保険法の適用除外のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいいます。

PLUS

- ◆ 「特定4分の3未満短時間労働者」とは、次の①又は②に掲げる者であって適用除外のいずれにも該当しないものをいいます。
 - ① 1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者
 - ② 1カ月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1カ月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者
- ◆ 「通常の労働者」は、事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する通常の労働者をいいます。
- ◆ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいいます。

「特定労働者」は、【従来から被保険者になっている労働者】（＝正社員＋4分の3以上働く人）のことです。



② 特定適用事業所での取扱い

1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の**4分の3未満である短時間労働者**又は1カ月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1カ月間の所定労働日数の**4分の3未満である短時間労働者**で、かつ、次のイからハまでのいずれかの要件に該当するものは、被保険者としません。

- イ 1週間の所定労働時間が**20時間未満**
- ロ 報酬（最低賃金法に規定する、最低賃金から除外される賃金（臨時の賃金等：Part6 Chapter4 最低賃金法 参照）を除きます）について、資格取得時決定の例により算定した額が、**月額88,000円未満 29・30・2択**
- ハ 高等学校の**生徒**、大学の**学生**その他の者

POINT

事業主は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又は1カ月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1カ月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者であって、イからハまでのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別」の変更があったときは、事実があった日から**5日以内**に、届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければなりません（則28条の3）。 **29 択**



②は、逆に考えるとわかりやすくなります。4分の3未満であっても「イ～ハのいずれの要件にも該当しなければ」被保険者になるわけです。すなわち、

◆ **20時間以上**

◆ **月額 88,000 円以上**

◆ **学生等でない**

という要件を満たせば被保険者になります。 **4 選**

(3) 特定適用事業所以外の適用事業所での取扱い

① 原則

特定適用事業所以外の適用事業所に使用される**特定4分の3未満短時間労働者**は、健康保険の被保険者としません。

PLUS

国又は地方公共団体の適用事業所については、適用事業所の規模にかかわらず、特定4分の3未満短時間労働者を被保険者とします。

② 特定適用事業所に該当しなくなった場合の扱い（平 24 法附則 46 条 2 項）



制度趣旨

特定適用事業所に該当しなくなった場合、原則的には、そのまま被保険者とし、例外として、所定の同意があれば、被保険者としません。

特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される**特定 4 分の 3 未満短時間労働者**については、**引き続き健康保険の被保険者**とします。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の区分に応じ、それぞれ定める**同意**を得て、**保険者等**（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあっては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあっては当該健康保険組合。以下同じ）に当該**特定 4 分の 3 未満短時間労働者**について①の規定の適用を受ける旨の**申出**をした場合は、当該**特定 4 分の 3 未満短時間労働者**は、健康保険の被保険者としません。 **30 択**

区分	同意
当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上 で組織する労働組合があるとき	当該労働組合の 同意
上記に規定する労働組合がないとき	イ又はロに掲げる同意 イ 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上の同意

PLUS

「4 分の 3 以上同意対象者」とは、当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び 70 歳以上の使用される者をいいます。

③ 労使合意に基づく適用の拡大（平 24 法附則 46 条 5 項・7 項）



制度趣旨

労使合意があり、週の所定労働時間が 20 時間以上などの所定の要件を満たした場合には、健康保険及び厚生年金保険に加入できます。

特定適用事業所（②の原則的な考え方により引き続き健康保険の被保険者である**特定 4 分の 3 未満短時間労働者**を使用する適用事業所を含みます）**以外の適用事業所**の事業主は、次の区分に応じ、それぞれに定める**同意**を得て、保険者等に当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される**特定 4 分の 3 未満短時間労働者**について健康保険の被保険者とする旨の**申出**をすることができます。 **2 択**

区分	同意
当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 2 分の 1 以上同意対象者の過半数 で組織する労働組合があるとき	当該労働組合の 同意
上記に規定する労働組合がないとき	イ又はロに掲げる同意 イ 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 2 分の 1 以上同意対象者の過半数を代表する者の同意 ロ 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 2 分の 1 以上同意対象者の 2 分の 1 以上の同意

PLUS

「**2 分の 1 以上同意対象者**」とは、当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、70 歳以上の使用される者及び特定 4 分の 3 未満短時間労働者をいいます。

④ 労使合意に基づく適用の取消し（平 24 法附則 46 条 8 項）

③ の申出をした事業主は、次の区分に応じ、それぞれに定める**同意**を得て、**保険者等**に当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される**特定 4 分の 3 未満短時間労働者**について**健康保険の被保険者**としない旨の**申出**ができます。

区分	同意
当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上 で組織する労働組合があるとき	当該労働組合の 同意
上記に規定する労働組合がないとき	イ又はロに掲げる同意 イ 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される 4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上の同意

PLUS

- ◆②、③、④の申出は、厚生年金保険の適用における同様の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時にを行わなければなりません。
- ◆②、④の申出があつたときは、当該特定 4 分の 3 未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限ります）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失します。
- ◆③の申出により被保険者となる特定 4 分の 3 未満短時間労働者については、当該申出が受理された日に被保険者の資格を取得します。

4 共済組合に関する特例（法 200 条）

国に使用される被保険者、地方公共団体の事務所に使用される被保険者又は法人に使用される被保険者であって、共済組合の組合員であるものに対しては、健康保険法による保険給付は行いません。この場合、共済組合の組合員は、共済組合の短期給付（健康保険相当部分）を各共済組合から受けることができます。私立学校教職員共済制度の加入者についても同様に扱います。 **1 択**

PLUS

- ◆保険給付を受けない者に関しては、保険料を徴収しません（法 202 条）。
- ◆令和 2 年 6 月 5 日に公布された改正法による国家公務員共済組合法等の改正により、従来、健康保険が適用されていた国・地方公共団体等の短時間勤務職員等に対して、令和 4 年 10 月 1 日より国家公務員共済組合制度等の短期給付が適用されています。

5 資格取得の時期（法 35 条）

当然被保険者は、次の①～③のいずれかに該当した日^日から、被保険者の資格を取得します。

- ① 適用事業所に使用されるに至った日
- ② その使用される事業所が適用事業所となった日
- ③ 適用除外に該当しなくなった日

POINT

- ◆試みに使用される者についても、雇入れ当初から被保険者となります。
16・22・26・2 択
- ◆被保険者の資格取得が適正である場合、その資格取得前の疾病又は負傷についても保険給付を行います。 **22・23・2 択**

過去問

新たに使用されることとなった者が当初から自宅待機とされた場合、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われるときは、休業手当の支払の対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。

→○(昭 50.3.29 保険発 25 号・庁保険発 8 号) 26・2・4 択

6 資格喪失の時期 (法 36 条)

当然被保険者は、下記の ①～④ のいずれかに該当するに至った**日の翌日**から、被保険者の資格を喪失します。ただし、その事実があった日に更に当然被保険者の資格を取得したときは、**その日**から被保険者の資格を喪失します。 22・5 択

- ① 死亡したとき
- ② その事業所に使用されなくなったとき
- ③ 適用除外に該当するに至ったとき
- ④ 任意適用事業所の任意適用の取消しの認可があったとき

通 達

- ◆同一の事業所において雇用契約上一旦退職した者が、一日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続していることから、被保険者の資格も継続する。
- ◆ただし、60 歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるものについては、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない。 24・26・1 択

⇒ 厚生年金保険法も同様に扱います。

(平 25.1.25 保保発 0125 第 1 号ほか)

過去問

労働者派遣事業の事業所に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の被保険者資格の取扱いは、派遣就業に係る一の雇用契約の終了後、最大1カ月以内に同一の派遣元事業主のもとで派遣就業に係る次の雇用契約（1カ月以上のものに限る）が確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格を喪失させないことができる。 → ○ 23・5択

通達

雇用契約は存続するけれども、事実上の使用関係がなく、かつ、休業手当も支給されないものについては、被保険者資格を喪失させる（昭25.4.14保発20号）。 5択

7 任意継続被保険者（法3条4項、37条）



制度趣旨

任意継続被保険者制度とは、被保険者が退職などによって当然被保険者の資格を喪失した後であっても、一定の要件の基に任意で被保険者資格を継続する制度です。

1. 資格取得

28・1択

任意継続被保険者になるには、次の①～④の要件を満たさなければなりません。 22択

- ① 適用事業所に使用されなくなったため、又は適用除外に該当するに至ったため **当然被保険者の資格を喪失**した者であること
- ② 資格喪失の日の前日まで**継続して2カ月以上**当然被保険者であったこと
14・16・4択
- ③ 資格喪失の日から**20日以内**に保険者に申し出ること 23択
- ④ **船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等でない**こと

POINT

- ◆任意継続被保険者は、当然被保険者の資格を喪失した日に任意継続被保険者の資格を取得します。
- ◆事業所の任意適用取消しにより当然被保険者の資格を喪失した者は、任意継続被保険者になることはできません。 15・18 択
- ◆日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である期間は、「継続して2カ月以上」には含まれません。

PLUS

保険者は、正当な理由があると認めるときは、申出の期間を経過した後の申出であっても、受理することができます。 2 択

2. 資格喪失（法 38 条）

任意継続被保険者は、次の①～④のいずれかに該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失し、次の⑤～⑦のいずれかに該当するに至ったときは、その日から、その資格を喪失します。 22・26・1 択

翌日喪失	当日喪失
① 任意継続被保険者となった日から起算して 2 年を経過 したとき 14・15 択	⑤ 当然被保険者となった とき
② 死亡 したとき	⑥ 船員保険の被保険者とな ったとき 19 択
③ 保険料を納付期日までに納付しなかつた とき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除きます） 27・29 択	⑦ 後期高齢者医療の被保険者等とな ったとき 26・30 択
④ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、 保険者に申し出た場合 において、その申出が受理された日の属する 月の末日 が到来したとき	

PLUS

任意継続被保険者の申出をした者が、初めて納付すべき保険料を、その納付期日までに納付しなかったときは、正当な理由があると保険者が認めるときを除き、任意継続被保険者とならなかったものとみなします。

23 折

8 特例退職被保険者（法附則 3 条）

特例退職被保険者とは、特定健康保険組合の組合員である被保険者であった者であって、特例退職被保険者にならなければ旧国民健康保険法の規定による退職被保険者であるべきもののうち、その特定健康保険組合の規約で定めるもののことをいいます。 15 折

PLUS

特定健康保険組合とは、厚生労働省令で定める要件に該当するものとして、厚生労働大臣の認可を受けた健康保険組合のことをいいます。 2 折

1. 資格取得

特例退職被保険者になるには、次の①～④の要件を満たさなければなりません。

- ① 特定健康保険組合の組合員である被保険者であったこと
- ② 旧国民健康保険法の規定による退職被保険者であるべきもののうち、その特定健康保険組合の規約で定めるものであること
- ③ 特定健康保険組合に申し出ること
- ④ 任意継続被保険者でないこと

POINT

特例退職被保険者は、**申出が受理された日**から、その資格を取得します。

19 折

PLUS

特例退職被保険者は、同時に2以上の保険者（共済組合を含みます）の被保険者となることができません。

2. 資格喪失

特例退職被保険者は、次の①～③のいずれかに該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失し、④に該当するに至ったときは、その日から、その資格を喪失します。 **24 択**

翌日喪失	当日喪失
① 旧国民健康保険法の規定による退職被保険者であるべき者に該当しなくなったとき ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると特定健康保険組合が認めたときを除きます） 21 択 ③ 特例退職被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、 特定健康保険組合に申し出た場合 において、その申出が受理された日の属する 月の末日 が到来したとき 5 択	④ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき 15・16 択

PLUS

特例退職被保険者の申出をした者が、初めて納付すべき保険料を、その納付期日までに納付しなかったときは、正当な理由があると特定健康保険組合が認めたときを除き、特例退職被保険者とならなかつたものとみなされます。

9 資格の得喪の確認（法 39 条）



制度趣旨

被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等が確認して、初めてその効力を生じます。

1. 得喪の確認

被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等の確認によって、その効力を生じます。 **22 択**

ただし、次の①～③に関しては確認の必要はありません。 **16 択**

- ① 任意適用事業所の**適用の取消し**による被保険者の資格の喪失
- ② **任意継続被保険者**の資格の取得及び喪失
- ③ **特例退職被保険者**の資格の取得及び喪失

PLUS

保険者等とは、被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあってはその健康保険組合をいいます。

2. 確認の方法

確認は、次の①～③のいずれかの方法により行われます。 **16 択**

- ① 事業主の**届出**
- ② 被保険者又は被保険者であった者の**請求**
- ③ 保険者等の**職権**

PLUS

被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、確認を請求することができます（法 51 条）。 **22 択**

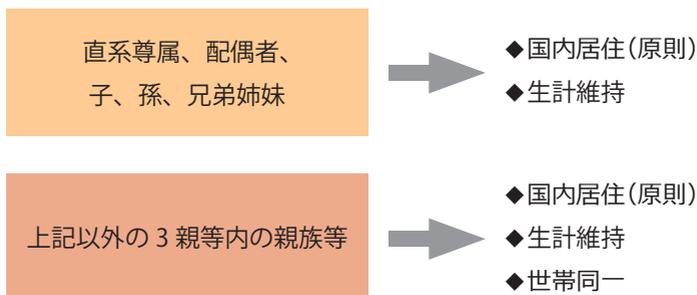
Chapter4

被扶養者

ガイドンスでも記したように、健康保険では扶養されている者(被扶養者)についても保険給付の対象としています。ただし、3親等内の親族であることなど一定の要件を満たすことが必要です。

大ざっぱにいうと、被保険者に近い関係の親族等は、「国内居住(原則) + 生計維持」要件を満たせば被扶養者になり、遠い関係の親族等は「国内居住(原則) + 生計維持」要件に加え、「世帯同一」要件を満たした場合に被扶養者になります。

その他、共働きの場合の扱い、収入がある場合の扱いが規定されています。



このChapterの構成

- 1 被扶養者
- 2 夫婦共同扶養の場合
- 3 収入がある場合

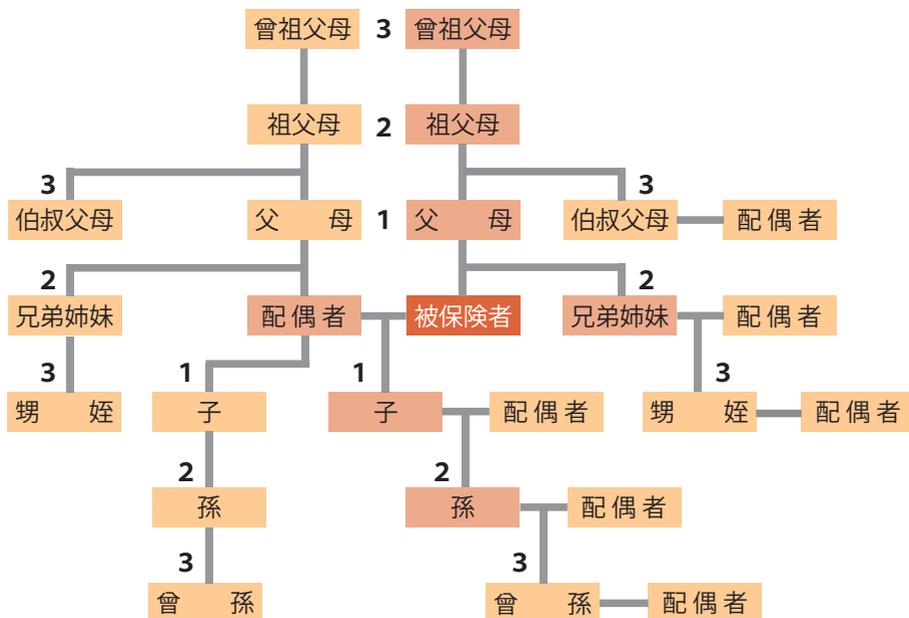
1 被扶養者（法3条7項）

被扶養者とは、次に掲げる者で、**日本国内に住所を有するもの**又は外国において**留学をする学生**その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して**日本国内に生活の基礎がある**と認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいいます。 **2択**

被扶養者	要件
被保険者の 直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹 24 択	主としてその被保険者により 生計を維持 されていること 17・29 択
被保険者の 3 親等内の親族 で上記以外のもの	被保険者と 同一の世帯に属し 、主としてその被保険者により 生計を維持 されていること 30 択

【3 親等内の親族】

※ 数字は親等数



■ 以外の者は同一世帯に属することが要件

PLUS

◆【厚生労働省令で定めるもの】

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 外国に赴任中に結婚した配偶者、生まれた子ども
- ⑤ その他日本国内に生活の基礎がある者

◆後期高齢者医療の被保険者等である者その他健康保険法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者（医療滞在ビザで来日した者、観光等のロングステイビザで来日した者等）は、被扶養者から除外されています。 **20・28 択**

◆直系尊属とは、被保険者本人の父母、祖父母などをいい、被保険者の配偶者の直系尊属は含まれません。 **17 択**

◆配偶者は、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる内縁関係にあるもの）を含みます。

◆この他、次の者も被扶養者となります。

- ① 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの **27・29・1・4 択**
- ② ①の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの **23・30 択**

◆養父母、養子は、父母及び子に含まれます。継父母、継子は父母及び子ではなく、3親等内の親族に含まれます。 **19 択**

通 達

「被保険者と同一の世帯に属する者」とは被保険者と住居及び家計を共同にする者をいう。従って、同一戸籍内にあることは必ずしも必要とせず、また、被保険者が必ずしも世帯主である必要はない（昭 15.6.26 社発 7 号）。

14・25 択

通 達

入院等は一時的な別居であり、入院等の前に同一世帯にあった場合は、同一世帯の要件を満たすものとする（平 11.3.19 保険発 24 号・庁保険発 4 号）。 **13・14・25 択**

2 夫婦共同扶養の場合の被扶養者認定

14 択（令 3.4.30 保保発 0430 第 2 号）

- ① 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の**年間収入**（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から**今後 1 年間の収入を見込んだもの**とします。以下、② 及び ③ で同じです）**が多い方の被扶養者とする**ことを原則とします。**13・29・4 択**
- ② **夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の 1 割以内である場合は**、被扶養者の地位の安定を図るため、**届出により、主として生計を維持する者の被扶養者**とします。**17・29 択**
- ③ 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が**認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者**として差し支えありません。なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできません。

PLUS 5 択

- ◆夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合は、被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とします。
- ◆主として生計を維持する者が Chapter5 **6 5.** に規定する育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。ただし、新たに誕生した子については、あらためて認定手続きを行います。

3 収入がある者の被扶養者認定

(昭 52.4.6 保発 9 号・庁保発 9 号、平 5.3.5 保発 15 号・庁保発 4 号)

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

13・14・17 択

- ① 認定対象者の年間収入が **130 万円未満** (認定対象者が **60 歳以上**の者である場合又はおおむね厚生年金保険法による**障害厚生年金**の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては **180 万円未満**) であつて、かつ、被保険者の年間収入の **2 分の 1 未満**である場合は、**原則**として被扶養者に該当するものとします。
- ② 認定対象者の年間収入が **130 万円未満** (認定対象者が **60 歳以上**の者である場合又はおおむね厚生年金保険法による**障害厚生年金**の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては **180 万円未満**) であつて、かつ、被保険者の年間収入を**上回らない**場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えありません。 **1 択**

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

22・26 択

認定対象者の年間収入が **130 万円未満** (認定対象者が **60 歳以上**の者である場合、又はおおむね厚生年金保険法による**障害厚生年金**の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては 180 万円未満) であつて、かつ、被保険者からの**援助による収入額より少ない**場合には、**原則**として被扶養者に該当するものとします。

PLUS

年間収入には、雇用保険の失業等給付、各公的年金による給付、健康保険法の規定による傷病手当金や出産手当金も含まれます。 **27 択**

Chapter5

標準報酬月額等

標準報酬月額は、原則として、3 カ月(原則毎年4 月～6 月)の給料の平均額を基にして、等級表に当てはめて、年に1 回見直し、決定されます。標準賞与額は、ボーナスの額の1,000円未満の端数を切り捨てて算定します。

健康保険ではこれらの標準報酬月額と標準賞与額を基にして、保険料の徴収や保険給付が行われます。報酬・賞与の定義、標準報酬月額の決定方法、等級表などが定められています。

【標準報酬月額の決定（原則）】



(注) この他に、入社したとき等の資格取得時決定、途中で大きく給料が変動した場合の随時改定、育児休業等を終了した際の改定、産前産後休業を終了した際の改定があります。

【標準賞与額の決定】



この Chapter の構成

- 1 報酬・賞与
- 2 標準報酬月額
- 3 最高等級の改定
- 4 標準報酬月額の決定・改定
- 5 任意継続被保険者の標準報酬月額
- 6 特例退職被保険者の標準報酬月額
- 7 標準賞与額の決定

1 報酬（法3条5項）

条文

この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞とその他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、**労働の対償**として受けるすべてのものをいう。ただし、**臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるもの**は、この限りでない。 **23・24・29・4択**

【報酬の具体例】

	通貨によるもの	現物によるもの
報酬となるもの	基本給（月給・週給・日給等）、通勤手当 24・1択 、役付手当、残業手当、勤務地手当、精皆勤手当、家族手当、宿日直手当、住宅手当、私傷病手当、賞与（年4回以上）等	通勤定期券 20択 、食事（標準価額の3分の2以上を本人負担している場合は除きます） 29選 、社宅、自社製品等
報酬から除かれるもの	年3回以内の賞与 ・決算手当、大入袋、見舞金、解雇予告手当 18択・26択 、退職金 18択 、出張旅費 30択 、交際費、慶弔費等	制服、作業服、見舞品等

PLUS

【現物給与の価額】

報酬又は賞与の全部又は一部が、現物で支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定めます。ただし、健康保険組合は、規約で別段の定めをすることができます（法46条）。

18・26・28・2択

【実際の価額】

上記に基づき、都道府県ごとに現物給与の価額が定められています。なお、原則として、被保険者の**勤務地**が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。派遣労働者については、**派遣元**事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。徴収法、厚生年金保険法等でも同様です。

PLUS

【テレワークの場合の交通費】

- ◆労働契約上の労務提供地が自宅の場合は、一時的に出勤する際の交通費は原則として実費弁償とされ、報酬には含まれません。
- ◆労務提供地が企業である場合は、原則として通勤手当となり報酬に含まれます。 **4択**

【テレワークの場合の在宅勤務手当】

在宅勤務手当が実費弁償的なものでなければ報酬に含まれます。実費弁償的なものであれば、報酬には含まれません。 **4・5択**

2 賞与（法3条6項）

条文

この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、**労働の対償**として受けるすべてのもののうち、**3月を超える期間ごとに受けるもの**をいう。 **29択 3選**

PLUS

- ◆「報酬」や「賞与」の判別は、名称の如何にかかわらず、2以上の異なる性質を有するものであることが諸規定又は賃金台帳等から明らか場合には、**同一の性質を有すると認められるものごと**に行います。 **4択**
- ◆賞与について、7月2日以降新たにその支給が諸規定に定められた場合には、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含みます）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、当該賞与の取扱いは変わりません。
- ◆臨時に支払われるものは、報酬にも賞与にもなりません。
- ◆支給時期が不定期である場合についても賞与として取り扱い、これが年間4回以上支払われているものであれば、報酬として取り扱います。

3 退職金の扱い（平 15.10.1 保保発 1001002 号）

- ① 被保険者の在職時に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、健康保険法に規定する報酬又は賞与に該当します。 **16・23 択** ⇒ 前払退職金は、報酬や賞与にします
- ② 退職を事由に支払われる退職金であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものについては、報酬又は賞与には該当しないものと取り扱います。 **18・21・26 択**

4 標準報酬月額（法 40 条 1 項）



制度趣旨

被保険者が受ける報酬の額は、残業などのため毎月同じ額とは限りません。これをそのまま保険料等の額の計算の基礎とすると、事務的に大変煩雑なものとなってしまいます。そこで、計算しやすい単位で区分した仮の報酬を定め、被保険者が受ける報酬をこの区分に当てはめて保険料等の計算をします。この区分された報酬が標準報酬月額です。

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の区分によって定められています。 **13・19・22・29 択**

等級	標準報酬月額	報酬月額
1	58,000 円	63,000 円未満
2	68,000 円	63,000 円以上 73,000 円未満
49	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
50	1,390,000 円	1,355,000 円以上

従来は 47 等級の区分であった標準報酬の等級区分に、第 48 級～第 50 級の 3 区分が、平成 28 年 4 月 1 日より新たに加えられ、50 等級に改正されました。



5 最高等級の改定（法40条2項）



制度趣旨

等級を弾力的に調整できるように設けられている規定です。最高等級が多人数になった場合には、その上に新たな等級を設けることができます。

条文

毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならない。 14・16・18・28 択 21・3 選

上記の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴くものとされています。 21 選

6 標準報酬月額決定・改定



制度趣旨

決定・改定方法には5種類の方法があります。原則的には年1回、毎年7月に定時決定をします。

1. 標準報酬月額の決定・改定方法

標準報酬月額の決定・改定方法には、次の5種類があります。

① 定時決定	毎年7月に定期的に行う決定
② 資格取得時決定	入社時等に行う決定
③ 随時改定	大きく報酬が動いた場合に行う改定
④ 育児休業等を終了した際の改定	育児休業等終了時の改定
⑤ 産前産後休業を終了した際の改定	産前産後休業終了時の改定

2. 定時決定（法41条）

条文

保険者等は、被保険者が**毎年7月1日**現に使用される事業所において**同日前3月間**〔その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が**17日**〔所定の短時間労働者（※下記）は**11日**〕未満である月があるときは、その月を除く。〕に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。 **29・3 択**



制度趣旨

毎年1回、7月に行う決定を定時決定といいます。1年に1回、実態にあわせて、見直すことになります。

POINT

【所定の短時間労働者】

被保険者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1カ月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1カ月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者

PLUS

事業主は、7月1日現に使用する被保険者の報酬月額について、7月10日までに保険者等に届け出なければなりません（報酬月額算定基礎届）。

毎年4月～6月までの**3カ月間の報酬の月平均額を報酬月額**として、標準報酬月額を求めます。なお、**報酬支払基礎日数が17日（又は11日）未満である月は除きます**。また、4月～6月の報酬は、**実際に4月～6月の間に支払われたもの**をいいます。 **19・20・26 択**

過去問

通常の労働者の定時決定時における標準報酬月額の算定方法について、継続した3カ月のうち、報酬支払基礎日数が17日以上である月が1カ月、15日以上17日未満である月が2カ月である被保険者の場合は、報酬支払の基礎となった日数が、15日以上17日未満である月の報酬月額の平均により算出される。

→× 報酬支払基礎日数が17日未満である月は除かれます。 **20 択**

(1) 定時決定が行われない者

次の①又は②に該当する被保険者については、その年に限り定時決定は行われません。 **24 択**

- ① **6月1日～7月1日**までの間に被保険者の**資格を取得した者** **29 択**
- ② **7月～9月**までのいずれかの月から**標準報酬月額を改定**され、又は改定されるべき者

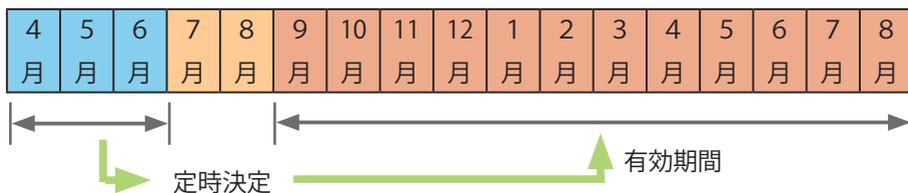
通達

◆標準報酬月額の定時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合においては、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する。ただし、標準報酬月額の決定の際、すでに一時帰休の状況が解消している場合は、当該定時決定を行う年の9月以後において受けるべき報酬をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する（平15.2.25 保保発0225004号・庁保発3号）。 **14・18・1 択**

◆育児（介護）休業期間中の標準報酬月額は、育児（介護）休業開始直前の標準報酬月額の計算の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とする（平11.3.31 保発46号・庁保発9号）。 **13・16・20・1 択**

(2) 定時決定の有効期間

定時決定によって決定された標準報酬月額は、**その年の9月から翌年の8月まで**の各月の標準報酬月額とされます。



3. 被保険者の資格取得時の決定（法 42 条）



制度趣旨

新たに被保険者資格を取得した者がいるときは、保険者等は資格取得時決定を行います。

(1) 資格取得時の決定の方法

被保険者の資格を取得した者は、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額が決定されます。 **21 択**

報酬形態	報酬月額
① 月、週その他一定期間 によって報酬が定められる場合	被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の 30 倍に相当する額 27 択
② 日、時間、出来高又は請負 によって報酬が定められる場合	被保険者の資格を取得した 月前 1 カ月間 にその事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額 30 択
③ 上記①、②によって算定することが困難である場合	被保険者の資格を取得した 月前 1 カ月間 に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額
④ 上記①～③のうち 2 以上に該当する報酬を受ける場合	それぞれについて、①～③の規定によって算定した額の合算額

PLUS

自宅待機に係る者の資格取得時における標準報酬月額の設定は、現に支払われる休業手当等に基づき、算定します。 **4 択**

過去問

日、時間等によって報酬が定められている者が、被保険者資格を取得した場合には、当該資格を取得した月前3カ月間に当該事業所で同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額の平均をもって、その者の報酬月額として、標準報酬月額を設定する。

→ × 当該資格を取得した月前「1カ月間」です。 **21 択**

(2) 資格取得時の設定の有効期間

資格取得時に設定された標準報酬月額は、次の各月の標準報酬月額とされます。

30 択

- ① **1月1日～5月31日まで**の間に被保険者の資格を取得した者

→資格取得月から**その年の8月まで**

- ② **6月1日～12月31日まで**の間に被保険者の資格を取得した者

→資格取得月から**翌年の8月まで** **24・1 択**

4. 随時改定（法43条）



制度趣旨

年に1回の定時決定のほかに、途中で報酬が大きく変動したときに行う随時改定が規定されています。

(1) 随時改定の要件 **1 択**

次の①～③のすべての要件を満たしたときであって、保険者等が必要があると認める場合に、随時改定が行われます。

- ① 定期昇給やベースアップ等**固定的賃金の変動**（現物給与の標準価額が改正されたときを含みます）**又は賃金体系の変更**があったこと **29・3・4 択**
- ② **継続した3カ月間の各月とも**、報酬支払基礎日数が**17日**〔所定の短時間労働者（定時決定の場合と同じ者）は**11日**〕**以上**であること **29 択**
- ③ ②の継続した3カ月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて、**著しく高低**（標準報酬月額の等級に**2等級以上の差**）を生じたこと **14 択**

POINT

次の場合は、標準報酬月額の等級に1等級の変動しか生じませんが、実質的に報酬月額に著しい変動があるので、随時改定の対象となります。

【昇給の場合】

- ① 49級→50級（※1）
- ② 1級（※2）→2級

【降給の場合】

- ③ 50級（※1）→49級
- ④ 2級→1級（※2）

※1 算定した報酬月額が1,415,000円以上の場合に限ります。

※2 算定した報酬月額が53,000円未満の場合に限ります。

16・18・20・21・30 択

(2) 改定後の報酬月額

継続した3カ月間に受けた報酬の総額を**3で除して得た額**が、随時改定後の報酬月額となり、これを基に、標準報酬月額が決定されます。

(3) 随時改定の有効期間 **3 択**

随時改定によって改定された標準報酬月額は、次の各月の標準報酬月額とされます。

- ① **1月～6月まで**のいずれかの月から改定
→ 著しく高低を生じた月の翌月（改定月）から**その年の8月まで**
- ② **7月～12月まで**のいずれかの月から改定
→ 著しく高低を生じた月の翌月（改定月）から**翌年の8月まで**

POINT

「著しく高低を生じた月の翌月」とは、昇給又は降給があった月から数えて4カ月目となります。

⇒昇給等があった月の翌々月（3カ月目）を、「著しく高低を生じた月」としています。**19 折**

5. 育児休業等を終了した際の改定（法 43 条の 2）



制度趣旨

育児休業等が終了し、要件に該当した場合には、随時改定の要件に該当していなくても、申出により、保険者等が標準報酬月額を改定することとしています。高いままの標準報酬月額に基づいた保険料を払わないで済むようにするためです。

(1) 育児休業等を終了した際の改定の要件 **24 折**

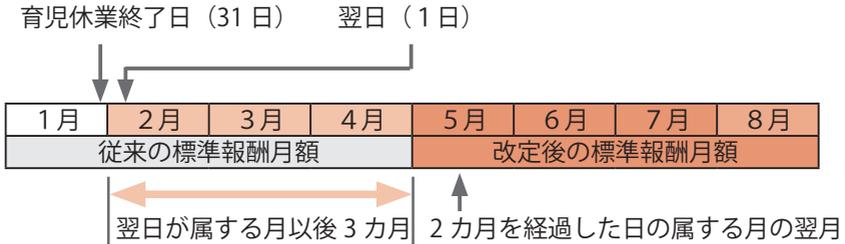
次の①及び②の要件を満たしたときに、育児休業等を終了した際の改定が行われます。

- ① 育児休業等終了日において育児休業等の対象となる **3歳に満たない子**を養育していること
- ② 事業主を経由して保険者等に**申出**をすること

PLUS

- ◆「育児休業等」とは、育児介護休業法に規定する育児休業、3歳に満たない子を養育する者に係る育児休業に関する制度に準ずる措置による休業等をいいます。
- ◆育児休業等終了日の翌日に、**6.**に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この規定の対象から除きます。

【例 2 : 月末に育児休業を終了した場合】



結局、最初の3カ月を基にして、4カ月目から改定しています。

また、有効期間の考え方は、随時改定と同じです。



6. 産前産後休業を終了した際の改定（法 43 条の 3）



制度趣旨

平成 26 年度から新たに適用された規定です。産前産後休業を終了し、要件に該当した場合には、随時改定の要件に該当していなくても、申出により、改定することとしています。内容的には、育児休業等を終了した際の改定に準じています。

PLUS

「産前産後休業」とは、**出産の日**（出産の日が出産の予定日後であるときは、**出産の予定日**）**以前 42 日**（多胎妊娠の場合は **98 日**）**から出産の日後 56 日まで**の間において労務に服さないこと（妊娠・出産に関する事由を理由として労務に服さない場合に限り）をいいます。

(1) 産前産後休業を終了した際の改定の要件

次の①及び②の要件を満たしたときに、産前産後休業を終了した際の改定が行われます。

- ① 産前産後休業終了日において**産前産後休業に係る子を養育していること**
- ② **事業主を経由して保険者等に申出をすること**

PLUS

産前産後休業終了日の翌日に、5. に規定する育児休業等を開始している被保険者は、この規定の対象から除きます。 **1 択**

(2) 改定後の報酬月額

産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の総額を、その期間の月数で除して得た額が、産前産後休業を終了した際の改定後の報酬月額となり、これを基に、標準報酬月額が改定されます。

ただし、報酬月額の算定の基礎となる「3カ月間」については、産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払基礎日数が**17日**〔所定の短時間労働者（定時決定の場合と同じ者）は**11日**〕**未満の月**があるときは、**その月は除かれます。** **3 択**

(3) 産前産後休業を終了した際の改定の有効期間 **3・5 択**

産前産後休業を終了した際の改定によって改定された標準報酬月額は、次の各月の標準報酬月額とされます。なお、①及び②内の「2カ月を経過した日の属する月の翌月」については、5. (3) の解説を参照してください。

- ① **1月～6月までのいずれかの月から改定**
→ 産前産後休業終了日の**翌日から起算して2カ月を経過した日の属する月の翌月（改定月）からその年の8月まで**
- ② **7月～12月までのいずれかの月から改定**
→ 産前産後休業終了日の**翌日から起算して2カ月を経過した日の属する月の翌月（改定月）から翌年の8月まで**

7. 報酬月額の算定の特例（法 44 条）

(1) 保険者算定

被保険者の報酬月額を算定することが困難であるとき、又は算定した額が著しく不当であると認めるときは、保険者等の算定する額が報酬月額とされます。

21・1 択

PLUS

保険者が健康保険組合であるときは、算定の方法を規約で定めなければなりません。 27 択

(2) 2 以上の事業所で報酬を受ける場合

同時に 2 以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について定時決定等によって算定した額の合算額が、その被保険者の報酬月額とされます。 24・4 択

7 任意継続被保険者の場合（法 47 条）

任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の①又は②のうち**いずれか少ない額**が標準報酬月額となります。 13・20・24・29 択

- ① 任意継続被保険者が被保険者の**資格を喪失したときの標準報酬月額**
- ② 前年の**9月30日**の任意継続被保険者の属する保険者が管掌する**全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額**を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額 1 選

PLUS

- ◆ 1月～3月までの標準報酬月額については、前々年の9月30日の標準報酬月額となります。
- ◆ 健康保険組合が平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、規約で定めた額となります。 29 択

POINT

保険者が健康保険組合である場合は、①の額が②の額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、①の額（健康保険組合が②の額を超え①の額未満の範囲内で規約で定めた額があるときは、規約で定めた額を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）をその者の標準報酬月額とすることができます。

8 特例退職被保険者の場合（法附則3条4項）

特例退職被保険者の標準報酬月額は、その特定健康保険組合が管掌する前年の**9月30日**における**特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内**において規約で定めた額を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額とされています。 **13 択 26 選**

PLUS

1月～3月までの標準報酬月額については、前々年の9月30日の標準報酬月額となります。

9 標準賞与額の決定（法 45 条）

条 文

保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに **1,000 円未満**の端数を生じたときは、これを **切り捨てて**、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）における標準賞与額の**累計額が 573 万円を超える**こととなる場合には、当該累計額が 573 万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

19・28・1・3・4 択

PLUS

- ◆年度の途中で転職し、保険者が変更された場合は、保険者ごとに上記の規定を適用します。
- ◆「573 万円」は、平成 28 年 4 月の改正点です。従前は「540 万円」でした。

- ◆ **1,000 円未満の端数を切り捨て**
- ◆ **MAX 合計 573 万円（年度）まで**



A detailed illustration of a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a brown suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is pointing his right index finger upwards. The background is plain white.

標準報酬月額、標準賞与額はよく出題されているものの1つです。

少し量が多いですが、しっかり押さえておきましょう！

Chapter6

届出等

届出等についてまとめています。届出等については、ほかの法律と同様に「いつまでに」、「だれに」、「なにを」を意識します。健康保険の届出についての原則の期日は「5 日以内」です。

それに対して、（実際に原則と例外として規定されている訳ではないのですが）例外として「遅滞なく」、「10 日以内」などがあると考えると整理しやすくなります。

この Chapter の構成

- 1 事業主による届出・書類の保存
- 2 被保険者の届出・申出等
- 3 被保険者証の交付・返納

PLUS

- ◆事業主は、被保険者の資格の得喪、報酬月額及び賞与額に関する事項を被保険者等に届け出なければなりません（法 48 条）。
- ◆事業主は、保険給付を受けようとする者から証明書を求められたとき、又は証明の記載を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことができません（則 33 条）。

1 事業主による届出 (法 48 条ほか)

事業主は、次の事項を保険者等に届け出なければなりません。

届出事項	届出期限 22 択
① 新規適用事業所の届出 24 択	事実があった日から 5 日以内
② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出 17・24 択	事実があった日から 5 日以内
③ 特定適用事業所の該当の届出	事実があった日から 5 日以内
④ 被保険者の資格取得の届出 16 択	事実があった日から 5 日以内
⑤ 共済組合の特例の規定を受けなくなった届出	事実があった日から 5 日以内
⑥ 共済組合の特例の規定を受ける場合の届出	事実があった日から 5 日以内
⑦ 報酬月額 of 届出 (定時決定) 3 択	7月 10 日まで
⑧ 報酬月額の変更の届出 (随時改定) 16・21 択	速やかに
⑨ 育児休業等、産前産後休業を終了した際の 報酬月額変更の届出 4 択	速やかに
⑩ 賞与額の届出 16・30 択	賞与を支払った日から 5 日以内
⑪ 被保険者の個人番号変更の届出	遅滞なく
⑫ 被保険者の氏名変更の届出	遅滞なく
⑬ 被保険者の住所変更の届出	遅滞なく
⑭ 被保険者の資格喪失の届出 14 択 2 選	事実があった日から 5 日以内
⑮ 事業主の氏名等の変更の届出	変更から 5 日以内
⑯ 事業主の変更の届出 28 択	変更から 5 日以内 (変更後 の事業主が提出)
⑰ 給付制限事由該当等の届出 18 択	事実があった日から 5 日以内
⑱ 事業主の代理人選任の届出 23 択	あらかじめ

PLUS

- ◆上記の実際の届書の提出先は、①は厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に健康保険組合の設立に係る適用事業所とするときは健康保険組合）、②、③、⑪～⑬、⑮～⑰は厚生労働大臣又は健康保険組合、④～⑩、⑭は日本年金機構又は健康保険組合とされています **30 択**
- ◆⑫の氏名変更届は、被保険者が協会管掌健康保険の被保険者で、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者で、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限り）は、提出不要です。

2 事業主による書類の保存（則 34 条）

事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より **2年間**、保存しなければなりません。 **16・22・25 択**

3 被保険者の届出

被保険者は、次の事項を保険者（厚生労働大臣が行うとされている業務に関しては、厚生労働大臣）に届け出又は申し出なければなりません。

届出事項等	届出期限
① 選択届 13・23 択 4 選	2 以上の事業所に使用されるに至った日から 10 日以内
② 2 以上の事業所勤務の届出	10 日以内
③ 被扶養者の届出 13・17・30 択	5 日以内 （事業主を經由）

④ 介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合の届出（65歳に達したときを除きます） 21・25・4 択	遅滞なく （事業主を経由）
⑤ 介護保険第2号被保険者に該当するに至った場合の届出（40歳に達したときを除きます） 29 択	遅滞なく （事業主を経由）
⑥ 任意継続被保険者の資格取得の申出	20 日以内
⑦ 任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出	5 日以内

PLUS**【①について】**

同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければなりません。また、2以上の年金事務所に分掌されているときは、年金事務所を選択しなければなりません。 **27 択**

【②について】

①と異なり、管掌する保険者は同じですが、2以上の事業所で使用される場合です。

【③、④、⑤について】

被保険者が任意継続被保険者であるときは、事業主を経由せず、直接、保険者に提出します。 **30 択**

【④、⑤について】

介護保険第2号被保険者である被保険者と介護保険第2号被保険者でない被保険者では、保険料（Chapter15参照）が異なります。

PLUS

実際の届書の提出先は、①、②は厚生労働大臣又は健康保険組合、③～⑤は厚生労働大臣又は健康保険組合（任意継続被保険者の場合は、直接、保険者）、⑥、⑦は保険者とされています。 **29 択 4 選**

4 被保険者による申出

被保険者は次の事由に該当したら、①～③の場合は事業主に対し、④の場合は保険者に対し申出を行います。

申出事項	申出期限 22 択
① 個人番号変更の申出	速やかに
② 氏名変更の申出	速やかに
③ 住所変更の申出 28 択	速やかに
④ 任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出	遅滞なく

PLUS

【③について】

被保険者が協会管掌健康保険の被保険者で、厚生労働大臣が被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、申出は不要です。

【④について】

申出を行うのは、次のいずれかに該当した場合です。

- ◆適用事業所に使用されるに至ったとき
- ◆船員保険の被保険者になったとき
- ◆高齢者の医療の確保に関する法律の規定による障害認定を受けたとき

5 被保険者証の交付（則 47 条）

1. 当然被保険者

保険者は、被保険者証を事業主に送付しなければなりません。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、被保険者に（直接）送付することができます。

また、被保険者証を送付された事業主は、**遅滞なく**、被保険者に送付しなければなりません。 **4 択**



2. 任意継続被保険者

保険者は、被保険者が任意継続被保険者である場合においては、被保険者証を任意継続被保険者に送付しなければなりません。

POINT

【被保険者資格証明書】 **23・26・3 択**

厚生労働大臣は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に必要があると認めたときは、有効期限を定めて被保険者資格証明書を交付します（則 50 条の 2）。

PLUS

被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付、被保険者証の再交付、被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付についても、事業主を経由して送付することが原則ですが、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができます。高齢受給者証の交付などについても同様です。

6 被保険者証の返納（則 51 条）

1. 当然被保険者

被保険者は、下記の①～④（④については、被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、共済組合の特例の規定の適用を受けるに至ったとき）に該当したときは、**5日以内**に、被保険者証を事業主に提出しなければなりません。また、事業主は、**遅滞なく**、被保険者証を回収して、保険者に返納しなければなりません。 **4 択**

- ① 被保険者の資格を喪失したとき
- ② 被保険者の保険者に変更があったとき
- ③ 被保険者の被扶養者が異動したとき
- ④ 共済組合の特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出を行うとき



PLUS

全国健康保険協会に返納するときは、厚生労働大臣を経由して行うこととされています。

2. 任意継続被保険者

任意継続被保険者は、次の①～④に該当したときは、**5日以内**に、被保険者証を保険者に返納しなければなりません。 **22 選**

- ① 任意継続被保険者の資格を喪失したとき
- ② 任意継続被保険者の保険者に変更があったとき
- ③ 任意継続被保険者の被扶養者が異動したとき
- ④ 共済組合の特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出を行うとき

POINT

資格喪失の原因が死亡であるとき、又は被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬費の支給を受けるべき者が、その申請の際、被保険者証を保険者に返納しなければなりません。 **20 択**

POINT

保険者等は、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を事業主に通知し、通知を受けた事業主は、**速やかに**、被保険者又は被保険者であった者に通知しなければなりません。 **1 択**



届出は、特に「いつまでに」
に注意！

Chapter7

保険者の行う事業

保険者は「保険給付(Chapter9以降に収載)」を行います。あわせて、保険者が健康保険組合である場合には、保険給付に加えて「付加給付」を行うことができます。また、保険給付以外に、「保健事業」及び「福祉事業」を行うことができます。

この Chapter の構成

- 1 健康保険組合の付加給付
- 2 法人役員等の保険給付の特例
- 3 保健事業・福祉事業

1 健康保険組合の付加給付（法 53 条）

保険者が**健康保険組合**である場合には、Chapter 9 以降の保険給付（法定給付）にあわせて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができます。それぞれの健康保険組合が独自に行う給付で、法定給付に**上積み**されて行われます。**保険給付の目的**（疾病、負傷、死亡、出産）**以外**の保険事故に対しては、行うことができません。 **24・29 択**

PLUS

傷病手当金に付加する給付は、傷病手当金の支給期間及び傷病手当金の支給期間経過後通算 1 年 6 カ月につき支給できます（令 3.12.22 保発 1222 第 4 号）。 **26 択**

2 法人役員等の特例（法 53 条の 2 ほか）



制度趣旨

平成 25 年改正前は、業務上+通勤中の負傷等は労働者災害補償保険の対象とし、業務外の負傷等は健康保険の対象としていました。平成 25 年改正で、業務上の負傷等であっても、労働者災害補償保険の給付対象にならない場合は、健康保険の給付対象とすることになりました（Chapter1 目的 **PLUS** 参照）。

- ① 上記の改正に対し、法人の役員については、平成 25 年改正前の扱いを変えないこととしました（業務外の事由に限定して、健康保険の給付対象とすることとしました）。 **4 択**
- ② ただし、被保険者が 5 人未満である適用事業所（規模の小さい適用事業所）の役員などで、従業員と同様の業務に従事している者については、業務上の事由による負傷等も含め、健康保険の給付対象とすることとされています。 **26 択**

被保険者又はその被扶養者が**法人の役員**であるときは、被保険者又はその被扶養者の**その法人の役員としての業務**（被保険者の数が **5 人未満**である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、**従業員の業務と同一であるものを除きます**）に起因する**疾病、負傷又は死亡に関する保険給付は行いません**。

原則	特例
適用しない	規模の小さい適用事業で、従業員と同様の業務に従事している場合は、適用する

PLUS

【法人の役員】

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

PLUS

傷病手当金も保険給付の対象になります。 26 択

3 保健事業及び福祉事業（法 150 条）

1. 保健事業

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による**特定健康診査及び特定保健指導**（「特定健康診査等」といいます）を行うものとするほか、それ以外の事業であって、**健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理**及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者の**自助努力についての支援**その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように**努めなければなりません**。 28 択

PLUS

- ◆保険者は、被保険者及びその被扶養者（ここでの「被保険者等」とします）の健康の保持増進のために必要な事業を行うにあたって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法に規定する事業者など）又は使用していた事業者等に対し、被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等を提供するよう求めることができます。事業者等は記録の写しを提供しなければなりません。 4 択
- ◆保険者は、保健事業を行うにあたっては、高齢者医療確保法に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた被保険者及びその被扶養者に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとしします。

2. 福祉事業

保険者は、被保険者及びその被扶養者の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者及びその被扶養者の療養若しくは療養環境の向上、又は被保険者及びその被扶養者の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者及びその被扶養者の福祉の増進のために必要な事業を行うことができます。

PLUS

保険者は、**1.** 及び **2.** の事業に支障がない場合に限り、被保険者及びその被扶養者でない者にこれらの事業を利用させることができます。その場合、保険者は、事業の利用者に対し、利用料を請求することができます。

23・2 択



次は、保険医療機関等や保険医等の指定や登録に関する Chapter です。

Chapter8

保険医療機関等

健康保険の保険給付が適切に行われるように、病院等の指定制度、医師等の登録制度が規定されています。この制度によって一定の質を確保します。

保険医等の登録

保険医療機関での診療や保険薬局での調剤に従事するのは、厚生労働大臣の登録を受けた医師（保険医）や薬剤師（保険薬剤師）でなければならないとされています。

保険医療機関等の指定

健康保険の保険給付は、原則として、厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関等（病院等のこと）で行います。

この Chapter の構成

- 1 保険医又は保険薬剤師
- 2 保険医療機関又は保険薬局
- 3 指定訪問看護事業者

1 保険医又は保険薬剤師（法 64 条）

条文

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は**保険薬局**において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、**厚生労働大臣の登録**を受けた医師若しくは歯科医師（以下「**保険医**」と総称する。）又は薬剤師（以下「**保険薬剤師**」という。）でなければならない。 **13 択**

1. 保険医又は保険薬剤師の登録（法 71 条）

登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の**申請**により**厚生労働大臣**が行います。ただし、申請者が次の①～④のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は登録しないことができます。 **19・2 択**

- ① 健康保険法の規定により保険医又は保険薬剤師に係る登録を取り消され、その取消しの日から**5年を経過しない者**であるとき
- ② 健康保険法等の規定により**罰金の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ③ **禁錮以上の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ④ 保険医又は保険薬剤師として**著しく不相当**と認められる者であるとき

PLUS

厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師に係る登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければなりません。

POINT

- ◆「登録」には有効期間の定めはありません。 **15 択**
- ◆保険医又は保険薬剤師は、健康保険の診療又は調剤にあたらなければならないが、あわせて、健康保険法以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療若しくは調剤にあたるものとされています（法 72 条）。 **14・19 択**

2. 保険医等の登録の抹消（法 79 条 2 項）

保険医又は保険薬剤師は、**1 カ月以上**の予告期間を設けて、その**登録の抹消**を求めることができます。 **13・29 択**

2 保険医療機関又は保険薬局

1. 保険医療機関又は保険薬局の指定（法 65 条）

指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の**申請**により、**厚生労働大臣**が行います。ただし、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は指定をしないことができます。 **13・29 択**

- ① 健康保険法の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る指定を取り消され、その取消しの日から**5 年を経過しないもの**であるとき **26 択**
- ② 保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして、**重ねて指導を受けたもの**であるとき
- ③ 開設者又は管理者が、健康保険法等の規定により**罰金の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき **20・1 択**
- ④ 開設者又は管理者が、**禁錮以上の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑤ 開設者又は管理者が、健康保険法等の社会保険各法の保険料等（社会保険料）について、申請日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けてから正当な理由なく**3 カ月以上、社会保険料のすべてを引き続き滞納している者**であるとき **22 択**
- ⑥ 保険医療機関又は保険薬局として、**著しく不相当**と認められるものであるとき

PLUS

- ◆厚生労働大臣は、病院又は病床を有する診療所の医師、歯科医師、看護師等の人員が、基準に満たないとき等には、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、指定を行うことができます。 14 択
- ◆厚生労働大臣は、保険医療機関に係る指定をしないこととするとき、病床の全部若しくは一部を除いて指定を行おうとするとき、又は保険薬局に係る指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければなりません（法 67 条）。 1 択

2. 保険医療機関又は保険薬局の指定の更新（法 68 条）

指定には有効期間があり、指定の日から起算して **6 年を経過したとき**に、指定の効力を失います。ただし、保険医療機関（病院又は病床のある診療所を除きます）又は保険薬局であって、厚生労働省令で定めるものについては、その**指定の効力を失う日前 6 カ月から同日前 3 カ月までの間に、別段の申出がないときは**、更新の申請があったものとみなします。 14・16・22・28・29 択

POINT

ただし書の自動更新の対象となるのは、病床のない（入院設備のない）診療所と保険薬局となります。 28 択

3. 保険医療機関又は保険薬局のみなし指定（法 69 条）

診療所又は薬局が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合に、医師若しくは歯科医師又は薬剤師について登録があったときは、診療所又は薬局について、保険医療機関又は保険薬局の指定があったものとみなします。 29 択

PLUS

対象となるのは、開業医等で医師が開業医 1 人の診療所である場合等です。

4. 保険医療機関等の指定の辞退（法 79 条 1 項）

保険医療機関又は保険薬局は、**1 カ月以上**の予告期間を設けて、その**指定を辞退**することができます。 **13・22・25・29 択**

PLUS

厚生労働大臣は、所定の要件に該当する場合には、保険医療機関又は保険薬局に係る指定を取り消すことができます。厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問します（法 80 条ほか）。 **20・29・2 択 2 選**

3 指定訪問看護事業者（法 89 条）



制度趣旨

訪問看護事業者は、その名のとおり、訪問看護を行う事業者です。やはり指定制にして、一定の質を確保しています。

指定訪問看護事業者の**指定**は、訪問看護事業を行う者の**申請**により、訪問看護事業を行う事業所（訪問看護事業所）ごとに**厚生労働大臣**が行います。ただし、次の①～⑧のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、指定をしてはならないこととされています。

- ① 申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他**厚生労働大臣が定める者でない**とき
- ② 申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生労働省令で定める**基準及び員数を満たしていない**とき
- ③ 申請者が、指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って**適正な指定訪問看護事業の運営をすることができない**と認められるとき
- ④ 申請者が、指定訪問看護事業者に係る指定を取り消され、その取消しの日から**5年を経過しない者**であるとき **28 択**
- ⑤ 申請者が、健康保険法等の規定により**罰金の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑥ 申請者が、**禁錮以上の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑦ 申請者が、社会保険料について、申請日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けてから正当な理由なく**3カ月以上、社会保険料のすべてを引き続き滞納している者**であるとき **23・5 択**
- ⑧ 申請者が、指定訪問看護事業者として**著しく不適當**と認められる者であるとき

PLUS

- ① 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行う者について、介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限り）等の指定があったときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされます。
- ② 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の失効若しくは指定の取消し若しくは効力の停止は、①の指定の効力に影響を及ぼさないものとされています。 **13 択**

Chapter9

病気・けがに関する保険給付

疾病・負傷に関する保険給付です。下記の種類の保険給付があります。1つ1つの規定は独立しているので、決して難しくありません。それぞれの保険給付の「支給要件」と「保険給付の額」が最も重要な事項です。

病気・けがに対して

- ◆治療（療養）を受けたら……………療養の給付
- ◆入院したら……………入院時食事療養費
入院時生活療養費
- ◆保険の対象外の治療をあわせて受けたら……………保険外併用療養費
- ◆やむを得ず療養の給付等を受けることができなかつたら……………療養費
- ◆訪問看護を受けたら……………訪問看護療養費
- ◆緊急に移送されたら……………移送費

被扶養者に関する保険給付

- ◆被扶養者が療養を受けたら……………家族療養費
- ◆被扶養者が訪問看護を受けたら……………家族訪問看護療養費
- ◆被扶養者が移送されたら……………家族移送費

負担の限度額を超えた場合

- ◆一部負担金等の額が一定の基準を超えたら…高額療養費、高額介護合算療養費

休業中の生活費

- ◆療養中の生活費として……………傷病手当金

1 療養の給付（法 63 条）



制度趣旨

療養の給付とは、治療（療養）を行った場合に支給される保険給付です。実際には、保険医療機関等において現物給付の形で行われます。

1. 療養の給付の範囲

被保険者の疾病（病気）又は負傷（けが）に関しては、次に掲げる療養の給付を行います。 **22 択**

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ただし、次の（1）～（5）に掲げる療養に係る給付は、療養の給付の範囲に含まれません。

（1）食事療養

食事療養とは、食事の提供である療養であって、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護とあわせて行うものをいいます。ただし、**特定長期入院被保険者**に係るものを除きます。

→**入院時食事療養費**の支給の対象となるので除かれます。

PLUS

「**特定長期入院被保険者**」とは、療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、その療養を受ける際、**65 歳**に達する日の属する月の翌月以後である被保険者をいいます。 **19 選 25 択**

(2) 生活療養

生活療養とは、下記に掲げる療養であって病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護とあわせて行うものをいいます。ただし、**特定長期入院被保険者**に係るものに限りません。

→**入院時生活療養費**の支給の対象となるので除かれます。

- ① **食事**の提供である療養
- ② **温度、照明及び給水**に関する適切な療養環境の形成である療養

(3) 評価療養

評価療養とは、厚生労働大臣が定める**高度の医療技術を用いた療養**その他の療養であって、療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から**評価を行うことが必要な療養**（(4)の患者申出療養を除きます）として厚生労働大臣が定めるものをいいます。

→**保険外併用療養費**の支給の対象となるので除かれます。

PLUS

「**評価療養**」とは、具体的には、先進医療（高度医療を含みます）、医薬品の治験に係る診療、医療機器の治験に係る診療等をいいます。

(4) 患者申出療養 28 択

患者申出療養とは、**高度の医療技術を用いた療養**であって、療養を受けようとする者の**申出に基づき**、療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から**評価を行うことが必要な療養**として厚生労働大臣が定めるものをいいます。

→**保険外併用療養費**の支給の対象となるので除かれます。

(5) 選定療養

選定療養とは、被保険者の選定に係る**特別の病室の提供**その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。

→**保険外併用療養費**の支給の対象となるので除かれます。

PLUS

「選定療養」とは、具体的には、次のものが該当します。

- ① 特別の療養環境の提供 ② 前歯部の材料差額
- ③ 200床以上の病院の初診（ほかの病院等からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない場合を除きます） **20・23・26 択 4選**
- ④ 予約診療 **28 択** ⑤ 時間外の診療
- ⑥ 入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に定める状態等にある者の入院等を除きます） 等

【療養の給付の対象となるもの、ならないもの】 **28 択**

療養の給付の対象となるもの	療養の給付の対象とならないもの
けがの処置のための形成手術	二重まぶた等の美容整形
異常分娩など治療する必要があるもの	正常分娩
母体保護法に基づく人工妊娠中絶	経済的理由による人工妊娠中絶
身体に違和感を覚え受診した場合	定期健康診断

2. 療養の給付の受け方



制度趣旨

オンライン資格確認（オンラインで行うマイナンバーカード等を利用した被保険者又は被扶養者の資格の確認方法：「電子資格確認」といいます）が導入されることになりました。給付を受ける場合は、オンライン資格確認又は従来通りの（被保険者証による）資格の確認を受けることとされています。

次の①～③に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（「**保険医療機関等**」といいます）のうち、**自己の選定するものから、電子資格確認その他の定める方法（「電子資格確認等」）**により、被保険者であることの確認を受け、療養の給付を受けます。

- ① **保険医療機関又は保険薬局**
- ② **事業主医療機関等**
- ③ **健康保険組合が開設する病院若しくは診療所又は薬局** **14・20 択**

なお、従来通りの（被保険者証による）資格確認を行う場合は、70歳以上（3.の②及び③の区分のもの）であれば、**高齢受給者証**もあわせて提示しなければなりません。 **16 択**

PLUS

- ◆「**事業主医療機関等**」とは、特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、保険者が指定したものです。会社内の診療所等が該当します。
- ◆**高齢受給者証**とは、70歳に達する日の属する月の翌月以後にあることを証明し、一部負担金の割合などが記載されている証券です（則52条）。

3. 一部負担金（法74条） **27・2選**

保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、療養の給付に要した額に次の①～③に定める割合を乗じた額を、**一部負担金**として、保険医療機関又は保険薬局の窓口で支払わなければなりません。

区 分	負担割合
① 70歳 に達する日の属する 月以前 である場合	100分の30
② 70歳 に達する日の属する 月の翌月以後 である場合（③に掲げる場合を除きます）	100分の20
③ 70歳 に達する日の属する 月の翌月以後 である場合であって、療養の給付を受ける月の 標準報酬月額が28万円以上 であるとき（ 現役並み所得者 ）	100分の30

PLUS

- ◆一部負担金の額に5円未満の端数があるときは切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは10円に切り上げます（法75条）。
- ◆②の負担割合については、平成26年3月31日以前に70歳に達した者は特例措置により1割負担とされています。平成26年4月1日以後に70歳に達する者は2割負担になります。

PLUS

残りの費用は、保険者が、保険医療機関等からの請求に基づき、審査のうえ支払います。審査及び支払いに関する事務は、**社会保険診療報酬支払基金**又は**国民健康保険団体連合会**に委託できます。 **5 択**

ただし、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が 28 万円以上であっても、被保険者及びその被扶養者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者等である場合に限り）について、厚生労働省令で定めるところにより算定した**収入の額が 520 万円**（被扶養者がいない者にあつては、**383 万円**）に**満たない者**については、②の区分となります（令 34 条）。 **15 選 17・18・24 択**

PLUS

被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者となった（健康保険については、被保険者のみの単身世帯になった）場合には、その被扶養者であった者と合算して、収入額が 520 万円未満であれば②の区分となります。

4. 一部負担金の額の特例（法 75 条の 2）

保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとることができます。 **19・23・2 択**

- ① 一部負担金を**減額**すること ② 一部負担金の**支払いを免除**すること
 ③ 保険医療機関又は保険薬局に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その**徴収を猶予**すること **20 択**

PLUS

事業主医療機関等から療養の給付を受ける者は、一部負担金を療養を受けた事業主医療機関等に支払わなければなりません。ただし、保険者が**健康保険組合**である場合においては、規約で定めるところにより、**一部負担金を減額又は免除**することができます（法 84 条 2 項）。

PLUS

健康保険組合は、規約で定めるところにより、健康保険組合が開設する病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者に、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者の**一部負担金の範囲内**において一部負担金を支払わせることができます（法 84 条 3 項）。

2 入院時食事療養費（法 85 条）



制度趣旨

入院時食事療養費とは、その名のとおり、入院したときの食事代です。食事療養に係る標準負担額を自己負担させ、差額を支給します。

1. 入院時食事療養費の支給要件

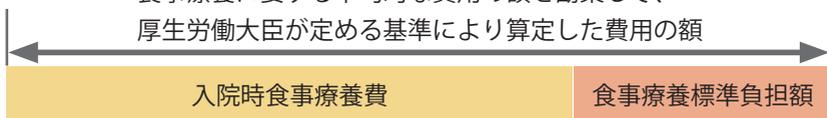
被保険者（**特定長期入院被保険者を除きます**）が、保険医療機関等である病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、入院に係る療養の給付とあわせて受けた**食事療養**に要した費用について、**入院時食事療養費**が支給されます。 **14・5 択**

ただし、実際には、現金による給付ではなく、現物給付の方法で行われています。
14・20 択

2. 入院時食事療養費の額

入院時食事療養費の額は、食事療養に要する**平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準**により算定した費用の額（その額が食事療養に要した費用の額を超えるときは、実際に食事療養に要した費用の額）から、**食事療養標準負担額**を控除した額となります。 **23 択**

食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して、
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額



POINT

厚生労働大臣は、食事療養の費用の額の算定に係る基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとされています。

PLUS

保険医療機関等は、食事療養標準負担額とその他の費用の額を区分した領収証を交付しなければなりません。 27 択

3. 食事療養標準負担額

食事療養標準負担額とは、平均的な家計における**食費の状況**及び**介護保険法**に規定する特定介護保険施設等における**食事の提供**に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額をいいます。 14・17・19 択

区 分		食事療養標準負担額
① 原則（②～④のいずれにも該当しない者）		1食につき 460円
②③、④のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		1食につき 260円
③市町村民税非課税者等	入院日数 90 日以下	1食につき 210円
	入院日数 90 日超	1食につき 160円
④ 70 歳以上の低所得者	27 択	1食につき 100円

※ 1 日の食事療養標準負担額は **3 食に相当する額**を限度とすることとされています。

POINT

栄養点滴は療養の給付です。食事ではありません。 19 択

PLUS

入院日数は、各医療保険（後期高齢者医療制度も含みます）に係る入院日数を合算した日数です。

3 入院時生活療養費（法 85 条の 2）



制度趣旨

療養病床に入院する 65 歳以上の被保険者を対象に、療養の給付とあわせて行う生活療養として、食費及び水道光熱費などの負担を求めるものです。

1. 入院時生活療養費の支給要件 19 選 25・5 択

特定長期入院被保険者が、保険医療機関等である病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、入院に係る療養の給付とあわせて受けた**生活療養**に要した費用について、入院時生活療養費が支給されます。

ただし、実際には、現金による給付ではなく、現物給付の方法で行われています。

2. 入院時生活療養費の額 19・26 選

入院時生活療養費の額は、生活療養に要する**平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準**により算定した費用の額（その額が生活療養に要した費用の額を超えるときは、実際に生活療養に要した費用の額）から、**生活療養標準負担額**を控除した額となります。 5 択

生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して、

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額



POINT

厚生労働大臣は、生活療養の費用の額の算定に係る基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとされています。

5 択

PLUS

保険医療機関等は、生活療養標準負担額とその他の費用の額を区分した領収証を交付しなければなりません。 **28 択**

3. 生活療養標準負担額 **26 選**

生活療養標準負担額とは、平均的な家計における**食費及び光熱水費**の状況並びに病院及び診療所における**生活療養**に要する費用について、**介護保険法**に規定する**食費**の基準費用額及び**居住費**の基準費用額に相当する費用の額を勘案して、厚生労働大臣が定める額をいいます。

区 分	食費 / 1食につき	居住費
① 基準の入院生活療養を算定する保険医療機関に入院している者	460 円	370 円 / 日
② ①の保険医療機関以外の保険医療機関に入院している者	420 円	
③ 市町村民税非課税者等	210 円	
④ 70 歳以上の低所得者	130 円	

※食費は、1日につき**3食に相当する額**を限度とすることとされています。

※指定難病の方等については、所得に応じた減額措置があります。 **20 択**

PLUS

① の保険医療機関は、管理栄養士又は栄養士による管理が行われている医療機関など厚生労働大臣が定める基準に適合して、地方厚生局長等に届け出て、当該基準による生活療養を行う保険医療機関です。

4 保険外併用療養費（法 86 条）



制度趣旨

高度な医療等で、保険が適用できないようなものを受けた場合でも、通常の保険適用部分に相当する部分については、保険外併用療養費でカバーすることとされています。

1. 保険外併用療養費の支給要件

被保険者が、**保険医療機関等**のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、**評価療養**、**患者申出療養**又は**選定療養**を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費が支給されます。**28・1 択**

ただし、実際には、現金による給付ではなく、現物給付の方法で行われています。

18・24 択

2. 保険外併用療養費の額 **21 択**

保険外併用療養費の額は、次の区分による額とされています。

区 分	保険外併用療養費の額
原 則	下記①の額
食事療養が含まれるとき	下記①の額＋②の額
生活療養が含まれるとき	下記①の額＋③の額

- ① **療養**（食事療養及び生活療養を除きます）につき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が療養に要した費用の額を超えるときは、実際に療養に要した費用の額）から、一部負担金に相当する額（一部負担金の額の特例の措置がとられるときは、一部負担金の額の特例の措置がとられたものとした場合の額）を控除した額 **28・4 択**

評価療養・患者申出療養・選定療養
（うち自費負担分）

保険外併用療養費

一部負担金
相当額

POINT

厚生労働大臣は、保険外併用療養費の①の額を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとされています。

- ② **食事療養**につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が食事療養に要した費用の額を超えるときは、実際に食事療養に要した費用の額）から**食事療養標準負担額**を控除した額 **3 折**
- ③ **生活療養**につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が生活療養に要した費用の額を超えるときは、実際に生活療養に要した費用の額）から**生活療養標準負担額**を控除した額

PLUS

保険医療機関等は、食事療養標準負担額と生活療養標準負担額と一部負担金相当の額とその他の費用を区分して記載した領収証を交付しなければなりません。 **15・20 折**

5 療養費（法 87 条）



制度趣旨

やむを得ず、保険医療機関等以外の病院等へ行った場合などは、その場合は全額を支払っておき、後で払戻金として支給を受けます。これを療養費といいます。

1. 療養費の支給要件

保険者は、次の①又は②に該当する場合には**療養の給付等に代えて、療養費**を支給することができます。 **24・5 折**

- ① 療養の給付等を行うことが**困難**であると認めるとき
- ② 被保険者が**保険医療機関等以外**の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、保険者が**やむを得ない**ものと認めるとき **30 択**

POINT

ここでの「療養の給付等」は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給をいいます。

通 達

- ◆緊急疾病で他に適当な保険医がいるにもかかわらず、好んで保険医以外の医師について診療又は手当を受けたときには、療養費は支給しない（昭24.6.6 保文発 1017 号）。 **19・21・5 択**
- ◆生血による輸血の場合の血液料金は、療養費として支給する（昭14.5.13 社医発 336 号）。 **16 択**
⇒保存血の場合は、療養の給付になります。 **26 択**
- ◆事業主が被保険者資格取得届の提出を怠り、被保険者証が交付されていない間に治療を受けた場合については、療養費の支給が行われる（昭3.4.30 保理 1089 号）。 **18・24 択**

PLUS

- 柔道整復師の手当を受ける必要があるときは、療養費を支給します。なお、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。 **15 択**
⇒保険医療機関に入院中の患者については、柔道整復師の施術は、療養費の支給対象としません。 **22 択**

2. 療養費の額

療養費の額は、療養（食事療養及び生活療養を除きます）について算定した費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額及び食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、**保険者**が定めます。 **15・17・3 択**

療養について算定した費用の額

療養費 (保険者が定める)	一部負担金相当額 食事療養標準負担額 生活療養標準負担額
------------------	------------------------------------

【海外での療養について】

通 達

- ◆海外の病院等において療養等を受けた場合の費用については、療養費の支給が行われる（昭 56.2.25 保発 7 号・庁保発 3 号）。
- ◆現に海外にある被保険者からの療養費等の**支給申請**は、原則として、**事業主等を経由**して行わせ、その**受領は事業主等が代理**して行うものとし、**国外への送金を行わない**（平 11.3.30 保険発 39 号・庁保険発 7 号）。

27・5 択

- ◆現に海外にある被保険者の療養費等の支給に係る**照会**は、**事業主等を経由**して行う（平 11.3.30 保険発 39 号・庁保険発 7 号）。
- ◆海外における療養費等の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その**支給決定日**の外国為替換算率（売レート）を用いる（平 11.3.30 保険発 39 号・庁保険発 7 号）。 **14・18・21・27 択**

PLUS

療養費支給申請書等に添付する証拠書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付しなければなりません（則 66 条 3 項）。

24・2 択

過去問

現に海外にある被保険者からの療養費等の支給申請は、原則として、事業主等を経由して行わせるものとし、その支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて算定した療養費等を保険者が直接当該被保険者に送金することになっている。

→ × 療養費等の受領は事業主等が代理して行うものとされています。

21 択

通 達

郡部等の地域において、その地方に保険医がない場合又は保険医はいても、その者が傷病等のために、診療に従事することができない場合等には、もちろん療養費の支給は認められる（昭 24.6.6 保文発 1017 号）。

6 訪問看護療養費（法 88 条）



制度趣旨

末期がん患者等在宅で継続的な療養を必要とする者に対し、その者が**指定訪問看護事業者から訪問看護を受けた場合**に、支給されるものです。保険医療機関等ではなく、「**指定訪問看護事業者**」から受けた場合です。

1. 訪問看護療養費の支給要件 19・2・5 択 28 選

被保険者が、**指定訪問看護事業者**から**指定訪問看護**を受けたときは、その**指定訪問看護**に要した費用について、保険者が必要と認める場合に限り、訪問看護療養費が支給されます。

ただし、実際には、現金による給付ではなく、現物給付の方法で行われています。

①「**指定訪問看護**」とは、指定に係る訪問看護事業を行う事業所（訪問看護ステーション）により行われる訪問看護をいいます。

POINT

◆保険医療機関等から受ける訪問看護は、療養の給付の対象となります。

19・25 択

◆**自己の選定する**指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、指定訪問看護を受けるものとされています。 27 択 28 選

- ②「訪問看護事業」とは、疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）に対し、その者の居宅において訪問看護を行う事業をいいます。 13・15・21・3折

過去問

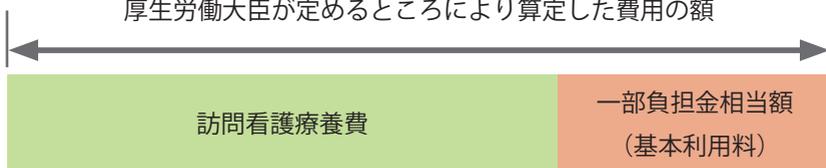
訪問看護療養費が支給される訪問看護事業の対象者は、「病状が安定し、又はそれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要する」と主治の医師が認めた者に限られる。 → ○ 「 」内が、厚生労働省令で定める基準です。 21・5折

- ③「訪問看護」とは、居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（**保険医療機関等**又は介護保険法に規定する介護老人保健施設もしくは介護医療院によるものを除きます）をいいます。 5折
- ④「看護師その他厚生労働省令で定める者」とは、**看護師のほか、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士**です。 15・24・5折

2. 訪問看護療養費の額

訪問看護療養費の額は、指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、一部負担金に相当する額（一部負担金の額の特例の措置がとられるときは、一部負担金の額の特例の措置がとられたものとした場合の額）を控除した額とされています。 25折

指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して
厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額



POINT

厚生労働大臣は、訪問看護に係る費用の額の算定方法を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとされています。 15 択

PLUS

◆指定訪問看護事業者は、**基本利用料とその他の利用料を区分した領収証**を交付しなければなりません。 4 択

◆時間外利用に要する費用、交通費、おむつ代等は、基本利用料とは別に負担しなければなりません。 16・19 択

7 移送費（法 97 条）

1. 移送費の支給要件

被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含みます）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、保険者が必要であると認める場合に限り、移送費が支給されます。 17・21・24・4 択

保険者が必要であると認める場合とは、被保険者が次の①～③のいずれにも該当する場合です（則 81 条）。 29 択

- ① 移送により健康保険法に基づく**適切な療養を受けたこと**
- ② 移送の原因である疾病又は負傷により**移動をすることが著しく困難であったこと**
- ③ **緊急その他やむを得なかったこと**

通 達

通院など一時的、緊急的とは認められない場合については、移送費の支給の対象とはならない（平 6.9.9 保険発 119 号・庁保険発 9 号）。

17・29 択

2. 移送費の額

最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とされています。ただし、実際に移送に要した費用の金額を超えることはできません。 14・17・24・4択

PLUS

移送費の支給を受けようとする者は、移送を必要と認めた理由等を記載した医師又は歯科医師の氏名を記載した意見書を添付して、移送費の支給申請書を保険者に提出しなければなりません。 13・17・23択

POINT

移送費の支給については、一部負担金相当額等、被保険者の負担はありません。また、移送費は現金給付です。 21・4択

8 家族療養費（法110条）



制度趣旨

被扶養者が療養を受けた場合に支給されます。療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費に相当する給付です。 26・1択

1. 家族療養費の支給要件

被保険者の被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費が支給されます。18・19・20択
ただし、実際には、療養費に相当するものを除き、現金による給付ではなく、現物給付の方法で行われています。

PLUS

(c) の給付割合は、平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者については、特例措置によって 100 分の 90 になっています。平成 26 年 4 月 1 日以後に 70 歳に達する者は 100 分の 80 になります。

POINT

(d) は、その被扶養者の被保険者の標準報酬月額が 28 万円以上の場合です。ただし、被保険者及び被扶養者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者等である場合に限り）について、厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が、520 万円に満たないものについては、(c) の給付割合となります。

給付割合を控除した額が、
自己負担額になります。



- ② **食事療養**につき算定した費用の額（その額が食事療養に要した費用の額を超えるときは、実際に食事療養に要した費用の額）から**食事療養標準負担額**を控除した額
- ③ **生活療養**につき算定した費用の額（その額が生活療養に要した費用の額を超えるときは、実際に生活療養に要した費用の額）から**生活療養標準負担額**を控除した額

3. 家族療養費の額の特例（法 110 条の 2）

保険者は、一部負担金の額の特例に該当する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、家族療養費の給付割合を、**それぞれの割合を超え 100 分の 100 以下の範囲内**において保険者が定めた割合とする措置をとることができます。

26 択

PLUS

保険者は、自己負担額について、その徴収を猶予することができます。

9 家族訪問看護療養費（法 111 条）

1. 家族訪問看護療養費の支給要件

被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、**被保険者に対し**、その指定訪問看護に要した費用について、保険者が必要と認める場合に限り、家族訪問看護療養費が支給されます。 **23・29 択**

2. 家族訪問看護療養費の額

家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額に、家族療養費の療養に係わる〔**8 2.** ① (a) ～ (d)〕までに定める割合を乗じて得た額（家族療養費の額の特例の措置がとられるときは、家族療養費の額の特例の措置がとられたものとした場合の額）とされます。

10 家族移送費（法 112 条）

1. 家族移送費の支給要件

被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、保険者が必要であると認める場合に限り、**被保険者に対し**、家族移送費が支給されます。

2. 家族移送費の額

最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とされています。ただし、実際に移送に要した費用の金額を超えることはできません。

POINT

- ◆家族移送費に一部負担金相当額等はありません。
- ◆家族移送費は、現金給付です。

家族訪問看護療養、家族移送費の骨格は、それぞれ訪問看護療養費、移送費と同じです。



11 高額療養費（法 115 条）



制度趣旨

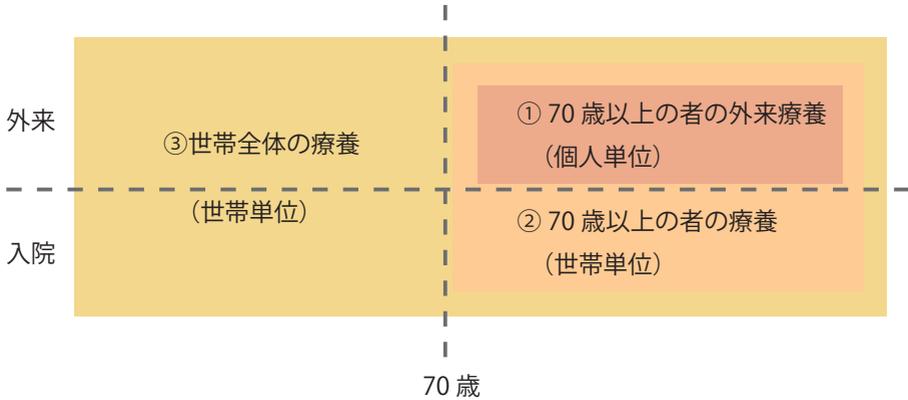
いくら3割負担、2割負担などの一部負担で済むといっても、それが何日も続いたりしたら、かなりの額になってしまいます。そういったことに対応するために、負担額の上限を決めておいて、その上限額を超えたら高額療養費を支給することとしています。

1. 高額療養費の支給要件

療養の給付について支払われた一部負担金の額、又は療養（**食事療養及び生活療養を除きます**）に要した費用の額から、その療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（**12**において「一部負担金等の額」といいます）が、著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費が支給されます。 **5折**

【高額療養費の区分】

高額療養費は、次の区分に分けられます。



POINT

高額療養費の対象から「食事療養」及び「生活療養」は除かれています。

14・17・27・5 択

通 達

同一月内で協会健保から組合、あるいは共済に移った場合等の高額療養費は、それぞれの管掌者ごとに要件をみる（昭48.11.7 保険発99号・庁保険発21号）。 22 択

2.70 歳以上の者の外来療養に係る高額療養費

被保険者又はその被扶養者が、**同一の月**にそれぞれ一の病院等から受けた外来療養（**70歳に達する日の属する月の翌月以後**の療養に限ります）に係る一部負担金及び自己負担の額を、**個人ごとにそれぞれ合算した額**が**高額療養費算定基準額**を超えるときは、個人ごとにそれぞれ合算した額から、高額療養費算定基準額を控除した額の合算額が、高額療養費として支給されます。

【高額療養費算定基準額】

被保険者の区分	高額療養費算定基準額
一般	18,000円 29択
市町村住民税非課税者等	8,000円 5択

POINT

- ◆高額療養費は、暦月単位で考えます。 24択
- ◆年間（8月～翌7月）の上限額（144,000円）が設けられています。

PLUS

高額療養費の支給要件の取扱いでは、同一の医療機関であっても、医科と歯科の療養、外来と入院の療養は、それぞれ別個の医療機関において受けた療養とみなされます。 23・27択

現役並み所得者についても、外来療養に関する高額療養費算定基準額が設けられていましたが、平成30年8月より廃止されました（外来療養についても、3. の高額療養費算定基準額の規定が適用されます）。



3.70歳以上の者の療養に係る高額療養費

被保険者又はその被扶養者が、**同一の月**にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養及び生活療養を除き、**70歳**に達する日の属する月の翌月以後の療養に限ります）に係る一部負担金及び自己負担の額から**2.**により算定した高額療養費の額を控除した額（**70歳以上一部負担金等世帯合算額**）が、**高額療養費算定基準額**を超えるときは、**70歳以上一部負担金等世帯合算額**から高額療養費算定基準額を控除した額が、高額療養費として支給されます。

【高額療養費算定基準額】

被保険者の区分	高額療養費算定基準額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般	57,600円
市町村民税非課税者等	24,600円
一定の市町村民税非課税者等	15,000円

PLUS

月の初日以外の日に後期高齢者医療の被保険者となった月等は、その月については高額療養費算定基準額は2分の1の額となります。**25・1 択**

4. 世帯全体の療養に係る高額療養費 **25 択**

被保険者又はその被扶養者が、**同一の月**にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養及び生活療養を除きます）に係る一部負担金及び自己負担の額（**70歳**に達する日の属する**月以前の療養**に係るものにあつては、**21,000円以上**のものに限ります）から**2.**及び**3.**により算定した高額療養費の額を控除した額（**一部負担金等世帯合算額**）が、高額療養費算定基準額を超えるときは、**一部負担金等世帯合算額**から**高額療養費算定基準額**を控除した額が、高額療養費として支給されます。**15・28 択**

PLUS

70歳以上の者については、合算の対象となる基準額は設定されていませんが、70歳未満の者については、「21,000円以上のものに限る」とされています。**19 択**

【高額療養費算定基準額】 27 択 28 選

被保険者の区分	高額療養費算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
標準報酬月額 28 万円未満	57,600 円
市町村民税非課税者等	35,400 円

POINT

夫婦がともに被保険者である場合、両者の医療費は合算の対象にはなりません（被保険者ごとにみるので）。 30 択

PLUS

高額療養費は現金給付されます。ただし、同一医療機関での同一月の一部負担金等について、個人単位で高額療養費算定基準額を超える額は、現物給付されます（各医療機関では、高額療養費算定基準額までを支払うこととなります）。なお、70 歳未満の者等については、あらかじめ所得の区分についての保険者の認定が必要です。 20・24 択

5. 高額療養費多数回該当

療養のあった月以前の 12 カ月以内に、すでに高額療養費（3. 又は 4. により算定した高額療養費に限り）が支給されている月数が 3 カ月以上ある場合は、高額療養費算定基準額が次のようになります。 15・26 択 5 選

被保険者の区分	高額療養費算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	140,100 円 28 選
標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満	93,000 円
標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満	44,400 円
標準報酬月額 28 万円未満	44,400 円
市町村民税非課税者等	24,600 円

POINT

- ①協会健保において転職等により支部の管轄区域が変わった場合においても、支給を受けた回数は通算されます。
- ②健康保険組合の被保険者から協会健保の被保険者になる等、管掌する被保険者が変わった場合には、支給回数は通算されません。

16・17・18・29 択 5選

6. 特定疾病患者の高額療養費

被保険者又はその被扶養者が、著しく高額な費用がかかり、著しく長期間にわたり継続しなければならない一定の疾病（**特定疾病**）に係る療養として厚生労働大臣が定める療養（食事療養及び生活療養を除きます）を受けた場合において、その療養を受けた被保険者又はその被扶養者が保険者の認定を受けたものであり、かつ、被保険者又はその被扶養者が、**同一の月**にそれぞれ一の病院等から受けたその療養に係る一部負担金及び自己負担の額が、10,000 円を超えるときは、一部負担金及び自己負担の額から **10,000 円**を控除した額が、高額療養費として支給されます。 **16・18・2 択**

PLUS

- ◆標準報酬月額 53 万円以上の者のうち、70 歳未満で人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全患者であるものについては、10,000 円の自己負担額が 20,000 円となります。 **19・28 択**
- ◆特定疾病とは、次のものをいいます。
 - ① 血友病
 - ② 人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
 - ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

12 高額介護合算療養費（法 115 条の 2）



制度趣旨

高齢者などでは、介護と医療を同時に必要とするという場合が少なくありません。そういった場合には、医療に関しての負担と介護に関しての負担の両方が発生します。どちらにも高額療養費あるいは高額介護サービス費等という負担抑制の制度はありますが、やはり両方を同時に負担することはかなりの負担になります。そこで、平成 20 年 4 月 1 日より、医療と介護をあわせた限度額を設定し、その限度額までの負担で済むようにしました。

1. 高額介護合算療養費

1・2 択

一部負担金等の額（高額療養費が支給される場合は、その額を控除した額）並びに介護保険法に規定する介護サービスや介護予防サービスの利用者負担額（高額介護サービス費、高額介護予防サービス費が支給される場合は、その額を控除した額）の**合計額が著しく高額であるとき**は、**高額介護合算療養費**を支給します。

PLUS

「合計額」は前年 8 月 1 日から 7 月 3 1 日までの期間で計算した額となります。

POINT

高額療養費の支給を受けていなくても、支給要件を満たせば高額介護合算療養費は支給されます。 **20・24・30 択**

2. 支給要件等

高額介護合算療養費は、被保険者等に係る次の (1) **介護合算一部負担金等世帯合算額**が、(2) **介護合算算定基準額**及び (3) **支給基準額**の合算額を超える場合に、介護合算算定基準額を超えた額が支給されます。

(1) 介護合算一部負担金等世帯合算額 (①と②の合算額)

- ① 一部負担金等の額
- ② 介護保険法に規定する介護サービス利用者負担額及び介護予防サービス利用者負担額

POINT

① 又は ② のいずれかが 0 円である場合は、高額介護合算療養費は支給しません。 **24 折**

PLUS

いずれも、高額療養費、高額介護サービス費等が支給された場合は、その支給額に相当する額は控除します。 **1 折**

(2) 介護合算算定基準額

【70 歳以上】

被保険者の区分	介護合算算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	212 万円
標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満	141 万円
標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満	67 万円
一般	56 万円
市町村民税非課税者等	31 万円
一定の市町村民税非課税者等	19 万円

【世帯全体 (70 歳未満含む)】

被保険者の区分	介護合算算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	212 万円
標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満	141 万円
標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満	67 万円
標準報酬月額 28 万円未満	60 万円
市町村民税非課税者等	34 万円

(3) 支給基準額

500 円

PLUS

「支給基準額」とは、高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額のことです。

13 傷病手当金（法 99 条）

条文

被保険者（任意継続被保険者を除く。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して **3 日を経過した日** から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

25・30・5 択

1. 傷病手当金の支給要件

次の①～⑤の要件をすべて満たした場合に、傷病手当金が支給されます。

- ① 療養のためであること
- ② 労務に服することができないこと
- ③ 連続した 3 日間の待期期間があること
- ④ 任意継続被保険者でないこと 13 択
- ⑤ 特例退職被保険者でないこと 13 択

通達

◆「療養のため」とは、保険給付として受ける療養（療養費の支給を受ける場合を含む）のためだけに限らず、保険給付でない療養（自宅静養など）のためをも含む（昭 2.2.26 保発 345 号）。 23・25・29・3 択

◆保険事故たる疾病の範囲に属さない疾病の手術をしたために、労務に服することができない者に対する傷病手当金は支給しない（昭 4.6.29 保理 1704 号）。 16 択

通 達

- ◆疾病又は負傷につき最初に療養のため労務に服することができなくなった場合においてのみ待期の適用があるので、その後労務に服し（医師の指示の有無を問わず）その疾病又は負傷につき更に療養のため労務に服することができなくなった場合においては、待期の適用はない（**同一傷病に対して待期は1回**）（昭 2.3.11 保理 1085 号）。 **21・5 択**
- ◆労務に服することができない期間は、**労務に服することができない状態におかれた日から起算**するものとする。ただし、その状態におかれた時が**業務終了後の場合**においては、**翌日から起算**するものとする（昭 5.10.13 保発 52 号）。 **25・28 択**
- ◆被保険者が本来の職場における労務に就くことが不可能な場合でも、現に職場転換その他の措置により就労可能な程度の他の比較的軽微な労務に服し、相当額の報酬を得ているような場合は労務不能には該当しないが、本来の職場における労務に対する代替的性格をもたない副業ないし内職等の労務に従事したり、あるいは傷病手当金の支給があるまでの間、一時的に軽微な他の労務に服することにより、賃金を得るような場合その他これらに準ずる場合は、通常なお労務不能に該当する（平 15.2.25 保保発 0225007 号・庁保発 4 号）。 **16・1 択**

POINT

- ◆公休日でも、療養のため労務に服することができない場合は、傷病手当金が支給されます（昭 2.2.5 保理 659 号）。
- ◆待期期間については、報酬の有無にかかわらず、連続した3日間があれば完成します。従って、待期は年次有給休暇として処理された場合でも完成します。 **20 択**

2. 傷病手当金の額 **3 択**

(1) 原 則

1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の**継続した 12 カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2**に相当する金額です。 **29 択**

(2) 標準報酬月額が定められている月が12カ月に満たない場合

傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間に、**標準報酬月額が定められている月が12カ月に満たない場合は**、次の①又は②のうち**いずれか少ない額の3分の2**に相当する金額です。 **28 択**

- ① 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
- ② 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額

PLUS

- ◆ 傷病手当金の額の算定に係る標準報酬月額は、被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限ります。転職等で保険者等が変わっている場合には、従前の保険者等に係る標準報酬月額は算定の対象になりません。 **29 択**
- ◆ 傷病手当金を受給している期間中に給料が減額された場合でも、傷病手当金の額は減額されません。

PLUS

【端数処理】

- ◆ 「標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額」あるいは、「標準報酬月額の30分の1に相当する額」(＝標準報酬月額の1日分の額)に、5円未満の端数があるときは切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは10円に切り上げます。
- ◆ 算定した傷病手当金の金額に、50銭未満の端数があるときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは1円に切り上げます。

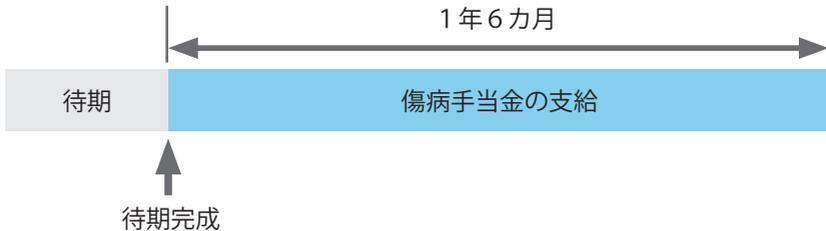
標準報酬月額の1日分の額 (= 30分の1の額)
の3分の2ということ！



3. 傷病手当金の支給期間

傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関して、その**支給を始めた日から通算して1年6カ月間**とされています。

19・26・27 択 1選



PLUS

前に発生した疾病について、傷病手当金の支給期間が満了し、なお労務不能である状態のときにほかの疾病が発生した場合には、後の疾病について労務不能であるならば、後の疾病について傷病手当金が支給されます。

15・1 択

4. 出産手当金と傷病手当金との調整（法103条） 30・4 択

- ① **出産手当金**（Chapter11に収載）を**支給する場合**（6. 及び7. に該当するときを除きます）は、その期間、傷病手当金は支給されません。
- ② ただし、その受けることができる（本来の）出産手当金の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その**差額**が支給されます。
- ③ 出産手当金を支給すべき場合に傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金（②の規定により支払われた出産手当金の額を超える傷病手当金は除きます）は、**出産手当金の内払**とみなします。 13・19・24 択

PLUS

- ◆労働者災害補償保険法による休業補償給付を受給している健康保険の被保険者が、業務外の事由による傷病によっても労務不能となった場合には、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が休業補償給付の額を上回るときは、その差額が支給されます。 18・24・2択
- ◆育児休業期間中又は介護休業期間中であっても、傷病手当金や出産手当金は支給されます。 17・19・21・23・4択

5. 傷病手当金と報酬等との調整（法 108 条 1 項）

- ① 報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。
- ② ただし、その受けすることができる報酬の額が、傷病手当金の額より少ないとき（4.6. 及び7. に該当するときを除きます）は、その差額が支給されます。 17・28 択



6. 傷病手当金と障害厚生年金との調整（法 108 条 3 項） 23 択

- ① 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けるときは、傷病手当金は、支給されません。
- ② ただし、その受けすることができる障害厚生年金の額（障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けると

きは、障害厚生年金の額と障害基礎年金の額との合算額)を360で除して得た額(障害年金の額)が、傷病手当金の額より少ないときは、傷病手当金の額と、次の(a)～(d)の区分に応じて定める額との差額が支給されます。 18 択

区 分	定める額
(a) 報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合	障害年金の額
(b) 報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合	出産手当金の額(傷病手当金の額を超える場合は、傷病手当金の額)と障害年金の額のいずれか多い額
(c) 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合	受けることができる報酬の全部又は一部の額(傷病手当金の額を超える場合は、傷病手当金の額)と障害年金の額のいずれか多い額
(d) 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合	受けることができる報酬の全部又は一部の額及びあわせて受けることができる出産手当金の額の合算額(合算額が傷病手当金の額を超える場合は、傷病手当金の額)と障害年金の額のいずれか多い額

障害年金、出産手当金又は報酬のいずれもが傷病手当金の額より少ない場合に、これらのうち一番額の多いものと、(本来の)傷病手当金の額との差額を支給することになります。



7. 傷病手当金と障害手当金との調整 (法 108 条 4 項)

① 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発し

た疾病につき、厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることができるときは、障害手当金の支給を受けることとなった日から、その者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとした場合の傷病手当金の額の合計額が、障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給されません。 29 折

- ② ただし、合計額が障害手当金の額に達するに至った日において合計額が障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、合計額と障害手当金の額との差額その他の政令で定める**差額**について、傷病手当金が支給されます。

これで、「病気・けが」に関する保険給付の Chapter は終了です。かなり量の多い Chapter でしたね。

次は、「死亡」に関する保険給付です。全部で3種類あります。



Chapter10

死亡に関する保険給付

被保険者が死亡した場合には、原則として「埋葬料」という保険給付を支給します。埋葬料を受けるべき者がいない場合には、「埋葬費」を支給します。被扶養者の死亡に関しては「家族埋葬料」を支給します。

この Chapter の構成

- 1 埋葬料
- 2 埋葬費
- 3 家族埋葬料

1 埋葬料（法 100 条 1 項、令 35 条）

被保険者が死亡したときは、その者により**生計を維持**していた者であって、**埋葬を行うもの**に対し、埋葬料として、**5万円**が支給されます。**19・1・2・4 択**

通 達

「被保険者により生計を維持していた者」とは、被保険者により生計の全部若しくは大部分を維持していた者のみに限らず生計の一部分を維持していた者をも含む（昭 8.8.7 保発 502 号）。 **18・21・24 択**

PLUS

「埋葬を行うもの」とは、埋葬を行うべきものをいいます。現実に埋葬を行ったものではありません。例えば、従業員である被保険者が死亡して、社葬をあげたとしても、死亡した者により生計を維持している妻がいるのであれば、その妻が、埋葬を行うものとなり、妻に埋葬料が支給されます。

25 択

2 埋葬費（法 100 条 2 項）

埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、埋葬料の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額が支給されます。 14・15・16・23・28 択

PLUS

埋葬に要した費用とは、埋葬に直接要した実費額であり、僧侶への謝礼等の費用も含まれます（昭 2.2.28 保理 765 号）。

3 家族埋葬料（法 113 条）

被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対し、5万円が支給されます。 24 択

通 達

健康保険法において家族埋葬料を支給するのは、被扶養者の死亡に限るのであって、死産児につき法律上埋葬手続を必要としても、死産児はいわゆる被扶養者ではないから家族埋葬料の支給をすべきではない（昭 23.12.2 保文発 898 号）。 21・26・28 択

Chapter11

出産に関する保険給付

出産のための保険給付は、出産時の一時金と、産前産後休業中の生活費である出産手当金に大別できます。

出産育児一時金、家族出産育児一時金

被保険者が出産した場合には、出産育児一時金を支給します。また、被扶養者が出産した場合には、家族出産育児一時金を支給します。一般には、「出産費用の補助」として認識されている保険給付です。

⇒法律的には、母体保護をその目的としています。

出産手当金

産前産後の休業中については、生活費として出産手当金が支給されます。産前産後休業期間は、労働基準法で規定されている産前産後休業と同じ期間です。すなわち、労働基準法で休業する権利を与えておいて、実際に休んだら、健康保険から出産手当金を支給することになります。

労働基準法（産前産後休業）

産前 **6週間**（多胎妊娠 **14週間**）から産後 **8週間**の間の休業



健康保険法（出産手当金）

出産の日以前 **42日**（多胎妊娠 **98日**）から出産の日後 **56日**までで労務に服さなかった場合に支給

「週」と「日」と、規定する単位は違いますが、同じ期間のことをいっています。



この Chapter の構成

- 1 出産育児一時金
- 2 出産手当金
- 3 家族出産育児一時金

1 出産育児一時金（法 101 条）

被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額が支給されます。 **17・21・5 折**

【政令で定める金額】

出産育児一時金の支給額として政令で定める金額は、**1 児につき 48 万 8,000 円**です。ただし、産科医療補償制度（出産時の脳性まひに対する補償制度です）に加入する一定の保険医療機関などで出産し、要件を満たす場合には、**3 万円**を超えない範囲内で保険者が定める額（現在 1 万 2,000 円）が加算されます。

24・27 折

出産育児一時金の額	48 万 8,000 円
産科医療補償制度に加入している場合	上記の額 + 3 万円 を超えない範囲内で保険者が定める額

通 達

- ◆健康保険による出産に関する保険給付は、母体を保護する目的のために、分娩の事実にもとづいて支給されるのであって、妊娠4カ月以上（85日以後）の出産については、生産、死産、流産（人工流産を含む）又は早産を問わず、すべて出産に関する保険給付が行われる（昭27.6.16保文発2427号）。 **15・21・26・28 択**
- ◆双児等出産の場合においては胎盤数にかかわらず、一産児排出を一分娩と認め胎児数に応じて出産育児一時金を支給する（昭16.7.23社発991号）。 **15・19・21・5 択**

2 出産手当金（法102条）

条 文

被保険者（**任意継続被保険者を除く。**）が出産したときは、**出産の日**（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）**以前42日**（**多胎妊娠の場合においては、98日**）から**出産の日後56日**までの間において**労務に服さなかった期間**、出産手当金を支給する。 **15・24・26・27 択 30・5 選**

POINT

出産手当金の額は、傷病手当金と同様に算定します。 **28 択**

PLUS

労務可能な状態であっても、現実に労務に就かなければよいとされています。

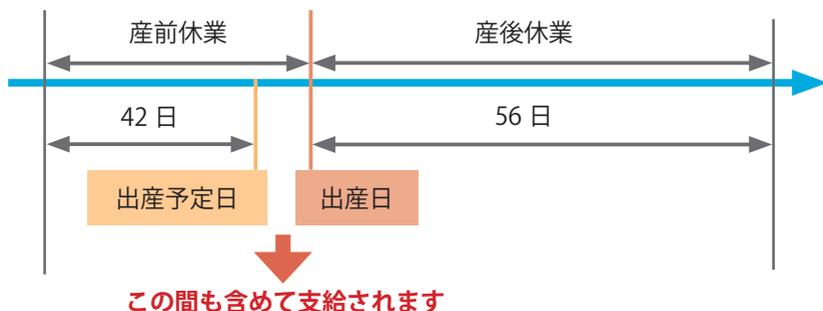
1. 出産手当金と報酬の調整（法 108 条 2 項）

報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金が支給されません。ただし、その受けることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、その**差額**が支給されます。

23・27・2 択

2. 予定日より遅く生まれた場合の出産手当金

出産の日が出産の予定日後であっても、出産の予定日以前 42 日（多胎妊娠の場合においては、98 日）から出産の日後 56 日までの間出産手当金が支給されるので、遅く生まれただけその分だけ出産手当金の支給日数が増えることになります。



3 家族出産育児一時金（法 114 条）

被保険者の**被扶養者**が出産したときは、家族出産育児一時金として、**被保険者に対し**、政令で定める金額（出産育児一時金と同額です）が支給されます。

15・23・3 択

⇒ 被保険者に対して支給することに注意！

PLUS

家族出産育児一時金の支給対象は、配偶者の出産に限りません。

Chapter12

資格喪失後の保険給付

本来、保険給付というのは、保険料を払っている者に対し、保険事故が発生した場合に一定の要件の下で、保険給付をするというのが原則ですが、それを厳格に適用すると保護に欠ける場合などがあります。そういった場合に保護をすることができるように、資格喪失後の保険給付が規定されています。

この Chapter の構成

- 1 手当金の継続給付
- 2 死亡に関する給付
- 3 出産育児一時金

1 手当金の継続給付(法 104 条)

1. 支給要件 2 択

次の①及び②の要件を満たせば、資格喪失後の継続給付が支給されます。

- ① 被保険者の資格を喪失した日の前日まで**引き続き 1 年以上被保険者**（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除きます）**であったこと**
14・25・1・4 択
- ② 被保険者の**資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていること**
26・3・5 択

PLUS

- ◆任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日の前日まで引き続き1年以上当然被保険者であったことが必要です。
- ◆任意継続被保険者となった場合でも、継続給付は支給されます。

23・27・4 択

- ◆特例退職被保険者には、傷病手当金の継続給付は支給されません（法附則3条5項）。 **20・27・2 択**

通 達

- ◆「支給を受けている」とは、現に給付を受けているか又は労務不能期間中であっても、報酬の全部が支給されているため傷病手当金の支給を一時停止されている者のように、現に給付を受けてはいないが、給付を受けうる状態にあるものをいう（昭32.1.31保発2号）。 **15・24 択**
- ◆療養開始後3日目に退職した場合、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金の支給を受けることはできない（昭32.1.31保発2号）。 **28 択**

2. 支給期間

傷病手当金又は出産手当金の各法定期間（傷病手当金：支給を始めた日から通算して1年6カ月、出産手当金：出産の日後56日まで）が経過するまで、継続して同一の保険者からその給付を受けることができます。 **30 択**

3. 傷病手当金と老齢退職年金給付との調整（法108条5項）

傷病手当金の継続給付の支給を受けるべき者が、**老齢退職年金給付**の支給を受けることができるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額につき算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その**差額**が支給されます。 **13・17・23・27・5 択**

2 資格喪失後の死亡に関する給付 (法 105 条)

次の①～③のいずれかに該当する場合、被保険者であった者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものは、その被保険者の**最後の保険者から埋葬料**の支給を受けることができます。 12・15・17・22・24・29・3 択

- ① **傷病手当金又は出産手当金の継続給付**の規定により**保険給付を受けている者**が死亡したとき
- ② **傷病手当金又は出産手当金の継続給付**の規定により保険給付を受けていた者がその**給付を受けなくなった日後3カ月以内**に死亡したとき
- ③ 被保険者であった者が被保険者の**資格を喪失した日後3カ月以内**に死亡したとき

また、上記①～③のいずれかに該当する場合に埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者に対し、埋葬料の金額の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額が支給されます。

POINT

- ◆家族埋葬料は、資格喪失後の給付の対象となりません。
- ◆被保険者本人の死亡の原因は問われません。
- ◆被保険者の資格を喪失した日の前日までの被保険者であった期間についての要件は問われません。

3 資格喪失後の出産育児一時金 (法 106 条)

被保険者であった者が、次の①及び②の要件を満たせば、被保険者として受けることができるはずであった**出産育児一時金**の支給を、**最後の保険者から**受けることができます。 13・21・25・26・4 択

- ① 被保険者の**資格を喪失した日**（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の**前日まで引き続き1年以上**被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除きます）であつたこと
- ② 被保険者の資格を**喪失した日後6カ月以内に出産**したこと

POINT

- ◆ 家族出産育児一時金は、資格喪失後の給付の対象となりません。 **15 択**
- ◆ 資格喪失後6カ月以内に出産した者が健康保険の被扶養者である場合には、資格喪失後の出産育児一時金と、被扶養者としての家族出産育児一時金の受給権が発生します。この場合は、本人が選択をして受給することとされています。 **18・25・2 択**
- ◆ 資格喪失後、受胎したことが明らかな場合でも、資格喪失後6カ月以内に出産したときは、出産育児一時金の支給を行います。

4 船員保険の被保険者となった場合（法107条）

被保険者であつた者が**船員保険の被保険者**となったときは、資格喪失後の保険給付は行われません。 **15・21・26・30 択**

この Chapter はここまでです。これで、保険給付については終了しました！次は、通則です。健康保険法で規定されている通則は少ないですよ。



Chapter13

通則

他の法律と同様の損害賠償請求権、不正利得の徴収、受給権の保護等がまとめられています。

この Chapter の構成

- | | |
|------------|---------------|
| 1 他の法令との調整 | 4 受給権の保護 |
| 2 損害賠償請求権 | 5 租税その他の公課の禁止 |
| 3 不正利得の徴収等 | 6 保険給付の制限 |

1 他の法令との調整（法 55 条）

1. 労働者災害補償保険法等との調整

同一の疾病、負傷又は死亡について、**労働者災害補償保険法**、**国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法**若しくは同法に基づく条例の規定により、これらに相当する給付を受けることができる場合には、行われません。 **30・3 択**

PLUS

「出産」は調整対象になっていません。 **26 択**

PLUS

保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができます。

過去問

労災保険の任意適用事業所に使用される被保険者に係る通勤災害について、労災保険の保険関係の成立の前日に発生したものであるときは、健康保険より給付する。ただし、事業主の申請により、保険関係成立の日から労災保険の通勤災害の給付が行われる場合は、健康保険の給付は行われぬ。 →○ **1 択**

2. 介護保険法との調整

同一の疾病又は負傷について、**介護保険法**の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行われません。 **22・29 択**

PLUS

「死亡」、「出産」は調整対象になっていません。

3. 国又は地方公共団体の負担との調整

同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行われません。

16・17・3・5 択

PLUS

◆災害救助法の規定により、被災者の医療について公費負担が行われたときは、その限度において健康保険の保険給付は行われません。

12・17・25・30 択

PLUS

生活保護法による医療扶助と健康保険による保険給付が併用される場合は、健康保険による保険給付が優先され、費用のうち健康保険による保険給付が及ばない部分について、医療扶助の対象となります。 **16 択**

2 損害賠償請求権（法 57 条）



制度趣旨

ほかの法律と同じく、第三者行為による場合には、その第三者による損害賠償との間で調整をすることとしています。

1. 代位取得

保険者は、給付事由が**第三者の行為**によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その**給付の価額の限度**において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得します。 **2・4 択**

PLUS

- ◆給付の価額は、保険給付が療養の給付であるときは、療養の給付に要する費用の額から、療養の給付に関し、被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額となります。
- ◆給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、被扶養者を含みます。 **28 択**
- ◆療養の給付に係る事由等が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、一定の事項を記載した届書を保険者に提出しなければなりません（則 65 条）。 **15・24・5 択**

2. 免責

給付事由が**第三者の行為**によって生じた場合において、保険給付を受ける権利

を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その**価額の限度**において、保険給付を行う責めを免れます。 21・4折

3 不正利得の徴収等（法 58 条）

条 文

1 **偽りその他不正の行為**によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の**全部又は一部**を徴収することができる。

23・2折

2 1の場合において、**事業主が虚偽**の報告若しくは証明をし、又は保険医療機関において診療に従事する**保険医若しくは主治の医師**が、保険者に提出されるべき診断書に**虚偽**の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に**連帯して**1の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

29折

3 保険者は、**保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為**によって療養の給付に関する費用等の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その**支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額**を支払わせることができる。 17・23・26・3折

PLUS

- ◆「全部又は一部」は、**偽りに関する分はすべて**という意味です。25折
- ◆2は連帯責任がある、3はペナルティをとる、ということを行っています。

過去問

実際には労務を提供せず労務の対象として報酬の支払いを受けていないにもかかわらず、偽って被保険者の資格を取得した者が、保険給付を受けたときには、その資格を取り消し、それまでに受けた保険給付に要した費用を返還させることとされている。 → ○ 2折

4 受給権の保護（法 61 条）

保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができません。 18・24 択

⇒ 療養の給付を受ける権利は、この権利には含まれません。

5 租税その他の公課の禁止（法 62 条）

条 文

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。 18・24 択

⇒ 税金はとらない！ということです。

6 保険給付の制限（法 116 条～ 121 条）

- ① 被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、その給付事由に係る保険給付は、行われません。 20・3・4 択

PLUS

被保険者の自殺による死亡は故意に基づく事故ですが、死亡は絶対的な事故であるとともに、この死亡に対する保険給付としての埋葬料は、被保険者であった者に生計を依存していた者で埋葬を行う者に対して支給されるという性質のものなので、埋葬料を支給しても差し支えないこととされています。 23・4 択

- ② 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、その給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができます。 17・18・23・29・4 択

- ③ 被保険者又は被保険者であった者が、次のいずれかに該当する場合には、**疾病、負傷又は出産**につき、その期間の保険給付は、**行いません**。18・22・27・5 択

(a) **少年院**その他これに準ずる施設に収容されたとき

(b) **刑事施設、労役場**その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき

POINT

- ◆ 「死亡」については給付制限しません。
- ◆ 保険料は徴収しません。(詳細：Chapter15) 29 択
- ◆ 被保険者又は被保険者であった者が (a) 又は (b) のいずれかに該当する場合であっても、被扶養者に係る保険給付は行われます。
13・26・29・5 択

PLUS

傷病手当金及び出産手当金に関しては、いわゆる未決勾留者については、

- ③ の規定は適用しません。

- ④ 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、**正当な理由なしに療養に関する指示に従わない**ときは、保険給付の**一部を行わないことができます**。

15・22・2 択

POINT

①～④の規定は、被保険者の被扶養者について準用されます。

22・28・30 択

- ⑤ 保険者は、**偽りその他不正の行為**により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、**6 カ月以内の期間**を定め、その者に支給すべき**傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部**を支給しない旨の決定をすることができます。ただし、**偽りその他不正の行為があった日から 1 年を経過したときは**、その行為による傷病手当金又は出産手当金の**給付制限を行うことはできません**。

14・17・21・27・30・2 択

- ⑥ 保険者は、保険給付を受ける者が、**正当な理由なしに**、文書の提出等の**命令に従わず**、又は**答弁若しくは受診を拒んだときは**、保険給付の**全部又は一部を行わないことができます**。 28 択

Chapter14

日雇特例被保険者に関する特例

日雇労働者は、元々、日雇労働者健康保険法においてその保険給付の対象とされていましたが、昭和 59 年に財政状況の悪化等の理由により健康保険法に統合され、日雇特例被保険者として分類されることになりました。元々、日雇労働者健康保険法で規定されていた内容をそのまま持ち込んだので、ほかの被保険者と扱いがかなり違ってきます。

この Chapter の構成

- | | |
|------------|----------|
| 1 保険者 | 3 標準賃金日額 |
| 2 日雇特例被保険者 | 4 保険給付 |

1 保険者（法 123 条）

- ① 日雇特例被保険者の保険の保険者は、**全国健康保険協会**です。 **21 択**
- ② 日雇特例被保険者の保険の保険者の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、**厚生労働大臣**が行います。 **1 択**

健康保険組合は日雇特例被保険者の保険者にはなりません！



2 日雇特例被保険者（法3条2項）

日雇特例被保険者とは、**適用事業所に使用される日雇労働者**をいいます。

次のいずれかに該当する者として**厚生労働大臣の承認**を受けたものは、日雇特例被保険者になりません。 **18 択**

- ① 適用事業所において、**引き続き2カ月間に通算して26日以上使用される見込みのないことが明らか**であるとき
- ② **任意継続被保険者**であるとき
- ③ その他特別の理由があるとき

PLUS

- ◆被扶養者の範囲は、一般の被保険者の被扶養者の範囲と同一です。
- ◆日雇特例被保険者からは、後期高齢者医療の被保険者等である者は除きます。

3 日雇労働者（法3条8項）

日雇労働者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

	日雇労働者	除外する場合
① 臨時に使用される者	(a) 日々雇い入れられる者	1カ月を超え 、引き続き使用されるに至った場合を除きます。
	(b) 2カ月以内 の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの	定めた期間を超え 、引き続き使用されるに至った場合を除きます。 14・19 択

② 季節的業務に使用される者	継続して4カ月を超えて使用されるべき場合を除きます
③ 臨時的事業の事業所に使用される者	継続して6カ月を超えて使用されるべき場合を除きます

PLUS

① (a) (b) の除外する場合からは、所在地の一定しない事業所で使用される場合を除きます。

Chapter 3 3 1. の②、④、⑤の裏返しです！



4 標準賃金日額（法 124 条）

標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき、3,000 円から 24,750 円までの **11 等級** に区分されています。

5 賃金日額（法 125 条）

賃金日額は、次の ①～⑥ の方法によって算定します。

賃金の決め方	賃金日額
① 日又は時間、1 日における出来高によって定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合	その額

② 2 日以上の期間における出来高によって定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合（③ の場合を除きます）	その事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日における賃金日額の平均額
③ 賃金が 2 日以上の期間によって定められる場合	その額をその期間の総日数で除して得た額
④ ①～③ では算定することができない場合	その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が 1 日において受ける賃金の額
⑤ ①～④ のうち、2 以上に該当する賃金を受ける場合	①～④ の合算額
⑥ 1 日において 2 以上の事業所に使用される場合 4 択	初めに 使用される事業所から受ける賃金の額

PLUS

- ◆ 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、**厚生労働大臣**が定めます。
- ◆ 賃金とは、名称を問わず、日雇労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3 カ月を超える期間ごとに受けるものを除いたものをいいます。
⇒ **臨時に支払われるものは除かれていません！**
- ◆ ③ の期間の総日数は、月が単位の場合は、1 カ月を 30 日として計算します。

6 保険給付の種類（法 127 条）

日雇特例被保険者に係る保険給付は、次のとおりです。

被保険者	被扶養者
① 療養の給付	⑥ 家族療養費の支給
② 入院時食事療養費の支給	
③ 入院時生活療養費の支給	
④ 保険外併用療養費の支給	
⑤ 療養費の支給	
⑦ 訪問看護療養費の支給	⑧ 家族訪問看護療養費の支給
⑨ 移送費の支給	⑩ 家族移送費の支給
⑪ 特別療養費 の支給	
⑫ 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 23 択	
⑬ 傷病手当金の支給	—
⑭ 埋葬料・埋葬費の支給	⑮ 家族埋葬料の支給
⑯ 出産育児一時金の支給	⑰ 家族出産育児一時金の支給
⑱ 出産手当金の支給	—



特別療養費は、日雇特例被保険者特有の保険給付です。特別療養費以外は、一般の被保険者と同様です。

7 日雇特例被保険者に係る保険給付

日雇特例被保険者に係る保険給付は、一般の被保険者とはほぼ同様の内容ですが、日雇特例被保険者には、保険料納付要件があり、また、手当金の額の算定についても違いがあります。

POINT

70 歳以上の日雇特例被保険者及び被扶養者に係る保険給付の負担割合は、所得にかかわらず 2 割（平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者は 1 割）です。

1. 療養の給付等（法 129 条ほか）

(1) 保険料納付要件

日雇特例被保険者が療養の給付等を受けるには、これを受ける日において、当該日の属する月の**前 2 カ月間に通算して 26 日分以上**、又は当該日の属する月の**前 6 カ月間に通算して 78 日分以上**の保険料が、納付されていなければなりません。

2 択

(2) 保険者の確認

保険者は、日雇特例被保険者が、保険料納付要件を満たすことを証明して**申請**したときは、**受給資格者票**を発行しなければなりません。

PLUS

- ◆日雇特例被保険者は、日雇特例被保険者になってから**5 日以内**に、厚生労働大臣に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければなりません。
- ◆適用事業所に使用される日ごとに、日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼付します。
- ◆保険料納付要件を満たすことは、日雇特例被保険者手帳に貼付した印紙によって証明します。

(3) 受給方法 **19 択**

日雇特例被保険者が療養の給付等を受けようとするときは、受給資格者票を保険医療機関等に提出しなければなりません。

(4) 受給期間

療養の給付等の開始の日から**1 年間**〔厚生労働大臣が指定する疾病（結核性疾病）に関しては、**5 年間**〕です。ただし、保険料納付要件を満たしている場合については、当該期間を過ぎたとしても療養の給付等を受けることができます。 **18 択**

2. 傷病手当金（法 135 条）

(1) 支給要件

日雇特例被保険者が療養の給付等を受けている場合において、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間、傷病手当金が支給されます。

POINT

労務不能となった際に、療養の給付等を受けていれば、労務不能期間中、引き続き療養の給付等を受けていなくとも、支給要件を満たします。

20・23 折

(2) 支給期間

日雇特例被保険者に係る傷病手当金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その**支給を始めた日から起算して6カ月間**〔厚生労働大臣が指定する疾病（結核性疾病）に関しては、**1年6カ月**〕を限度として支給されます。

18・27・4 折

(3) 傷病手当金の額

傷病手当金の額は、1日につき、次の①又は②の金額とされます。ただし、次のいずれにも該当するときは、**いずれが高い金額**となります。

- ① 初めて当該療養の給付等を受けた日の属する月の**前2カ月間に通算して26日分以上**の保険料が納付されている場合
→ 当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの**合算額のうち最大のものの45分の1**に相当する金額
- ② 初めて当該療養の給付等を受けた日の属する月の**前6カ月間に通算して78日分以上**の保険料が納付されている場合
→ 当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの**合算額のうち最大のものの45分の1**に相当する金額

PLUS

45分の1 = 30分の1 × 3分の2

3. 出産育児一時金（法 137 条）

日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日の属する月の**前4カ月間に通算して26日以上**の保険料が納付されているときは、出産育児一時金として、政令で定める金額（Chapter 11 の出産育児一時金と同額です）が支給されます。 **14・18・23・30 択**

PLUS

埋葬料、家族埋葬料、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額は一般の被保険者と同じです。

4. 出産手当金（法 138 条）

(1) 出産手当金の支給要件

出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、**出産の日**（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）**以前42日**（多胎妊娠の場合においては、**98日**）**から出産の日後56日までの間**において労務に服さなかった期間、出産手当金が支給されます。

(2) 出産手当金の額

出産手当金の額は、1日につき、**出産の日の属する月の前4カ月間**の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの**合算額のうち最大のもの**の**45分の1**に相当する金額とされます。 **15 択**

POINT

3. 及び **4.** について、「前4カ月」であることに注意。「前2カ月」ではありません。

POINT 【家族出産育児一時金について】

日雇特例被保険者の被扶養者が出産した場合において、出産の日の属する月の**前2カ月間に通算して26日以上**又は当該月の**前6カ月間に通算して78日以上**の保険料が納付されているときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金として、政令で定める金額（Chapter11 の出産育児一時金と同額です）が支給されます（法144条）。 **5折**

5. 特別療養費（法145条）

14・26折

次の①又は②などに該当する日雇特例被保険者で、その該当するに至った日の属する月の**初日から起算して3カ月**（月の初日に該当するに至った者については**2カ月**）を経過しないもの、又はその被扶養者が、**特別療養費受給票**を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出して、療養又は指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、**特別療養費**が支給されます。

- ① 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者
- ② 保険料納付要件を満たした月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者 等

最初の2カ月は、保険料納付要件を満たさないから保険給付を受給できないはず。その期間を特別療養費でカバーします！



Chapter15

費用の負担

健康保険事業に必要な費用は、国庫負担・補助と拠出される保険料等によって賄われています。それらの費用について規定されています。

この Chapter の構成

- 1 国庫負担・国庫補助
- 2 保険料
- 3 督促及び滞納処分
- 4 延滞金
- 5 日雇特例被保険者の保険料

1 国庫負担（法 151 条）

条文

国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の**事務**（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による**前期高齢者納付金等**、**後期高齢者支援金等**及び**日雇拠出金**並びに**介護納付金**の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。 **23 選**

協会管掌、組合管掌を問わず、事務の執行に要する費用は、予算の範囲内で、国庫が負担します。 **18・29 択**

PLUS

- ◆「**日雇拋出金**」とは、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合から厚生労働大臣が徴収する拋出金をいいます。
- ◆「**介護納付金**」とは、介護保険法の規定による納付金をいいます。

2 国庫負担金（法 152 条）

条 文

健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における**被保険者数を基準**として、厚生労働大臣が算定する。 **13・20 択 23 選**

健康保険組合に対する **1** の国庫負担の額の算定の仕方についての規定です。被保険者数を基準に算定することとされています。

POINT

被扶養者数は、算定の対象とはなりません。また、国庫負担金は、概算払いをすることができます。 **23 選**

3 出産育児交付金（法 152 条の 2）

改正

条 文

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（**出産育児一時金等**）の支給に要する費用（政令で定める金額に係る部分に限る）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により社会保険診療報酬支払基金が保険者に対して交付する**出産育児交付金**をもって充てる。

令和 6 年 4 月より、出産育児一時金等の支給に要する費用について、一部を**後期高齢者医療制度**が負担しています。**出産育児交付金**の額は、出産育児一時金等の支給に要する費用として算定された額に**出産育児支援金率**を乗じて得た額です。

4 国庫補助（法 153 条）

国庫は、**協会**が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る**療養の給付等**の支給に要する費用の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に所定の割合を乗じて得た額（一定の額を除きます）に**1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 まで**の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を**補助**します。

【療養の給付等】

ここでの療養の給付等とは、次の保険給付のことをいいます。

療養の給付（一部負担金に相当する額を控除したもの）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費

PLUS

- ◆日雇特例被保険者に係るものは、**4**の国庫補助の対象から除かれていますが、別途、所定の国庫補助が行われることとされています。 **20 択**
- ◆国庫は、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、**特定健康診査等**の実施に要する費用の一部を**補助**することができます。 **20・30 択 23 選**
- ◆**保険者**は、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、**準備金を積み立て**なければなりません。具体的には、**協会**は、保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の**12 分の 1**に相当する額、**健康保険組合**は保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の**12 分の 2**に相当する額と前期高齢者納付金等の年度当たりの平均額の**12 分の 1**に相当する額を合算した額まで積み立てることとされています（法 160 条の 2、令 46 条ほか）。 **12・17・28・5 択 1 選**
⇒協会の準備金が法定の額を超過する場合には、国庫補助の額を減額する仕組みがあります。

POINT

◆「1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合」は、当分の間 **1,000 分の 164** とされています（法附則 5 条）。

20 択

◆出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料の支給に要する費用については、国庫補助の対象とされていません。

3 択

◆健康保険組合には、**4** の国庫補助はありません。 **18 択**

5 保険料（法 155 条）

条 文

保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、日雇拋出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

1. 保険料の徴収・交付（法 155 条、155 条の 2）

(1) 保険料の徴収

保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、日雇拋出金の納付に要する費用を含みます）に充てるため、**保険料を徴収**します。ただし、協会が管掌する健康保険の**任意継続被保険者**に関する保険料は、**協会**が徴収します。 **29 択**

(2) 保険料等の交付

政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、**協会に対し、厚生労働大臣**が徴収した保険料その他の額から厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（事務に係る国庫負担金の額を除きます）を控除した額を**交付**します。



協会に係る保険料は、厚生年金保険の保険料とあわせて、**厚生労働大臣が徴収すること**とされており、協会が管掌する健康保険に関する保険給付等に必要な費用は、その徴収された保険料等を基にした**政府から協会への交付金で賄うこと**とされています。

2. 被保険者の保険料額（法 156 条 1 項）

被保険者に関する保険料額は、各月につき、それぞれ下記の①又は②に定める額とされます。

- ① 介護保険第 2 号被保険者である被保険者 **1 択**
→ **一般保険料額 + 介護保険料額**
- ② 介護保険第 2 号被保険者である被保険者以外の被保険者
→ **一般保険料額**

PLUS

- ◆ 「**介護保険第 2 号被保険者**」とは、介護保険法 9 条 2 号に規定する、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者をいいます（Chapter10 介護保険法 参照）。
- ◆ 「**一般保険料額**」とは、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいいます）を乗じて得た額をいいます。
基本保険料率は、一般的な健康保険の給付等に係る保険料率です。特定保険料率は、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等（国庫補助額は控除します）に充てる部分に係る保険料率です。一般保険料率から特定保険料率を控除したものを基準として基本保険料率が決まります。 **3 選**
- ◆ 「**介護保険料額**」とは、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいいます。

PLUS

日雇特例被保険者には、ほぼ準じた内容の別の算定式が適用されます。

3. 特定被保険者の保険料額（法附則7条）

健康保険組合は、規約で定めるところにより、特定被保険者に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができます。

13・16・22・30・1折

PLUS

「特定被保険者」とは、介護保険第2号被保険者である被保険者以外の被保険者のうち、介護保険第2号被保険者である被扶養者があるものをいいます。

4. 保険料の徴収期間等（法156条、157条）



制度趣旨

保険料は、月を単位として、原則として、被保険者の資格を取得した月から資格を喪失した月の前月まで徴収されます。

- ① 前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しません。ただし、被保険者の資格を取得した月に資格を喪失した場合（同月得喪）は、その月分の保険料が算定されます。

19・25・29・1・3折

POINT

同一月に資格の得喪が2回以上ある場合は、2カ月分以上の保険料を徴収されることもあります。 16・4折

- ② 任意継続被保険者に関する保険料は、任意継続被保険者となった月から算定します。特例退職被保険者も同様です。 4折
- ③ 介護保険第2号被保険者である被保険者が介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とします。ただし、その月に再び介護保険第2号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、一般保険料額と介護保険料額の合算額になります。 4折

6 保険料の徴収の特例（法 158 条）

- ① 前月から引き続き被保険者（任意継続被保険者を除きます）である者が下記（a）又は（b）のいずれかに該当するに至った場合は**その月以後**、（a）又は（b）のいずれかに該当しなくなった**月の前月まで**の期間、保険料は徴収されません。

27 択

- ② 被保険者がその資格を取得した月に、次の（a）又は（b）のいずれかに該当するに至った場合は**その翌月以後**、（a）又は（b）のいずれかに該当しなくなった**月の前月まで**の期間、保険料は徴収されません。 **29 択**

(a) **少年院**その他これに準ずる施設に収容されたとき

(b) **刑事施設、労役場**その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき

PLUS

- ◆被保険者が（a）又は（b）のいずれかに該当するに至った月に、（a）又は（b）のいずれかに該当しなくなったときは、保険料は徴収されます。
- ◆任意継続被保険者及び特例退職被保険者は、少年院等にあっても保険料は免除されません。

7 育児休業等期間中の保険料の免除（法 159 条）



制度趣旨

育児休業中の保険料は申出により免除されます。令和 4 年 10 月の改正により、短期の育児休業の取得に対応して、月内に 2 週間以上の育児休業を取得した場合にその月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については 1 カ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることになりました。

育児休業等をしている被保険者（7の規定の適用を受けている被保険者を除きます）が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより**保険者等に申出**をしたときは、次の①又は②のそれぞれの月の、当該被保険者に関する保険料（その育児休業等の期間が**1カ月以下**である場合は、標準報酬月額に係る保険料に限ります）は、徴収されません。

① その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が**異なる場合**

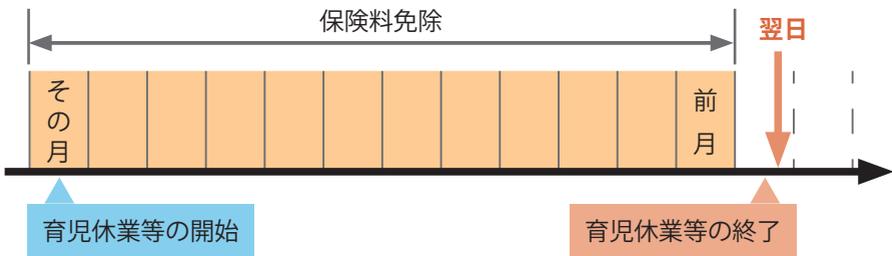
→ その**育児休業等を開始した日の属する月から、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月**

② その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が**同一**であり、かつ、その月における**育児休業等の日数が14日以上**である場合

→ **その月**

14・16・17・22・25・27・4・5折

【①の場合の保険料免除期間】



PLUS

「**育児休業等**」とは、育児介護休業法に規定する育児休業、3歳に満たない子を養育する者に係る育児休業に関する制度に準ずる措置による休業等をいいます。

PLUS

- ◆事業主負担分まで免除されます。
- ◆被保険者が連続する2以上の育児休業等をしている場合（それぞれの育児休業等の間に就業日がないときを含みます）は、その全部を1つの育児休業等とみなして、この規定を適用します。

POINT

- ◆任意継続被保険者及び特例退職被保険者は免除されません。
- ◆傷病手当金の受給対象期間は、育児休業等の期間ではないので、保険料は免除されません。

過去問

育児休業期間中は保険料が免除されるが、育児休業期間が終了したとき及び育児休業期間中に被保険者資格を喪失した場合には、必ず事業主に保険料免除の終了通知が行われることになっている。

→ × 被保険者資格を喪失した場合には、事業主に対する保険料免除の終了通知は要しないこととされています。 **19 択**

8**産前産後休業期間中の保険料の免除（法159条の3）**

産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより**保険者等に申出**をしたときは、その**産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間**、当該被保険者に関する保険料は徴収されません。

26・27・1・5 択

POINT

- ◆事業主負担分まで免除されます。
- ◆任意継続被保険者及び特例退職被保険者は免除されません。

9 一般保険料率（法 160 条）

1. 協会が管掌する健康保険の一般保険料率の決定



制度趣旨

協会が管掌する健康保険の一般保険料率は、都道府県ごとに決定されます。

協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、**1,000 分の 30 から 1,000 分の 130 までの範囲内**において、**支部被保険者**（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及びその都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいいます）を単位として**協会が決定**し、適用します。

24 選 26 択

PLUS

この規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率のことを**都道府県単位保険料率**といいます。

POINT

- ◆**都道府県単位保険料率**は、**支部被保険者を単位**として、一定の療養の給付等に要する費用の額、保険給付に要する費用等に照らし、毎事業年度において**財政の均衡**を保つことができるものとなるよう算定するものとされています。
- ◆支部ごとの健診等の受診率等に応じ、都道府県単位保険料率を上下させるインセンティブ制度（報奨金制度）が始まっています。
→ 実際の保険料率への反映が、令和 2 年度保険料率より開始されています。

PLUS

協会は、年齢階級別の分布状況の差異による負担の不均衡及び総報酬額の平均額の差異による財政力の不均衡を是正するため、**支部被保険者を単位**とする健康保険の**財政の調整**を行うものとします。 **29 選**

POINT

協会は、**2年ごと**に、**翌事業年度以降の5年間**についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額その他の健康保険事業の**収支の見通し**を作成し、公表するものとします。 **24 選**

2. 都道府県単位保険料率の変更

(1) 都道府県単位保険料率の変更 **23 択**

協会が**都道府県単位保険料率**を**変更**しようとするときは、**あらかじめ**、理事長が変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、**運営委員会の議**を経なければなりません。 **4 択**

(2) 都道府県単位保険料率の変更についての申出

支部長は、(1)の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、**あらかじめ**、当該支部に設けられた**評議会の意見**を聴いたうえで、理事長に対し、都道府県単位保険料率の変更について意見の**申出**を行うものとします。

(3) 厚生労働大臣の認可

協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。 **4 択**

(4) 告示

厚生労働大臣は、(3)の認可をしたときは、**遅滞なく**、その旨を**告示**しなければなりません。

(5) 厚生労働大臣の命令 **24 選**

厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、その都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図るうえで不相当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、**協会に対し**、相当の期間を定めて、**都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずる**ことができます。

PLUS

厚生労働大臣は、定めた期間内に協会が申請をしないときは、**社会保障審議会の議**を経て、都道府県単位保険料率を変更できます。厚生労働大臣は、変更をしたときは、**遅滞なく、告示**しなければなりません。

24選 1択

3. 組合が管掌する健康保険の一般保険料率

(1) 一般保険料率の決定

健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、**1,000分の30から1,000分の130までの範囲内**において、決定するものとされています。



一般保険料率の範囲は、協会健保も組合健保も同じです！

(2) 一般保険料率の変更

健康保険組合が、その管掌する健康保険の一般保険料率を**変更**しようとするときは、理事長は、その変更について**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。

4. 基本保険料率と特定保険料率



制度趣旨

一般保険料率は、基本保険料率と特定保険料率から構成されています。基本保険料率は、元々の健康保険事業の運営（保険給付等）に必要な保険料に係る保険料率です。特定保険料率は、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に充てる費用のための保険料率です。

(1) 基本保険料率

一般保険料率から**特定保険料率**を控除した率を基準として、保険者が定めます。

(2) 特定保険料率

各年度において、保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定めます。

特定保険料率の基準

$$= (\text{前期高齢者納付金等} + \text{後期高齢者支援金等}) \div \text{総報酬額の総額の見込額}$$

PLUS

- ① 健康保険組合の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、健康保険組合に対し、交付金を交付します。
- ② 健康保険組合は、①の費用に充てるため、健康保険組合連合会に対し、拠出金を拠出します。
- ③ 健康保険組合は、②の拠出金に充てるため、調整保険料を徴収します。

16 択

- ④ 調整保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額に調整保険料率を乗じて得た額です。 **14 択**
- ⑤ 一般保険料率と調整保険料率を合算した率に変更を生じない一般保険料率の変更については、**厚生労働大臣の認可は不要**です。この場合には、変更後の一般保険料率を**厚生労働大臣に届け出**なければなりません。

18・27 択 20 選

- ⑥ 国は、健康保険組合連合会に対し、政令で定める組合に対する交付金の交付に要する費用の一部を予算の範囲内で負担します。 **改正**

PLUS

- ◆ 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除きます）の額を、当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定めます。 18選

29・4 択

⇒ 介護納付金の額を、総報酬額の総額で除した率を基準として介護保険料率を決めます。

- ◆ 協会は、基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければなりません。

5. 地域型健康保険組合（法附則3条の2）

21・29 択

合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合のうち、次の①及び②の要件のいずれにも該当するもの（「地域型健康保険組合」といいます）は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度に限り、1,000分の30から1,000分の130の範囲内において、不均一の一般保険料率を決定することができます。 20・28・2 択

- ① 合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも同一都道府県の区域にあること
- ② 合併が指定健康保険組合、被保険者の数が設立要件の人数（単独設立→700人、共同設立→3,000人）に満たなくなった健康保険組合、その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含むこと

10 保険料の負担及び納付義務（法161条）

1. 保険料の負担

(1) 原則

被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の**2分の1**を負担します。

(2) 任意継続被保険者

任意継続被保険者は、保険料の**全額を負担**します。

(3) 健康保険組合の保険料の負担割合の特例

健康保険組合は、規約で定めるところにより、**事業主の負担**すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を**増加することができます**（法 162 条）。

26・30 択

2. 保険料の納付義務

(1) 原則

事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負います。

(2) 任意継続被保険者

任意継続被保険者は、自己の負担する**保険料を納付する義務**を負います（特例退職被保険者も同様です）。 **15・30 択**

過去問

事業主は、被保険者に支払う報酬がないため保険料を控除できない場合でも、被保険者の負担する保険料について納付する義務を負う。 →○

2 択

11 保険料の納付(法 164 条 1 項)

1. 原則 30 択

被保険者に関する毎月の保険料は、**翌月末日**までに、納付しなければなりません。

2. 任意継続被保険者

任意継続被保険者に関する保険料については、**その月の10日**（初めて納付すべき保険料については、**保険者が指定する日**）までに、納付しなければなりません。

12 保険料の充当（法164条2項）

保険料を徴収するものは、次の①又は②の場合に、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から**6カ月以内**の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたもののみなすことができます。**24・3 択**

- ① 被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に、告知をした保険料額が、当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき
- ② 納付した被保険者に関する保険料額が、当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき

PLUS

「**保険料を徴収するもの**」とは、被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、それ以外は厚生労働大臣のことを指します。なお、条文上では、これらを「**保険者等**」としているのですが、ここまで出てきた保険者等との混乱を避けるため、「**保険料を徴収するもの**」としています。

13 任意継続被保険者の保険料の前納（法165条）

任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を**前納**することができます。この場合、前納すべき額は、前納に係る期間の各月の保険料の額から、政令で定める額を控除した額です（**年4分**の利率による**複利現価法**によって割り引きます）。

また、前納された保険料については、前納に係る期間の**各月の初日が到来したとき**に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなされます。

22選 30・2・4・5択

POINT

- ◆前納しようとする額は、**前納期間の初月の前月末日まで**に払い込まなければなりません。 13・17・4択 22選
- ◆前納は、4月～9月、10月～翌年3月までの6カ月間又は4月～翌年3月までの12カ月間を単位として行います。6カ月又は12カ月の間に、資格を取得又は喪失する者は、資格取得月の翌月以降又は資格喪失月の前月までの期間について前納できます。 26・30択 19・22選

14 保険料の源泉控除(法167条)

1. 報酬からの控除

事業主は、被保険者に対して**通貨**をもって**報酬**を支払う場合においては、被保険者の負担すべき**前月**の標準報酬月額に係る**保険料を報酬から控除**することができます。なお、被保険者がその事業所に**使用されなくなった場合**においては、**前月及びその月**の標準報酬月額に係る**保険料を報酬から控除**することができます。

19・23・26・29・3択

PLUS

事業主は、傷病手当金や出産手当金から保険料を控除することはできません。

2. 賞与からの控除

事業主は、被保険者に対して**通貨**をもって**賞与**を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該**賞与から控除**することができます。 24択

15 保険料の繰上げ徴収（法 172 条）

次のいずれかに該当する場合においては、納期前であっても、すべて保険料を徴収することができます。

- ① 納付義務者が国税、地方税その他の公課の滞納によって、**滞納処分**を受けるとき **5 折**
- ② 納付義務者が**強制執行**を受けるとき
- ③ 納付義務者が**破産手続開始の決定**を受けたとき **13・17・5 折**
- ④ **企業担保権の実行手続の開始**があったとき
- ⑤ **競売の開始**があったとき
- ⑥ 法人である納付義務者が、**解散**をした場合 **26 折**
- ⑦ 被保険者の使用される事業所が、**廃止**された場合 **23 折**

通 達

事業所において譲渡により事業主に変更があったときは、繰上げ徴収することができる（昭 5.11.5 保理 513 号）。 **14・30 折**

16 保険料等の督促及び滞納処分（法 180 条）

1. 保険料等の督促 **22・30 折**

- ① 保険料その他健康保険法の規定による徴収金（以下「**保険料等**」といいます）を**滞納する**者があるときは、**保険者等**は、期限を指定して、これを**督促しなければならない**とされています。ただし、保険料の繰上げ徴収をするときは、督促の必要はありません。
- ② 督促をしようとするときは、**保険者等**は、納付義務者に対して、**督促状**を発しなければなりません。
- ③ 督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して **10 日以上を経過した日**でなければなりません。

PLUS

厚生労働大臣は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、その滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができます（法 181 条の 3）。 **1 択**

2. 滞納処分

- ① 保険者等は、納付義務者が次のいずれかに該当する場合においては、**国税滞納処分の例**によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができます。 **27 択**

(a) 督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき

(b) 保険料の繰上げ徴収により納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき

PLUS

協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合においては、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。 **15・23・27 択**

- ② 市町村は、滞納処分の請求を受けたときは、**市町村税の例**によってこれを処分することができます。この場合においては、保険者は、徴収金の **100 分の 4** に相当する額を当該**市町村に交付**しなければなりません。

17 延滞金（法 181 条）

督促をしたときは、保険者等は、徴収金額に、**納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの**期間の日数に応じ、**年 14.6%**（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から 3 カ月を経過する日までの期間については、**年 7.3%**）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

19・27・28 択 17・27 選



ただし、次のいずれかに該当する場合は、延滞金は徴収されません。

- ① 徴収金額が **1,000 円未満** であるとき
- ② 納期を **繰り上げて徴収** するとき
- ③ 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、**公示送達**の方法によって督促をしたとき
- ④ 滞納につき**やむを得ない事情**があると認められるとき
- ⑤ **督促状に指定した期限までに徴収金を完納**したとき
- ⑥ **延滞金の額が 100 円未満**であるとき

【延滞金の割合の特例】

各年の「租税特別措置法に規定する**延滞税特例基準割合**」が**年 7.3%に満たない場合**は、その年中は、「年 14.6%」及び「年 7.3%」を次の割合とします。

27 選

年 14.6%	延滞税特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合
年 7.3%	延滞税特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）

PLUS

- ◆ 徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額により計算されます。
- ◆ 保険料等の先取特権の順位は、**国税及び地方税に次ぐ**ものとされています（法 182 条）。 **1 択**

POINT**【端数処理】**

- ① 延滞金を計算するにあたり、**徴収金額に 1,000 円未満**の端数があるときは、その端数は**切り捨て**ます。
- ② **延滞金の金額に 100 円未満**の端数があるときは、その端数は**切り捨て**ます。 **17 選**

PLUS

協会は、管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとされています（法 181 条の 2）。 **2 選**

18 日雇特例被保険者の保険料

1. 日雇特例被保険者の保険料額（法 168 条）

日雇特例被保険者に関する保険料額は、1 日につき、次の ① 及び ② に掲げる額の合算額とされます。

- ① その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額
 - (a) 標準賃金日額 × (平均保険料率 + 介護保険料率)
 - (b) 標準賃金日額 × (平均保険料率 + 介護保険料率) × 100 分の 31
- ② 賞与額 × (平均保険料率 + 介護保険料率)

PLUS

- ◆「平均保険料率」とは、各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率のことです。その名称のとおり、平均の保険料率を表すことになります。
- ◆介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、平均保険料率のみを乗じます。 **22 択**
- ◆賞与額に1,000円未満の端数がある場合には、切り捨てます。また、賞与額が40万円を超える場合には、40万円とします。 **18 択**

2. 日雇特例被保険者に係る保険料の負担(法169条1項)

- ① 日雇特例被保険者は、1. ① (a) の額の2分の1の額及び1. ②の額の2分の1の額の合算額を負担します。
- ② 事業主は、1. ① (a) の額の2分の1の額及び1. ① (b) の額並びに1. ②の額の2分の1の額の合算額を負担します。

事業主(のみ)が1. ① (b) の額を負担し、残りの額は、日雇特例被保険者と事業主が折半負担します！



3. 納付義務(法169条2項)

事業主(日雇特例被保険者が1日に2以上の事業所に使用される場合は、初めに使用する事業主)は、日雇特例被保険者を**使用する日ごとに**、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る**保険料を納付する義務**を負います。

PLUS

標準賃金日額に係る保険料の納付は、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り、これに消印して行わなければなりません(法169条3項)。

PLUS

事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負います。

4. 日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等（法 170 条）

- ① 事業主が標準賃金日額に係る保険料の納付を怠ったときは、**厚生労働大臣**は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを**事業主に告知**します。
- ② 事業主が、**正当な理由がない**と認められるにもかかわらず、標準賃金日額に係る保険料の納付を怠ったときは、**厚生労働大臣**は、①の規定により決定された保険料額の**100分の25**に相当する額の**追徴金**を徴収します。
- ③ 追徴金は、その決定された日から**14日以内**に、**厚生労働大臣**に納付しなければなりません。 **16 折**

PLUS

追徴金を計算するにあたり、決定された保険料額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てます。また、決定された保険料額が1,000円未満であるときは、追徴金は徴収されません。

5. 日雇拠出金（法 173 条）

厚生労働大臣は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含みます）に充てるため、**保険料を徴収するほか**、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する**健康保険組合から日雇拠出金を徴収**します。 **19 折**

PLUS

日雇拠出金の納期は、9月30日と3月31日です。

Chapter16

不服申立て等

他の法律と同様に不服申立ての制度があります。健康保険では、被保険者の資格、標準報酬、保険給付の処分に不服がある場合に、社会保険審査官に審査請求をし、更に不服がある場合には、社会保険審査会に再審査請求をすることができます。

また、保険料等の賦課・徴収の処分又は滞納処分に不服がある場合には、社会保険審査会に審査請求をすることができます。その他、時効と罰則について規定されています。

この Chapter の構成

1 不服申立て

2 時効

1 不服申立て

1. 社会保険審査官に対する審査請求（法189条）

被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、**社会保険審査官**に対して**審査請求**をし、その決定に不服がある者は、**社会保険審査会**に対して**再審査請求**をすることができます。 **13・18・26・4折**

POINT

◆審査請求をした日から **2カ月以内**に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができます。

18 択

◆審査請求及び再審査請求は、**時効の完成猶予及び更新**に関しては、**裁判上の請求**とみなされます。

◆被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができません。 **19・26 択**

2. 社会保険審査会に対する審査請求（法190条）

保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分に不服がある者は、**社会保険審査会**に対して**審査請求**をすることができます。 **23 択**

3. 処分の取消しの訴え（法192条）

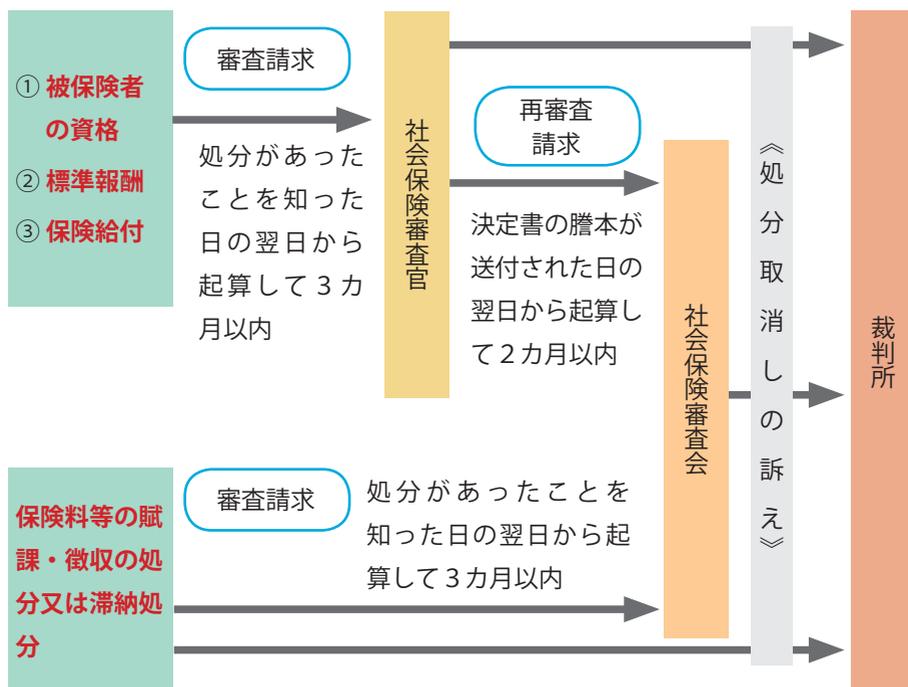
被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの**訴え**は、当該処分についての審査請求に対する**社会保険審査官の決定を経た後**でなければ、提起することができません。 **25・4 択**

POINT

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して **3カ月**を経過したときは、することができません。また、被保険者の資格又は標準報酬に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、行うことができません（社会保険審査官及び社会保険審査会法4条）。 **13 択**

PLUS

- ◆ 審査請求及び再審査請求は、**文書又は口頭**ですることができ、また、代理人によってすることもできます（社会保険審査官及び社会保険審査会法5条、5条の2、32条）。
- ◆ 1. 及び2. 以外の処分については、行政不服審査法に基づいて審査請求等を行います。



2 時効（法193条）

保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅します。 13・15・22・23・24・27・28・1・3 折

なお、時効の起算日は次表のとおりです。

	時効の起算日
保険料等の徴収	納期限の翌日
保険料等の還付	過納又は誤納となった日の翌日
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日 28・30 択
移送費	移送に要した費用を支払った日の翌日
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日 18・27・3・5 択
高額療養費	診療を受けた月の翌月の1日 14・28・29 択
出産育児一時金	出産の日の翌日
出産手当金	労務に服さなかった日ごとにその翌日 1 択
埋葬料	死亡した日の翌日 26 択
埋葬費	埋葬を行った日の翌日 26 択

POINT

- ◆保険料等の納入の告知又は督促は、**時効の更新**の効力を有します。
- ◆療養の給付は現物給付であり、時効という概念の適用はありません。

3 択

通 達

高額療養費の時効起算日は、診療月の翌月の1日であり、傷病が月の途中で治癒した場合においても同様である。ただし、診療費の自己負担分を、診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日が起算日となる（昭48.11.7 保険発 99 号・庁保険発 21 号）。 16・22・28 択

PLUS

国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、**電子資格確認**の仕組みの導入その他手続における**情報通信の技術の利用の推進**により、医療保険各法等（医療保険各法及び高齢者医療確保法）の事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとされています（法 205 条の 5）。



これで健康保険法は
終了です。

次の Chapter から「年
金」に関する Chapter
に入ります。まずは、
国民全般に関する年金
制度である国民年金法
です。

Part8

国民年金法

ガイダンス	ガイダンス
Chapter1	総則
Chapter2	被保険者
Chapter3	給付の通則
Chapter4	老齢基礎年金
Chapter5	障害基礎年金
Chapter6	遺族基礎年金
Chapter7	その他の給付
Chapter8	給付の制限
Chapter9	積立金の運用
Chapter10	費用
Chapter11	不服申立て及び雑則
Chapter12	国民年金基金

国民年金法 ガイドンス

国民年金法や年金制度の概要、点数配分や出題傾向などをまとめました。国民年金法の学習に入る前に、概要や出題傾向等を押さえておいてください。

1 国民年金法ってどんな法律？

1. 点数配分

点数配分をまとめました。国民年金法は、択一式で10問、選択式で1問、それぞれ出題されます。ちなみに、同じく年金に関する法律である厚生年金保険法も、択一式で10問、選択式で1問、出題されます。「年金」の2科目で、択一式20問、選択式2問分を占めています。「年金」が、社会保険労務士試験の配点の中で大きな割合を占めているのです。

	択一式	選択式
国民年金法	10問	1問
厚生年金保険法	10問	1問

「年金」を制する者は、社会保険労務士試験を制する！



2. 国民年金法の概要

国民年金法は、いくつかある年金制度の中で、全国民共通の基礎年金と位置づけられています（実際には、適用が除外されている人もいますが、概要としては「全国民を対象にした制度」と言うことができます）。「20歳から60歳まで保険料を払っておいて、65歳から年金をもらう」というのが基本的な制度の形です。

2 年金ってなに？

「年金」の勉強を始めるにあたって、最初に知っておいてほしい事項を以下にまとめました。年金の基本的な形や種類、沿革等です。

1. 年金ってなに？

(1) 年金も保険の一種

社会保障の観点からみれば、年金は社会保険の一種に分類されます。「保険」とは、Part3 労働者災害補償保険法のガイダンスでも記載したように、「元気なうちに**保険料**を払っておいて」⇒「**保険事故**が起きたら」⇒「**保険給付**をもらう」という原理に則っているものをいいます。

「年金」も、下記のように、この原理にあてはめて言うことができます。年金も保険の1種です。

【年金制度】



ただし、国民年金では、保険料を払わずに給付を受ける人もいるので、保険給付とはいわず、単に「給付」といいます。



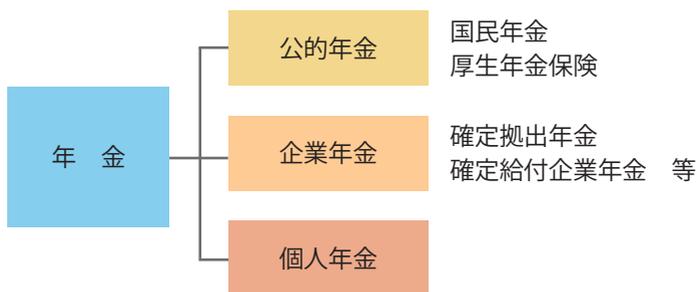
(2) 年金の種類

年金は、大きく、次の3種類の年金（公的年金、企業年金、個人年金）に大別できます。

公的年金	政府が運営している年金
企業年金	企業がそれぞれ運営している年金（退職した元従業員への保障の1つといえます。退職金制度の一部として捉えられています）
個人年金	民間の保険会社などと契約を結び、個人で加入する年金

公的年金には、**国民年金及び厚生年金保険**があります。**国民年金は、原則として国民全員を対象とした年金制度**です。**厚生年金保険は会社員、公務員等を対象**としています（**3. (1)** をご参照ください）。

年金を体系的に捉えると次のようになります。



※ 従前は、「共済年金」がりましたが、平成27年10月より、厚生年金保険に統合されました（**2. (3)** をご参照ください）。 **28・1 択**

2. 公的年金の沿革

(1) 公的年金の歴史（抜粋）

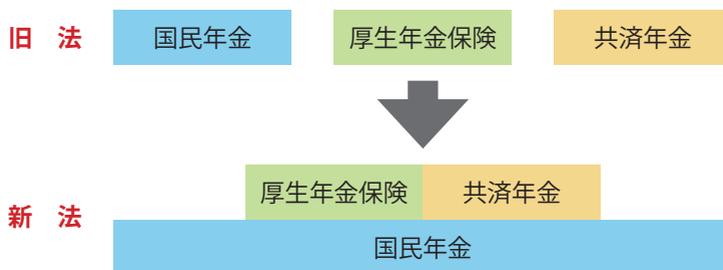
年金の勉強量が多いですが、それぞれの規定の理由・趣旨がわかっただけで理解することは決して難しくありません。そのために公的年金の主な歴史を知っておくことが必要です。制度の変遷に伴って年金関係の法令には、経過措置等が多く作られています。

	事 項	コメント
昭和 17 年	労働者年金保険法の施行	ブルーカラー男子のみを対象とした年金制度が作られました
昭和 19 年	厚生年金保険法に名称変更 (ホワイトカラー、女子に適用拡大)	厚生年金保険に名称変更をし、対象を拡大しました
昭和 29 年	厚生年金保険法の改正 (旧法の仕組みの確立)	抜本改正をして、その後の基盤整備を行いました
昭和 34 年	国民年金法の公布 (4 月) 無拠出制の福祉年金施行 (11 月～)	国民年金スタート：ただし、このときには保険料を拠出しないで、福祉的に支給する年金（無拠出型）のみ
昭和 36 年	国民年金／拠出制年金の施行 (旧法の仕組みの確立)	国民年金スタート：拠出型
昭和 61 年	新国民年金法の施行 (基礎年金制度の導入) 新厚生年金保険法の施行	制度の大改正 ⇒ 2 階建年金〔3. (1)〕の導入が行われました
平成 27 年	被用者年金の一元化	厚生年金保険と共済年金を統合しました

(2) 旧法から新法へ

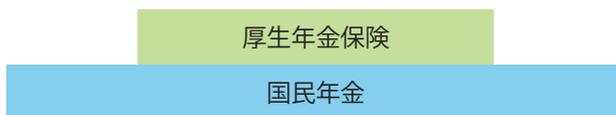
- ① **昭和 36 年 4 月**に(保険料)拠出制の国民年金法がスタートしました。このときは、自営業者等を対象としました。それによって、それまでにすでに存在していた、会社員等を対象とした厚生年金保険、公務員等を対象とした共済年金とあわせて、国民全員がなんらかの年金制度に入ることができるようになったので、**国民皆年金**と宣言しました。

- ② その後、**昭和 61 年 4 月**に公的年金について大改正が行われ、国民年金、厚生年金保険、共済年金が一体化しています。大きく制度が変わったので、昭和 61 年 3 月までの制度を**旧法**、昭和 61 年 4 月からの制度を**新法**と呼びます。新法においては、国民年金を全国民共通の**基礎年金**とし、その上に厚生年金保険及び共済年金という会社員、公務員等が入る年金が位置することとなりました。



(3) 厚生年金保険と共済年金の一元化

平成 27 年 10 月に、**厚生年金保険と共済年金を統合**しました（「**一元化**」といいます）。現在では、全国民共通の**国民年金**の上に、**厚生年金保険**が位置していません（**3. (1)** をご参照ください）。



3. 年金の特徴

年金制度の特徴的な内容をまとめました。年金の勉強を始める前に、これらを知っておいてください。

(1) 2 階建年金

新法における年金の構成を、2 階建の家に例えて、**2 階建年金**と呼びます。20 歳以上 60 歳未満の方は、原則として次の図のどこかに該当します。



※ 第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者というのは、国民年金の被保険者の種類です。詳しくは Chapter 2 にて。

(2) 世代間扶養

年金の支給に必要な原資は、過去に自分自身で納付した保険料を基にしているものではありません。その原資は、今現在、保険料を払っている世代から徴収した保険料が使用されています。保険料を払っている世代（現役世代）が、年金を受給している世代（受給世代）を扶養しているのです。世代間扶養と呼ばれています。



(3) 国庫負担

国庫（税金）が、年金給付の **2分の1** を負担します。

(4) 保険料水準固定方式

保険料を徐々に引き上げ、平成 29 年度以降は保険料水準を固定しています。

(5) 年金額の改定方式

従来は、「5年に1度、年金額を見直し、その他の年は物価スライドをする」という形で年金額の改定を行っていましたが、平成 16 年改正により年度ごとに年金改定率を用いて改定していく方式になっています。

3 出題傾向等

択一式試験での出題を見てみると、「被保険者、届出等」、「給付（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、その他の給付）」、「費用」がよく出題されています。これらの項目で約7割の出題率になっています。

他の科目と同様に、選択式試験もあるので、他の項目も勉強しなければなりません。少なくとも択一式試験については、これら「被保険者、届出等」、「給付」、「費用」が重点項目である、と考えてよいと思います。

選択式試験については、近年は、複合問題になってきているという傾向があります。平成25年度までは、単独の規定（例えば、保険料、後納保険料、実際の年金額など）について1問構成で問う形でしたが、近年は、いくつかの規定に関する問題を組み合わせる1問構成にするようになってきています。また、（令和4年度試験では1肢のみの出題でしたが、）長い期間で見ると、「数字」の出題率が高くなっています。国民年金法の選択式試験でも、やはり数字は要注意です。



年金こそ理解です。必ず理由があってそれぞれの規定が作られています。なぜ、なんのためにその規定があるのかがわかれば、その規定の支給要件や規定された支給額の意味などが理解できます。特に、**老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金**の主要な給付を中心に、理解を心がけてください。

それでは始めましょう！

Chapter1

総則

国民年金法の全体像がまとまっています。他の法律と同様に目的などが規定されており、あわせて年金特有の事項として、年金額の改定の仕方などに関する事項が規定されています。

この Chapter の構成

- | | |
|------|-----------|
| 1 目的 | 4 年金額の改定等 |
| 2 給付 | 5 用語の定義 |
| 3 管掌 | 6 権限の委任 |

1 目的（法1条）

条文

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、**老齢、障害又は死亡**によって**国民生活の安定**がそこなわれることを**国民の共同連帯**によって防止し、もって健全な**国民生活の維持及び向上**に寄与することを目的とする。 **28選**

PLUS

日本国憲法 25 条 2 項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しています。

2 給付（法 2 条）

条文

国民年金は、第 1 条の目的を達成するため、国民の**老齢、障害又は死亡**に関して**必要な給付**を行うものとする。 **5 選**

POINT

国民年金では保険料免除制度が設けられている等、完全な保険原理によらない給付が行われているため、「必要な保険給付」ではなく「必要な給付」といいます。 **26 択**

3 管掌（法 3 条 1 項）

条文

国民年金事業は、**政府**が、**管掌**する。

POINT

政府は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担います。実際の年金に係る運営業務は、日本年金機構が担います（**6** 参照）。

【事務の一部委任】（法3条2項・3項）

国民年金事業の事務の一部は、共済組合等に行わせることができます。 **30 択**

また、国民年金事業の事務の一部は、市町村長（特別区の区長を含みます）が行うこととすることができます。

PLUS

「共済組合等」とは次のものをいいます。 **19・30 択**

- ① 法律によって組織された共済組合
- ② 国家公務員共済組合連合会
- ③ 全国市町村職員共済組合連合会
- ④ 地方公務員共済組合連合会
- ⑤ 日本私立学校振興・共済事業団

4 年金額の改定等



制度趣旨

国民年金制度は、全国民に共通の基礎的な保障です。その大事な保障が長期にわたり持続できるように、また、支給される年金額の価値が変わらないように年金額の改定を行うこととしています。

1. 年金額の改定（法4条） **14・2 選**

条文

この法律による年金の額は、**国民の生活水準**その他の諸事情に**著しい変動**が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(1) 沿革

改定に関する沿革をまとめると次のようになります。

昭和 48 年	物価スライド制導入 年度平均の全国消費者物価指数が 5% を超えて変動した場合、その変動した比率に応じて年金額を改定
平成元年	完全自動物価スライド制導入 年平均の全国消費者物価指数が変動した場合に翌年の 4 月からの年金額を改定
平成 16 年	新しい改定方式の導入 ① 保険料の引き上げを極力抑制しつつ、 将来の保険料負担の上限を設定して固定し 、② その 保険料水準の範囲内で給付を行う（保険料水準固定方式） ようにし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を 自動的に調整する 仕組み（マクロ経済スライド： （3） 参照）を導入

POINT

付加年金には、年金額の改定の規定は適用されません。

(2) 改定率の改定等（法 27 条の 2） 2 択



制度趣旨

実際の年金額の改定は、毎年度、元になる年金額に「改定率」を乗じることで行います。改定率は、基準年度前の改定率と、基準年度以後の改定率に大別できます。

① 基準年度前の改定率

受給権者が 65 歳に達した日の属する年度の初日の属する年の 3 年後の年の 4 月 1 日の属する年度（**68 歳になる年度：基準年度**）前において適用される改定率は、**名目手取り賃金変動率**を基準として改定し、当該年度の 4 月以降の年金たる給付について適用されます。

$$\text{改定率} = \text{前年度の改定率} \times \text{名目手取り賃金変動率}$$

② 基準年度以後の改定率

基準年度以後において適用される改定率（**基準年度以後改定率**）の改定は、**物価変動率**（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、**名目手取り賃金変動率**）を基準とします。

$$\text{改定率} = \text{前年度の改定率} \times \text{物価変動率}$$

POINT

- ◆「基準年度」とは 65 歳に達した年度の 3 年後の年度をいいます。つまり、68 歳になる年度よりも前の年度では ① の改定率を用い、68 歳到達年度以後は ② の改定率を用いることになります。
- ◆ ① の規定が適用される者を新規裁定者、② の規定が適用される者を既裁定者といいます。

PLUS

- ◆ 名目手取り賃金変動率
物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率
- ◆ 物価変動率
前年の全国消費者物価指数 / 前々年の全国消費者物価指数
- ◆ 実質賃金変動率 3 年度前の実質賃金変動率
- ◆ 可処分所得割合変化率
個人所得から税金等を差し引いた自由に使うことができる所得割合の変化率（実際には、3 年度前の可処分所得割合変化率になります）
→ 生活の余裕度の変化割合ということこ

(3) マクロ経済スライド 5選



制度趣旨

年金額は、原則としては、賃金や物価の変動にあわせて改定されます。長期的にみれば、賃金や物価は上昇します。年金もその伸びに応じて上昇していくことになります。一方、現在進んでいる被保険者総数の減少や平均余命の伸びは、年金財政からみればマイナス要因となります。これらのマイナス要因を考慮して、給付水準を自動的に調整（抑制）する仕組みとして、マクロ経済スライドという制度が導入されています。

調整期間（3. 参照）中の改定率は、(2)の規定によらず、次の①又は②の方法により改定します。 25 択

① 基準年度前のマクロ経済スライド

算出率（＝**名目手取り賃金変動率**×**調整率**×**特別調整率**）を基準として改定します。

改定率 = 前年度の改定率 ×

算出率（**名目手取り賃金変動率** × **調整率** × 前年度の**特別調整率**）

② 基準年度以後のマクロ経済スライド

基準年度以後算出率を基準として改定します。

改定率 = 前年度の改定率 ×

基準年度以後算出率（**物価変動率** × **調整率** × 前年度の**基準年度以後特別調整率**）

従前から、「調整率」を乗じることでマクロ経済スライドを行っています。マクロ経済スライドの規定による改定率がマイナスになったときは、マクロ経済スライドの規定は適用しないこととされています。

このことにつき、平成30年4月より、賃金や物価が上昇した場合に、前年度までの未調整分を含めて調整（特別調整）できるようになりました（「特別調整率」がこの特別調整を行うための率です）。 30 択



PLUS

◆調整率

被保険者総数の減少及び平均余命の伸びを反映させる（マクロ経済スライドを行う）ための率です。なお、調整率が1を上回るときは、1とします。

$$\text{調整率} = \text{公的年金被保険者総数変動率} \times 0.997$$

◆0.997

平均余命が年平均0.3%延びることを考慮した率です。

◆特別調整率

◆基準年度以後特別調整率

前年度までの未調整分を含めて調整するための率です。

PLUS

算出率及び基準年度以後算出率が1を下回るときは、1とします。

(4) 物価スライド特例措置について 28 択

- ① ガイダンスにも記載したように、平成16年改正前は、「5年に1度、年金額を見直し、その他の年は物価スライドをする」という形で年金額の改定を行っていました。この物価スライドについて、平成12年度から平成14年度までの間、物価下落に対して年金額を据え置くという「物価スライド特例措置」が講じられました。そのため、平成16年度に支給されていた年金額は、本来の年金額よりも1.7%高い水準となっていました。この据え置いた額に、平成16年改正後の新しい方式による年金額が追いつくまでは、新しい改定方式による年金の支給は行われなかったとされていました。 **15・22 択 22 選**
- ② 平成25年度当初において、本来の年金額と物価スライド特例措置による年金額の差は、2.5%になっていました。特例水準との差が解消されないことから、平成24年改正で、「平成25年度から平成27年度の間、この差を強制的に解消すること」を決めました。具体的には、平成25年10月に1.0%分、平成26年4月に1.0%分、平成27年4月に0.5%分の引き下げ（差の解消）を行い、現在では平成16年改正後の、新しい改定方式による年金額が支給されています。



平成 26 年度まで、物価スライド特例措置の規定による年金額が支給されてきました。現在は、新しい改定方式による年金額が支給されています。 **28 択**

2. 財政の現況及び見通しの作成（法 4 条の 3）

26 選



制度趣旨

従来は、年金制度の見直しをする時点で将来にわたるすべての期間について年金財政の均衡を図ろうとする「**永久均衡方式**」が採用されていましたが、平成 16 年改正により、人の一生程度の期間（100 年程度）について財政の均衡を図り、時間の経過とともにその均衡を先に移動させて（財政検証ごとに移動させる）、結果として永久に均衡を図ろうとする「**有限均衡方式**」が採用されました。それまで長期的な給付と負担の均衡を検証し、見直す目的で行われた 5 年に 1 度の**財政再計算**に代わって、定期的（5 年ごと）に**財政検証**が行われ、常に 100 年程度の期間で年金財政の調整を行うこととされました。 **27 択**

条文

- 1 政府は、**少なくとも 5 年ごと**に、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその**現況及び財政均衡期間における見通し（財政の現況及び見通し）**を作成しなければならない。
- 2 **財政均衡期間**は、**財政の現況及び見通し**が作成される年以降**おおむね 100 年間**とする。

PLUS

国民年金事業の財政は、長期的にその**均衡が保たれたもの**でなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、**速やかに**所要の措置が講ぜられなければなりません（法4条の2）。

POINT

政府は、**財政の現況及び見通し**を作成したときは、**遅滞なくこれを公表**しなければなりません（法4条の3第3項）

3. 調整期間（法16条の2）

**制度趣旨**

調整期間という期間を設けて、その調整期間中、前記 1. (3) のマクロ経済スライドを適用することとしています。

条文

- 1 政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な**積立金**（年金特別会計の国民年金勘定の積立金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、**年金たる給付**（付加年金を除く。）の**額**（給付額）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（調整期間）の開始年度を定めるものとする。

19・23 択 3 選

- 2 財政の現況及び見通しにおいて、1 の調整を行う必要がなくなったと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

PLUS

調整期間の開始年度は平成17年度とされました（令4条の2の2）。

POINT

政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、あわせて、これを公表しなければなりません（法 16 条の 2 第 3 項）。

5 用語の定義（法 5 条）

1. 政府及び実施機関（法 5 条 8 項）

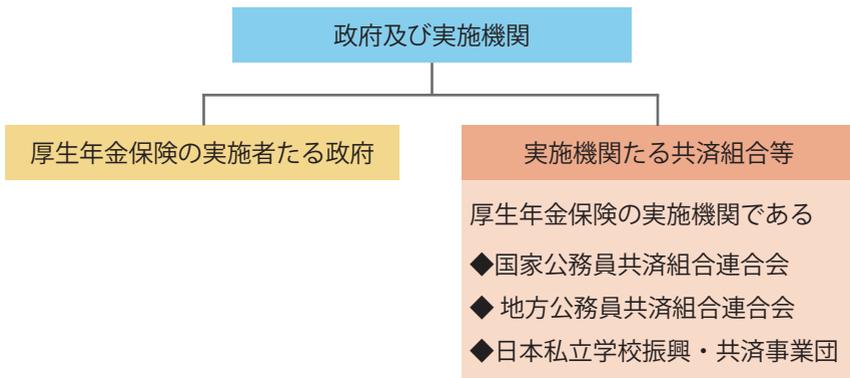
政府及び実施機関とは、次の ① 及び ② をいいます。

- ① 厚生年金保険の実施者たる政府
- ② 実施機関たる共済組合等

2. 実施機関たる共済組合等（法 5 条 9 項）

実施機関たる共済組合等とは、厚生年金保険の実施機関である次の ①～③ をいいます。

- ① 国家公務員共済組合連合会
- ② 地方公務員共済組合連合会
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団



PLUS

国民年金に関する重要事項は**社会保障審議会**で審議されます。

3. 保険料納付済期間（法5条1項） 24 択

保険料納付済期間とは、次の被保険者期間を合算した期間をいいます。

- ① 第1号被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（督促及び滞納処分により徴収された保険料を含み、保険料4分の3免除、保険料半額免除及び保険料4分の1免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除きます）に係る期間 **28・3・5 択**
- ② 産前産後期間の保険料免除の規定に係る期間
- ③ 第2号被保険者としての被保険者期間
- ④ 第3号被保険者としての被保険者期間

PLUS

平成31年4月より、産前産後期間の保険料が免除されることになりました（Chapter10 参照）。この期間は、保険料納付済期間として扱われます。

4. 保険料免除期間（法5条2項）

保険料免除期間とは、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間を合算した期間をいいます。 **3 択**
⇒保険料免除制度は Chapter10 に掲載しています。

PLUS

「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます（法5条7項）。

6 権限の委任（法 109 条の 4 ほか）

1. 日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務（共済組合等及び市町村長が行うこととされたものを除きます）は、**日本年金機構**に行わせます。



PLUS

日本年金機構は、社会保険庁に代わり、平成 22 年 1 月に設置された非公務員型の公法人です。厚生労働大臣からの委任・委託を受けて、その直接的な監督下で、年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を行っています。本部、地方ごとのブロック本部及び年金事務所によって構成されています。

2. 地方厚生局長等への権限の委任

厚生労働大臣の権限は、**地方厚生局長**に委任することができます。地方厚生局長に委任された権限は、**地方厚生支局長**に委任することができます。



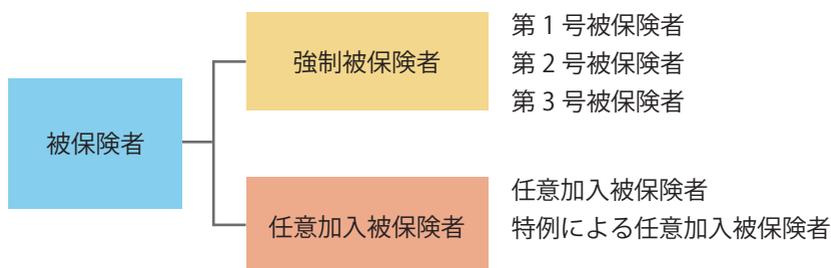
PLUS

財務大臣に委任する権限は除かれます。厚生労働大臣は、悪質な滞納者の処分を財務大臣に委任できます（法 109 条の 5）。

Chapter2

被保険者

国民年金の被保険者は、強制被保険者と任意加入被保険者に大別できます。強制被保険者は、その要件により第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者の3種類に分かれます。任意加入被保険者には、65歳までの通常の任意加入被保険者と、65歳から70歳までの特例による任意加入被保険者がいます。



この Chapter の構成

- 1 被保険者の資格
- 2 被保険者資格の取得及び喪失
- 3 被保険者期間の計算
- 4 届出
- 5 国民年金原簿
- 6 国民年金原簿の訂正の請求
- 7 基礎年金番号通知書

1 被保険者の資格（法7条）

1. 強制被保険者



制度趣旨

国民年金は、すべての人に共通の基礎年金を支給することから、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人は、原則として、すべて被保険者になります。第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に区分されます。

【被保険者の位置づけのイメージ】（再掲）



(1) 第1号被保険者（法7条1項1号）

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものです。ただし、厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるもの（厚生年金保険法に基づく老齢給付等）を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は除かれます。 25 択

PLUS

政令で定める老齢給付等には、老齢厚生年金、退職共済年金、国会議員互助年金法を廃止する法律による普通退職年金などがあります。 21 択

PLUS

【国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者】

- ◆医療滞在ビザで来日した者
- ◆観光等のロングステイビザで来日した者 **3択** 等

(2) 第2号被保険者（法7条1項2号、附則3条）

厚生年金保険の被保険者。ただし、**65歳以上の者**にあつては、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限ります。 **14・17・26・27・29・3・5択**

(3) 第3号被保険者（法7条1項3号）

第2号被保険者の配偶者（**日本国内に住所を有する者**又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して**日本国内に生活の基礎があると認められる者**として厚生労働省令で定めるものに限ります）であつて**主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの**（第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除きます。**被扶養配偶者**といいます）のうち、**20歳以上60歳未満のもの**です。 **13・14・17・27択**

【被扶養配偶者の認定（令4条）】

主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの**認定**は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して**日本年金機構**が行います。

21・27・28・3択

PLUS

認定対象者の年間収入が130万円未満（厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円未満）であつて、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養配偶者に該当します。この場合の年間収入とは、年金、恩給、給与所得など恒常的な収入であり、傷病手当金や失業給付金も含まれます。

PLUS

【厚生労働省令で定めるもの】

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者 **3択**
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 外国に赴任中に結婚した配偶者、生まれた子ども
- ⑤ その他日本国内に生活の基礎がある者

原則として、日本国内に居住していることを求めています。



(4) 資格要件のまとめ

第1号被保険者から第3号被保険者に係る資格要件をまとめると、次のようになります。 **15・21・22・25・27・1・5択**

種別	国籍要件	国内居住要件	年齢要件	該当する者
第1号被保険者	×	○	20歳以上 60歳未満	◆自営業者、国会議員 ◆20歳以上の学生 等
第2号被保険者	×	×	×	◆厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	×	○ (原則)	20歳以上 60歳未満	◆被扶養配偶者

POINT

第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者の区別を種別といいます。種別によって保険料の納め方が違います。

- ◆第1号被保険者 → 自分で保険料を納付
- ◆第2号被保険者 → 厚生年金保険で納付
- ◆第3号被保険者 → 納付不要

POINT

老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する 65 歳以上の者は、第 2 号被保険者となりません（法附則 3 条）。 **25・3 択**

PLUS

◆学生であっても、20 歳以上であれば、第 3 号被保険者になることができます。 **15・24 択**

◆厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者であっても、第 3 号被保険者となることができます。 **17 択**

2. 任意加入被保険者（法附則 5 条 1 項）



制度趣旨

強制被保険者に該当しない人が、一定の要件を満たした場合、本人の希望によって被保険者になることができます。

次のいずれかに該当する者（第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者を除きます）は、**厚生労働大臣に申し出て**、被保険者になることができます。

13・14・25・29・2・5 択

- ① **日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者**であって、厚生年金保険法に基づく**老齢給付等を受けることができるもの**（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除きます）
- ② **日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者**（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除きます）
- ③ **日本国籍を有する者**その他政令で定める者であって、**日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満のもの**

【2. の任意加入の目的】

- (a) **受給資格期間（10 年）を満たすため**
- (b) **老齢基礎年金を満額に近づけるため**

PLUS

- ◆国内に住所を有する者が任意加入の申出を行おうとする場合は、口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければなりません。 **21・22・28 択**
- ◆第1号被保険者である者が厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当するに至った場合に、該当するに至った日の属する月以降の期間について保険料を前納しているとき、又は該当するに至った日の属する月後における最初の4月の末日までに納付したときは、該当するに至った日に、任意加入の申出をしたものとみなします（法附則6条）。 **21 択**
- ◆原則として、任意加入被保険者としての被保険者期間は、第1号被保険者としての被保険者期間と同様の扱いがなされます（法附則5条10項）。

3. 特例による任意加入被保険者（平6法附則11条、平16法附則23条）



制度趣旨

65歳に達したときに、受給資格期間（10年）を満たしていないために老齢基礎年金が受給できない一定の者について、**特例的に70歳まで任意加入を認めることで、受給資格期間を満たす**ことを目的とした任意加入制度です。

昭和40年4月1日以前に生まれた者であって、次のいずれかに該当するもの（第2号被保険者を除きます）は、**厚生労働大臣に申し出て**、国民年金の被保険者となることができます。 **21・27・1 択**

ただし、その者が国民年金法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって、政令で定める給付の**受給権を有する場合は特例による任意加入はできません**。 **2・3 択**

- ① 日本国内に住所を有する **65歳以上70歳未満の者**（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除きます）
- ② 日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない **65歳以上70歳未満のもの**

PLUS

- ◆国内に住所を有する者が任意加入の申出を行おうとする場合は、口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければなりません。 **21・22・28 択**
- ◆任意加入被保険者（昭和40年4月1日以前に生まれた者に限ります）が65歳に達した場合において、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しないときは、特例による任意加入の申出があったものとみなします（平6法附則11条、平16法附則23条）。 **17・2 択**
- ◆特例による任意加入被保険者のことを高齢任意加入被保険者ということもあります。 **16 選**

POINT

この特例任意加入制度は、平成17年4月1日に改正されました。昭和40年4月1日以前に生まれた者とは、平成17年4月1日において40歳以上のものを指します。

2 被保険者資格の取得及び喪失

1. 資格取得の時期

① 強制被保険者（法8条）

強制被保険者は、次のいずれかに該当するに至った日それぞれ被保険者の資格を取得します。

(a) 第1号被保険者

資格取得日（その日）

- ① 20歳に達したとき（誕生日の前日） **1・2 択**
- ② 日本国内に住所を有するに至ったとき
- ③ 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でなくなったとき

PLUS

- ◆新法施行後も平成3年3月31日までは、学生は第1号被保険者とならず、任意加入の対象とされていました。平成3年4月1日より、第1号被保険者として強制加入扱いとなりました。そのため、平成3年3月31日現在に学生であった者が、平成3年4月1日に第1号被保険者に該当するときは、同日に資格を取得しました（任意加入していた学生も同日に、第1号被保険者になりました）。
- ◆「20歳に達したとき」とは、20歳の誕生日の前日をいいます。4月1日が誕生日である者の資格取得日は3月31日です。

(b) 第2号被保険者

資格取得日（その日）

厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき

(c) 第3号被保険者

資格取得日（その日）

- ① 被扶養配偶者となったとき **22 択**
- ② 20歳に達したとき（誕生日の前日） **20・27・4 択**

② 任意加入被保険者（法附則5条3項）

任意加入被保険者は、次のいずれかの日に被保険者の資格を取得します。**22 択**

	資格取得日（その日）
日本国内に住所を有する場合 (1 2. ①、②)	口座振替納付を希望する旨の申出等をした日
日本国内に住所を有しない場合 (1 2. ③)	厚生労働大臣に任意加入の申出をした日 29 択

③ 特例による任意加入被保険者（平6法附則11条、平16法附則23条）

特例による任意加入被保険者は、次のいずれかの日（特例による任意加入の申出があったとみなされる場合は、65歳に達した日）に被保険者の資格を取得します。

	資格取得日（その日）
日本国内に住所を有する場合 (13. ①)	口座振替納付を希望する旨の申出等をした日
日本国内に住所を有しない場合 (13. ②)	厚生労働大臣に任意加入の申出をした日

2. 資格喪失の時期

① 強制被保険者（法9条）

強制被保険者は、次のいずれかに該当する場合に、被保険者の資格を喪失します。

(a) 第1号被保険者

翌日喪失	当日喪失
① 死亡したとき 14・4 択	① 60 歳に達したとき
② 日本国内に住所を有しなくなったとき（第2号被保険者又は第3号被保険者に該当するときを除きます） 19 択	14・19・30・4 択
③ 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき（厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったときを除きます）	② 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったとき 19 択
	③ 日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき

POINT

- ◆原則として、資格取得は「その日」、資格喪失は「翌日」です。
- ◆それぞれの資格喪失事由に該当しても、種別の変更に該当するときは被保険者の資格は喪失しません（第1号被保険者が第2号被保険者になるといった場合です）。 **3 択**
- ◆「死亡したとき」の資格喪失は第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者とも「翌日」です。

(b) 第2号被保険者

翌日喪失	当日喪失
死亡したとき	① 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき（第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者のいずれかに該当するときを除きます） 19 択 ② 老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する者が65歳に達したとき（又はその日以後の老齢給付等の受給権を有したとき） 4 択

POINT

厚生年金保険の被保険者は60歳に達しても資格は喪失しません。「60歳に達したとき」に資格を喪失するのは、第1号被保険者、第3号被保険者です。 **14・20 択**

(c) 第3号被保険者

翌日喪失 19 択	当日喪失
① 死亡したとき 4 択 ② 被扶養配偶者でなくなったとき（第1号被保険者、第2号被保険者に該当するときを除きます）	60 歳に達したとき 30・4 択

②任意加入被保険者（法附則5条）

(a) 共通の資格喪失事由

翌日喪失	当日喪失
死亡したとき	① 65歳に達したとき ② 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき 29 択 ③ 資格喪失申出が受理されたとき 28 択 ④ 国民年金法 27 条各号に掲げる月数（Chapter 4 参照）を合算した月数が 480 に達したとき 17・24 択

POINT

任意加入被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができます（法附則5条5項）。 **28 択**

PLUS

当日喪失の④は、満額の老齢基礎年金が支給されることになったときです（これ以上、任意加入している必要がないので、その時点で資格を喪失させます）。

(b) 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる任意加入被保険者の資格喪失事由

翌日喪失	当日喪失
① 日本国内に住所を有しなくなったとき ② 保険料を滞納し、督促状の指定の期限までに保険料を納付しないとき ③ 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	① 日本国内に住所を有しなくなった日に、更に被保険者の資格を取得したとき ② 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき ③ 被扶養配偶者となったとき

(c) 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者の資格喪失事由

翌日喪失	当日喪失
① 日本国内に住所を有しなくなったとき 4 択	日本国内に住所を有しなくなった日に、更に被保険者の資格を取得したとき 22 択
② 保険料を滞納し、督促状の指定の期限までに保険料を納付しないとき 21 択	
③ 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	

(d) 日本国籍を有する者であって日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者の資格喪失事由

翌日喪失	当日喪失
① 日本国内に住所を有するに至ったとき 17 択	① 左記 ①～③ の事実があった日に更に被保険者の資格を取得したとき ② 被扶養配偶者となったとき（60 歳未満であるときに限ります） 20 択
② 日本国籍を有しなくなったとき 22 択	
③ 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく 2 年間 が経過したとき 22・27 択	

POINT

「**日本国内に住所を有する**」任意加入被保険者が保険料を滞納し、厚生労働大臣が督促を行った場合に、「督促状の指定の期限までに保険料を納付しないとき」は「**その翌日**」に被保険者の資格を喪失します。

それに対して、「**日本国内に住所を有しない**」任意加入被保険者は、保険料を滞納した場合であっても、督促状を送付することができないため督促は行われず、「**保険料を納付することなく 2 年間が経過したとき**」に被保険者の資格を喪失します。

③ 特例による任意加入被保険者（平 6 法附則 11 条、平 16 法附則 23 条）

(a) 共通の資格喪失事由

翌日喪失	当日喪失
① 死亡したとき ② 老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を取得したとき 17・27・3 択	① 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき 27 択 ② 70 歳に達したとき 5 択 ③ 資格喪失の申出が受理されたとき

POINT

- ◆特例による任意加入被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができます（平 16 法附則 23 条 6 項）。
- ◆老齢基礎年金の受給資格期間を満たすと、その時点で被保険者資格を喪失します。
 ⇒ 受給権取得という目的達成で資格を喪失します。

(b) 日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の任意加入被保険者の資格喪失事由 29 択

翌日喪失	当日喪失
① 日本国内に住所を有しなくなったとき 29 択 ② 保険料を滞納し、督促状の指定の期限までに保険料を納付しないとき ③ 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	日本国内に住所を有しなくなった日に、更に被保険者の資格を取得したとき

(c) 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない 65 歳以上 70 歳未満の任意加入被保険者の資格喪失事由

翌日喪失	当日喪失
① 日本国内に住所を有するに至ったとき ② 日本国籍を有しなくなったとき 29 択 ③ 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく 2 年間 が経過したとき	左記 ①～③ の事実があった日に更に被保険者の資格を取得したとき

3 被保険者期間の計算

1. 被保険者期間の計算（法 11 条） **26 択**

- ① 被保険者期間を計算する場合には、**月**によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する**月から**その資格を喪失した日の属する**月の前月まで**を算入します。 **26・29・1 択**



POINT

昭和 61 年 3 月 31 日までの国民年金の被保険者期間は、第 1 号被保険者としての被保険者期間とみなされます（昭 60 法附則 8 条 1 項）。

- ② 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を **1カ月**として被保険者期間に算入します。 **29・5 択**



※ただし、その月に更に被保険者資格を取得したときは、後の資格取得（のみ）により、1カ月として被保険者期間に算入します。 **22・5 択**
⇒ **ダブルカウントはしないということ！**

- ③ 被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算します。

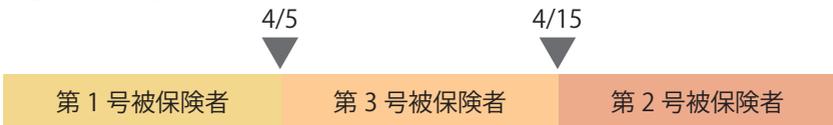
2. 種別の変更（法 11 条の 2）

種別とは、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者のいずれかの区別をいいます。

- ① 種別に変更があった月は、**変更後の種別**の被保険者であった月とみなします。 **13・24・5 択**
- ② 同一の月において、2 回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は**最後の種別**の被保険者であった月とみなします。 **22・30 択**

【ケーススタディ】

4 月 5 日に結婚して第 3 号被保険者になった人が、4 月 15 日に会社員として働き始めた場合



⇒ **4 月は第 2 号被保険者期間として扱います**

PLUS

強制被保険者と任意加入被保険者間の資格の異動の場合は、資格の得喪を伴うので種別の変更ではありません。

POINT

第1号被保険者から第2号被保険者への種別変更があった月（4月）に第1号被保険者としての保険料をすでに納付していた場合でも、4月は第2号被保険者であった月とみなします。第1号被保険者として納付された保険料は還付されます。

4 届出（法12条）

1. 届出（法12条1項）

- ① 第1号被保険者は、次の事項を**市町村長**に届け出なければなりません。

13・15・20・27・3択

(a) 資格の取得及び喪失 (b) 種別の変更 (c) 氏名及び住所の変更

PLUS

第2号被保険者については厚生年金保険法により届出が規定されているので、国民年金法の届出の規定は適用されません。第3号被保険者については、**2.**において別途規定されています。 **15・27 択**

届出関係は、だれに、いつまでに、なにを提出するのかを、常に注意！

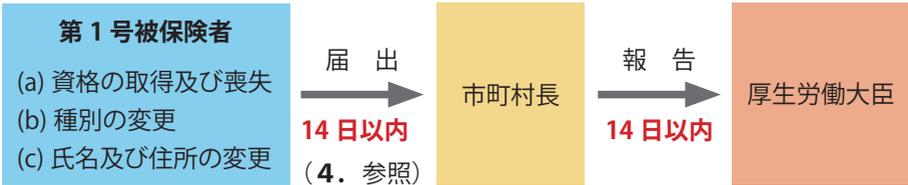


- ② 被保険者の属する世帯の**世帯主**は、被保険者に代わって、①の届出をすることができます（法12条2項）。 **18・29 択**
- ③ 住民基本台帳法の規定による転入届等の届出があったとき（その届出に係る所定の付記がされたときに限ります）は、その届出と同一の事由に基づく①の届出があったものとみなされます（法12条3項）。 **22 択**

PLUS

外国人住民も住民基本台帳法の適用対象です。

- ④ 市町村長は、①又は②の届出を受理したとき（氏名及び住所の変更に係る事項の届出であって厚生労働省令で定めるものを受理したときを除きます）は、その届出を受理した日から **14日以内**に、**厚生労働大臣**に報告しなければなりません（法12条4項、則9条）。



2. 第3号被保険者の届出（法12条5項）

- ① 第3号被保険者は、次の事項を**厚生労働大臣**に届け出なければなりません。
15・18・3 択

(a) 資格の取得及び喪失 (b) 種別の変更 (c) 氏名及び住所の変更

- ② 届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、次の (a) 又は (b) の区分に応じてそれぞれを経由して行います。 **18・20 択**
- (a) 厚生年金保険法に規定する第1号厚生年金被保険者（以後、「**第1号厚生年金被保険者**」とします）である第2号被保険者の被扶養配偶者である場合
→ その配偶者である第2号被保険者を使用する**事業主を経由**して行います。

(b) 厚生年金保険法に規定する第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者（以後、それぞれ「**第2号厚生年金被保険者**」「**第3号厚生年金被保険者**」又は「**第4号厚生年金被保険者**」）とします）である第2号被保険者の被扶養配偶者である場合

→ その配偶者である第2号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行います。

PLUS

- ◆第3号被保険者の届出が、第2号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に**受理されたときは、その受理されたときに厚生労働大臣に届出があったもの**とみなされます（法12条9項）。
- ◆第3号被保険者の届出を受理した第2号被保険者を使用する事業主等は、届書又は光ディスク及びその届書に添えられた書類を、**速やかに**提出しなければなりません（則9条2項）。
- ◆日本国内に住所を有するに至った者で、国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者に該当するに至ったものは、**14日以内**に届書などを日本年金機構に提出しなければなりません。
- ◆第3号被保険者が、外国において留学をする学生その他の日本国内に生活の基礎がある者等に該当した場合又は日本国内に住所を有するに至ったことにより該当しなくなった場合であって、引き続き第3号被保険者となるときは、**14日以内**に届書などを日本年金機構に提出しなければなりません。
- ◆第3号被保険者であった者は、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければなりません。この届出は、第2号被保険者を使用し、又は使用していた事業主等を経由して行います（**14日以内**に日本年金機構に提出）。
⇒第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者でなくなったときは提出不要です。 **27・2折**

POINT

第2号被保険者を使用する事業主は、事務の一部を当該事業主が設立する**健康保険組合に委託**することができます。 **19・23・29 択**

3. 種別確認届（則6条の3）

第3号被保険者は、その配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき（第1号厚生年金被保険者の資格を喪失した後引き続き第1号厚生年金被保険者の資格を取得したとき及び実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の資格を喪失した後引き続き同一の実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の資格を取得したときを除きます）は、当該事実があった日から**14日以内**に、「種別確認届」を**日本年金機構**に提出しなければなりません。 **15・18・20・29・4 択**

【第3号被保険者の配偶者】



POINT

種別確認届の提出は、第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者を使用する事業主又は共済組合等を経由して行います。

第3号被保険者であることを「確認」するための届出です。実施機関に変更が生じない場合は、確認しなくてもわかるので、届出の必要はありません。



4. 提出期限（則1条の2ほか）

29・2折

第1号被保険者及び第3号被保険者は、当該事実があった日から**14日以内**に届書などを提出しなければなりません。

届出	届出を要するとき	期限	提出先
資格取得届	被保険者の資格を取得したとき	14日以内	【第1号被保険者】 →市町村長
資格喪失届	被保険者の資格を喪失したとき		
種別変更届	被保険者の種別変更があったとき	19折	【第3号被保険者】 →日本年金機構 (事業主等経由)
氏名変更届	被保険者の氏名に変更があったとき		
住所変更届	被保険者の住所に変更があったとき		

(注) 厚生労働大臣に対する届書、申出書の実際の提出先は、原則として、日本年金機構です。

PLUS

- ◆資格取得届は、20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得する場合で、機構保存本人確認情報の提供を受けられるときは提出不要です。 **2折**
- ◆資格喪失届は、被保険者が死亡したこと又は60歳に達したことにより資格喪失する場合には不要です。
- ◆機構保存本人確認情報の提供を受けられる場合は、氏名変更届・住所変更届の提出は不要です。 **4折**

5. 第3号被保険者期間に関する特例（法附則7条の3ほか）



制度趣旨

第3号被保険者の種別変更等の届出忘れのための救済措置や、年金額の訂正の規定です。

第3号被保険者であれば、その期間中は保険料納付済期間となりますが、そのためには届出をしなければなりません。届出が遅れた場合、原則として2年間は遡って認められます〔(1)原則〕。

また、特例として、やむを得ない事由があると認められるときは、それ以前の期間も認めることとされています〔(2)特例〕。

(2)の特例は平成17年度より施行されています。

更に、平成23年8月に(3)の特例が、平成25年7月に(4)の特例が加わっています。

(1) 原則（法附則7条の3第1項）

第3号被保険者になったこと等に関する届出（資格取得、種別変更、種別確認の届出）が行われた日の属する月の前々月までの2年間のうちにあるものを除き、保険料納付済期間に算入しません。 14・19・22・4択

POINT

平成14年から手続方法を見直し、第3号被保険者本人が直接市区町村で行っていた手続を、第3号被保険者の配偶者（第2号被保険者）が勤務する事業主等を経由して行うことになりました。

(2) 特例（法附則7条の3第2項） 29・4択

平成17年4月1日以後の期間については、第3号被保険者又は第3号被保険者であった者は、その者の第3号被保険者としての被保険者期間のうち、上記(1)の原則の規定により保険料納付済期間に算入されない期間について、届出を遅滞したことについて、やむを得ない事由があると認められるときには、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができます。 19択

この届出が行われたときは、次の①、②のように扱われます。

- ① 届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は**保険料納付済期間**に算入されま
す。 **4 択**
- ② 老齢基礎年金の受給権者であるときは、届出のあった日の属する月の**翌月から、
年金額が改定**されます。 **19 択**

PLUS

【平成 17 年 4 月 1 日前の未届期間の救済措置】

第 3 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者は、その者の第 3 号被
保険者期間のうち原則の規定により保険料納付済期間に算入されない期間に
ついて、厚生労働大臣に届出をすることができます（平 16 法附則 21 条）。

この場合には**理由を問わず**、特例届出を行うことにより保険料納付済期
間に算入されます。 **19・4 択**

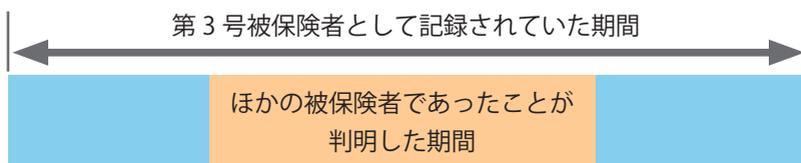
(3) 平成 23 年改正による特例（法附則 7 条の 3 の 2）



制度趣旨

第 3 号被保険者として記録されていた人の年金記録の途中
に、第 2 号被保険者であった期間があることが判明した場合（専
業主婦だった人が、その期間の途中で会社員として働いていた
ことが判明した場合等）は、従来は、第 2 号被保険者から第 3
号被保険者に戻って以降の期間は未届期間として処理されてい
ました。その期間を、第 3 号被保険者としての保険料納付済期
間として扱うことにしました。

第 3 号被保険者としての被保険者期間〔保険料納付済期間に限ります：**対象第 3
号被保険者期間**といいます〕を有する者の当該対象第 3 号被保険者期間の一部に
ついて、第 3 号被保険者としての被保険者期間以外の期間として国民年金原簿
（後記 **5** 参照）の記録事項（いわゆる年金記録）の訂正がなされた場合には、当
該第 3 号被保険者としての被保険者期間以外の期間に引き続き第 3 号被保険者と
しての被保険者期間は、**保険料納付済期間**とします。



第3号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間）とします

PLUS

- ◆対象第3号被保険者期間からは、(2)の規定等により救済されている期間を除きます。
- ◆専業主婦の夫が、公務員から会社員に転職した場合等に、種別確認届を提出していなかった期間についても、同様に救済します。

(4) 平成25年改正による特例（法附則9条の4の2ほか）



制度趣旨

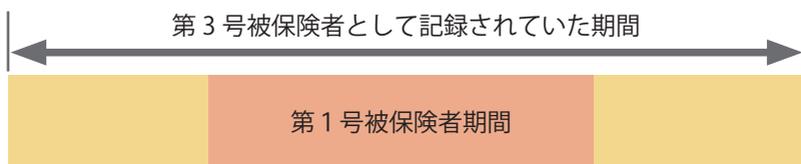
専業主婦である第3号被保険者が、第2号被保険者である夫の離職などにより、実態としては**第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかった**ために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて**年金記録に不整合が生じている**場合があります。また、この場合、本来は、第1号被保険者として保険料を納付しなけりなかつた期間について第3号被保険者として扱われていたので、その期間について**保険料を払っていなかった**こととなります。そういった場合に、実際の保険料納付の内容を、正しく年金額等に反映させるため次の措置を講じます。

- ◆年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を**正しい年金額に訂正**
- ◆不整合期間は年金額には反映しないが、受給資格期間（Chapter4参照）としてカウントする扱いとして、無年金となることを防止
- ◆過去10年間の不整合期間について、特例的に（保険料の）追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供（3年間の時限措置）

① 被保険者期間の特例

被保険者又は被保険者であった者は、第3号被保険者としての被保険者期間（昭和61年4月から平成25年6月までの間にある保険料納付済期間に限り）のうち、第1号被保険者としての被保険者期間として年金記録の訂正がなされた期間（**不整合期間**）であって、訂正がなされたときに保険料徴収権が時効消滅しているもの（**時効消滅不整合期間**）について、厚生労働大臣に届出をすることができ、その場合、届出に係る**時効消滅不整合期間**（**特定期間**）については、**届出が行われた日以後、学生の保険料納付特例期間**（Chapter10 参照）とみなします。

26・3 扱



▲
届出日以後は、学生の保険料納付特例期間とみなします

PLUS

- ◆この制度の対象になる、第3号被保険者としての被保険者期間からは、(2)の規定等により救済されている期間を除きます。
- ◆学生の保険料納付特例期間とみなされた期間は、改めて②の特定保険料を納付しなければ、これ以後は、年金額には反映されません（受給資格期間にはなりません：Chapter4 参照）。

PLUS

- ◆誤った記録に基づいて、平成25年7月1日の時点で障害基礎年金等を受けている者については、この規定は適用せず、不整合期間となった期間については、保険料納付済期間とみなします。ただし、①の届出があった場合は、それ以後、届出があった期間については、①の規定を適用します。
- ◆誤った記録に基づいて、平成25年7月1日の時点で遺族基礎年金等を受けている者については、この規定は適用せず、不整合期間となった期間については、保険料納付済期間とみなします。

② 特定保険料の納付

平成 27 年 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日（**特定保険料納付期限日：平成 30 年 3 月 31 日**）までの間において、被保険者又は被保険者であった者（**特定期間**を有する者に限ります）は、**厚生労働大臣の承認**を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であって、その者が **50 歳以上 60 歳未満であった期間**（その者が 60 歳未満である場合にあっては、**承認の日の属する月前 10 年以内の期間**）の各月につき、承認の日の属する月前 10 年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前 10 年以内の期間にあっては、当該加算した額）の保険料（**特定保険料**）を納付することができます。

上記の制度は平成 30 年 3 月 31 日までで終了していますので、日本語的には、上記の文章等の語尾は過去形になるのが正しいのですが、条文等にあわせて現在形にしてあります。以下も同様です。



POINT

- ◆ 特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行います。
- ◆ 特定保険料の納付が行われたときは、**納付が行われた日**に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなします。
- ◆ 老齢基礎年金の受給権者が特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の**翌月**から、年金額を改定します。

PLUS

- ◆ 誤った記録に基づいて、平成 25 年 7 月 1 日の時点で 老齢基礎年金等を受けているもの（**特定受給者**）については、特定保険料納付期限日までの間は、従前の年金額を支給します。 **27 選**
- ◆ 特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定しますが、訂正後の年金額が訂正前の年金額の **100 分の 90** の額（減額下限額）に満たないときは、減額下限額とします。 **26 択**

PLUS

特定受給者が、特定保険料納付期限日の翌日以後、老齢基礎年金の支給要件を満たさなくなるものについては、特定期間に係る届出を行うこと等により、再び支給要件を満たすまでの間、「支給停止」として取り扱うこととされています。



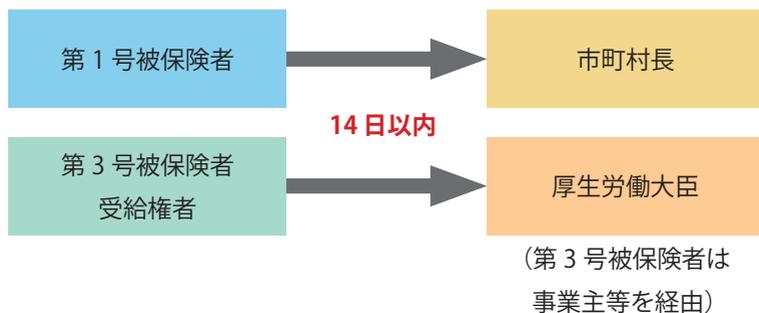
特定受給者には一定の猶予期間があり、又、年金額が大きく減らないようにしていました。

6. その他の届出等（法 105 条）

(1) 死亡の届出（法 105 条 4 項、則 4 条、24 条ほか）

被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、当該事実のあった日から **14 日以内** に届出をすることとされています。

13 択



PLUS

住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる被保険者又は受給権者の死亡について、**死亡の日から 7 日以内** に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要です。 **24 択**

POINT

被保険者は、資格取得届等以外の厚生労働省の定める事項についても第1号被保険者については市町村長に、第3号被保険者にあつては厚生労働大臣に届け出なければなりません。

(2) 受給権者等の届出

受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければなりません。

① 老齢基礎年金の受給権者の確認等（則18条ほか）

- (a) 厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行います。 **24 択 30 選**



- (b) 厚生労働大臣は、受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、所定事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（現況届）を、毎年、厚生労働大臣が指定する日（誕生日の属する月の末日）までに提出することを求めることができます（則18条の2）。

POINT

障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給権者についても、原則として、住民基本台帳ネットワークを活用して、本人確認を行います。なお、住民基本台帳ネットワークで確認できるのは、本人の現況確認（生存の事実）のみなので、他の事項の確認が必要な場合は、別途、必要な書類を提出する必要があります。

POINT

◆障害基礎年金受給者等で障害の程度を確認する必要がある者については、指定日前 **3 カ月以内** に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書等を提出しなければなりません（則 36 条の 4 ほか）。 **22・**

2 択

◆(b) の、機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合とは、海外に居住している場合です。

PLUS

20 歳前の傷病による障害基礎年金の受給権者は、原則として、毎年、指定日までに、指定日（9 月 30 日）までに、指定日前 **1 カ月以内** に作成された障害基礎年金所得状況届等を提出しなければなりません（則 36 条の 5 ほか）。 **27 選 4 択**

② 受給権者の氏名又は住所の変更の届出（則 19 条、20 条ほか）

受給権者は、**氏名又は住所を変更したときは**、当該事実があった日から **14 日以内** に**日本年金機構**に届書を提出することとされています。

PLUS

◆住民基本台帳法の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、氏名変更届及び住所変更届の提出は不要です。 **25 択**

◆ただし、遺族基礎年金、寡婦年金の受給権者については、氏名を変更した場合に受給権の消滅事由に該当している可能性があることから、氏名変更届の提出が不要である場合は、変更をした日から **14 日以内** に、「**氏名変更理由届**」を提出することとされています。

③ 所在不明の届出（則 23 条）

老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の**世帯主その他その世帯に属する者**は、当該受給権者の所在が**1 カ月以上**明らかでないときは、**速やかに**、**日本年金機構**に届書を提出することとされています。 **26・4 択**

PLUS

障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金についても同様の届出規定があります。

④ 個人番号変更の届出

被保険者又は受給権者が**個人番号を変更した場合**は、**速やかに**、その旨を届出ることとされています。

⑤ 被保険者に対する情報の提供

厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、**被保険者**に対し、当該被保険者の**保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報**をわかりやすい形で**通知**します（法 14 条の 5）。 **22・28 択 4 選**

5 国民年金原簿（法 14 条）

① **厚生労働大臣**は、**国民年金原簿**を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号〔政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいいます）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であって、厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であって、厚生労働省令で定めるものをいいます）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとされています。

14・28・1 択

② 第 2 号被保険者のうち、第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者については、国民年金原簿への記録は行われません（法附則 7 条の 5 第 1 項）。 **17・25・28・2 択**

6 国民年金原簿に係る訂正の請求(法14条の2ほか)

1. 訂正の請求

被保険者又は被保険者であった者は、**国民年金原簿**に記録された**自己**に係る**特定国民年金原簿記録**(被保険者の**資格の取得及び喪失**、**種別の変更**、**保険料の納付状況**その他厚生労働省令で定める事項の内容をいいます)が**事実でない**、又は**国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていない**と**思料**するときは、**厚生労働大臣**に対し、**国民年金原簿の訂正の請求**(「**訂正請求**」といいます)をすることができます。

PLUS

- ◆被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合には、死亡した者に係る給付を受けることができる者等が、同様に訂正の請求をすることができます。 **30 択**
- ◆この規定の対象になる「被保険者」からは、第2号被保険者のうち、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者を除きます。 **4 択**
- ◆厚生労働大臣は、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければなりません。また、この方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、**社会保障審議会**に諮問しなければなりません(法14条の3)。 **2 択**

2. 訂正請求に対する措置

- ① **厚生労働大臣**は、訂正請求に理由があると認めるときは、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定し、あるいはその決定をする場合を除き、訂正をしない旨を決定しなければなりません。 **28 択**
- ② **厚生労働大臣**は、訂正をする旨あるいはしない旨の決定をしようとするときは、**あらかじめ**、**社会保障審議会**に諮問しなければなりません。

PLUS

①の厚生労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができ、地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができます。委任が行われた場合には、②の諮問先は地方年金記録訂正審議会になります（法109条の9ほか）。 **27選**

7 基礎年金番号通知書

新たに国民年金の被保険者になった者には**基礎年金番号通知書**が交付されます。

1. 基礎年金番号通知書の交付（則10条）

厚生労働大臣は、初めて国民年金の被保険者の資格を取得した者等（共済組合の組合員等にあつては、厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限ります）に対し、**基礎年金番号通知書**を作成して**交付**しなければなりません。

PLUS

- ◆既に基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付する必要はありません。
- ◆初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者に対して基礎年金番号通知書を交付するときは、当該組合員又は加入者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を**経由**して交付します。

2. 基礎年金番号通知書の再交付（則11条）

被保険者又は被保険者であった者は、基礎年金番号通知書を**滅失**し、もしくは**毀損**したとき又は基礎年金番号通知書に記載された**氏名に変更**があるときは、基礎年金番号通知書の**再交付**を**厚生労働大臣**に申請することができます。

PLUS

厚生労働大臣は、基礎年金番号通知書の再交付の申請書を受理したときは、新たに基礎年金番号通知書を作成し、これを被保険者に交付しなければなりません。



従前行われていた国民年金手帳の交付制度は廃止されました。

これで、この Chapter は終了です。かなりボリュームのある Chapter でしたネ。

次は、給付の通則の Chapter です。他の法律と同様の支給期間などの規定に加え、年金独自の通則が規定されています。



Chapter3

通則

給付に関する通則(共通の規則)をまとめた Chapter です。

年金には、年金独自の調整規定等があるので、ほかの法律にはみられない内容も含まれています。他の規定は、他の法律にもみられる「端数処理」、「支給期間」、「死亡の推定」や「受給権の保護」といった規定です。

この Chapter の構成

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 裁定 | 7 併給の調整 |
| 2 端数処理 | 8 申出による支給停止 |
| 3 支給期間及び支払期月 | 9 支払いの調整 |
| 4 死亡の推定 | 10 損害賠償請求権 |
| 5 失踪宣告 | 11 不正利得の徴収 |
| 6 未支給年金 | 12 受給権の保護及び公課の禁止 |

1 裁定

1. 裁定（法 16 条）

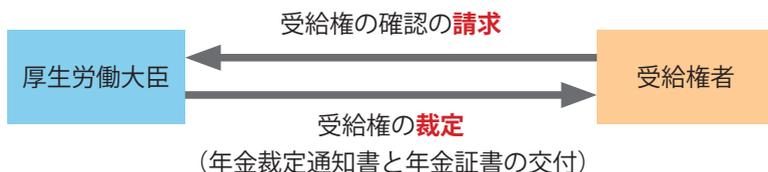


制度趣旨

年金や一時金を受ける権利は、支給要件が整ったときに当然に発生します。しかし、実際の支給を受けるためには、支給要件を満たしていることの確認を受ける必要があります。この確認のことを裁定といいます。

条文

給付を受ける権利は、その権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて、**厚生労働大臣が裁定**する。



PLUS

◆「年金証書」とは、年金を受ける権利があることを証した証書のことです。

POINT

老齢基礎年金の受給権の裁定をした場合において、その受給権者が老齢厚生年金の年金証書の交付を受けているときは、その年金証書は老齢基礎年金の証書とみなされます。障害、遺族に関する年金も同様に、厚生年金保険の年金証書が、それぞれ該当する基礎年金の証書とみなされます（則 65 条 2 項）。 **22・5 折**

POINT

- ◆厚生労働大臣は、**被保険者及び被保険者であった者**に対し、必要に応じ、年金たる給付を受ける権利の**裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、裁定を請求することの勧奨を行うもの**とされています（則133条1項）。
- ◆厚生労働大臣は、情報の提供及び勧奨を適切に行うため、被保険者であった者その他の関係者及び関係機関に対し、被保険者であった者に係る氏名、住所その他の事項について**情報の提供を求めることができます**（則133条2項）。

2. 旧法との関係（裁定替え）

- ① 旧法による障害福祉年金（障害基礎年金の障害等級に該当する程度の状態にある場合に限り）、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有していたものは新法施行に伴い裁定替えが行われ、施行日（昭和61年4月1日）以後は障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されています（昭60法附則25条1項、28条）。

16・21 択

- ② 昭和61年3月31日において、ほかの旧法の年金の受給権を有している者は、新法施行日以後も旧法による年金が支給されています（昭60法附則32条1項ほか）。

昭和61年3月31日以前	昭和61年4月1日以後	備考
障害福祉年金	障害基礎年金	《裁定替え》 新法の年金に切り替えられました。
母子福祉年金	遺族基礎年金	
準母子福祉年金		
老齢福祉年金	老齢福祉年金	《現在も支給》 新法施行日以後も旧法のまま支給されています。
老齢年金	老齢年金	
障害年金	障害年金	
母子年金	母子年金	
準母子年金	準母子年金	
遺児年金	遺児年金	

PLUS

障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金は、20歳前障害に基づく障害基礎年金です。

2 端数処理（法17条、令4条の3）

【受給権】 年金給付の受給権の裁定時、年金額の改定時 **28 択**
【年金給付】 年金給付の額を計算する過程での端数処理

50 銭未満切捨て、50 銭以上 1 円未満 1 円に切上げ

POINT

年金額は基本額と加算額で構成されます。加算額がある場合は、基本額と加算額はそれぞれ端数処理をしてから合算します（措置令18条）。

3 年金の支給期間及び支払期月（法18条）

1. 支給期間

年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとされます。 **27 択**



2. 支給停止期間

年金給付の支給を停止すべき事由が生じたときには、その事由が生じた日の属する**月の翌月**から、その事由が消滅した日の属する月までの分が支給停止されます。 **1 択**



POINT

- ◆支給、支給停止とも**翌月から当月まで**です。 **13 択**
- ◆同一月内に支給停止事由と支給停止消滅事由が生じた場合には、支給停止は行われません。 **22 択**

3. 支払期月

(1) 原則

年金給付は、毎年**2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期**に、それぞれ**前月までの分**が支払われます。 **29・5 択**

支払月	支払対象月分	支払額
2月	前年12月分、1月分	年金額 ÷ 6
4月	2月分、3月分	
6月	4月分、5月分	
8月	6月分、7月分	
10月	8月分、9月分	
12月	10月分、11月分	

過去問

年金給付は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払い、旧国民年金法による年金たる給付も同様に年6回払いであるが、旧法の老齢福祉年金の支払期月は、4月、8月及び12月（請求があったときは11月）の年3回である。

→ ○ **17 択**

(2) 例外

- ① 次の場合は、支払期月でない月であっても支払われます。
- (a) 前支払期月に支払われるべきであった年金
 - (b) 権利が消滅した場合又は年金の支給が停止された場合におけるその期の年金
- ② 老齢福祉年金は、毎年4月、8月及び12月（受給権者が請求した場合は11月）の3期に分けて支払われます（昭60法附則32条1項ほか）。

POINT

- ① 支払額に **1円未満の端数**が生じたときは、**切り捨てます**。
- ② **毎年3月から翌年2月まで**の間に、①の規定により切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数は切り捨てます）を、**当該2月の支払期月の年金額に加算**します（法18条の2）。 **28・5 択**

4 死亡の推定（法18条の3）

14・18 択

**制度趣旨**

事故等により生死がわからない場合や行方不明の場合に、その状態を放置しておくことは遺族の生活の安定を図るという給付の趣旨に反します。行方不明の場合、本来は民法の規定による失踪宣告により対応します（**5**参照）が、遺族に対して迅速に給付を行うことを目的として、船舶及び航空機の事故については、民法とは異なる規定が特別に設けられています。

- ① **船舶**が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際、現にその船舶に乗っていた者、若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が**3カ月間**わからない場合、又はこれらの者の死亡が**3カ月以内**に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは**行方不明となった日**又はその者が**行方不明となった日**に、その者は、死亡したものと**推定**します。 **22・26 択**
- ② **航空機**が墜落し、滅失し、又は行方不明となった場合等も①と同様です。

PLUS

死亡の推定は、遺族基礎年金、寡婦年金及び死亡一時金に適用されます。

POINT

- ◆死亡の推定は、**船舶又は航空機**の事故の場合のみ適用されます。 **29 択**
- ◆死亡の推定は「推定する」であり、**5**の失踪宣告は「みなす」です。「推定」の場合は、反証（反対証拠）があればつがえるのに対し、「みなす」の場合は、反証を認めない、という違いがあります。

POINT

【死亡の推定のキーワード】（ほかの法律と共通）

- ◆**船舶と航空機**
- ◆**3カ月**
- ◆**行方不明となった日**
- ◆**推定する**

5 失踪宣告（法 18 条の 4）

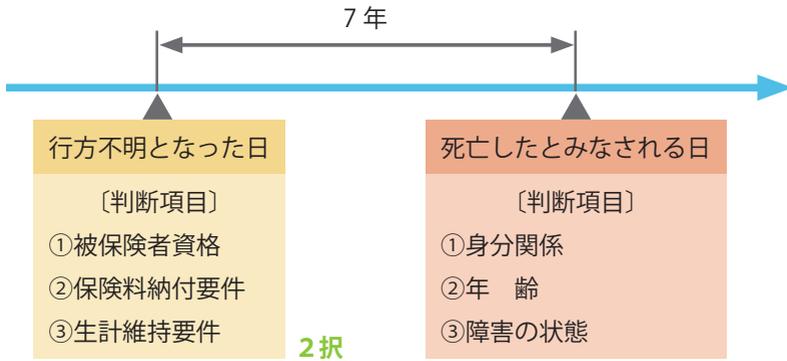


制度趣旨

死亡の推定の対象になる行方不明以外の行方不明については、民法の規定が適用され、7年（原則）経過した日に死亡したものとみなされます。

民法の失踪宣告を受けたものは、行方不明になった日から7年（原則）を経過した日に死亡したと**みなされます**（民法 30 条、31 条）。 **18 択**

死亡を支給事由とする給付の支給要件及び生計維持要件は、行方不明となった日において判断します。 **26・2択**



PLUS

死亡したとみなされる日は、行方不明となった日から7年経過していることから、すでに保険料納付要件や生計維持要件を満たしていないことも考えられるため、行方不明となった日に遡って判断することになります。

6 未支給年金（法19条）



制度趣旨

年金は、受給権者の請求によってその者に支給されます。また、**3 3. 支払期月**の項にあるように、前2カ月分ずつを後払いすることになっています。よって、受給権を取得していても請求せずに死亡した場合やまだ支給を受けていないうちに受給権者が死亡した場合は、本来支給されるはずであった年金を受給権者本人に支給できないことがあります。これを未支給年金といい、一定の遺族が請求すればその分の年金がその遺族に支払われます。

1. 未支給年金

年金給付の受給権者が死亡した場合に、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の**配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族**であって、その者の死亡の当時その者と**生計を同じく**していたものは、**自己の名**で、その未支給の年金を請求することができます。 **13・18・19・26・28・2・4択**

PLUS

◆未支給の年金を受ける者の順位は、**配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、これらの者以外の3親等内の親族**の順です（令4条の3の2）。

1 択

◆同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされます（法19条5項）。 **24 択**

◆年金給付のみが対象となるので、死亡一時金は対象となりません。ただし、脱退一時金及び特別一時金には適用されます（法附則9条の3の2、措置令137条）。

◆未支給の年金の支給の請求は、老齢基礎年金の受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有していた場合で、未支給の年金の支給の請求を行う者が受給権者の死亡について厚生年金保険法の未支給の保険給付の支給の請求を行うことができる者であるときは、当該請求に併せて行わなければなりません（則25条3項）。 **5 択**

受給権者が死亡した場合、死亡した月までは年金の受給権があるので、死亡月等の未支給年金が発生します。

(例) 5月に死亡した場合（5月分まで受給権あり）

→ 4月、5月分は6月に支給予定

→ 4月、5月分は未支給年金ということになります。

29 択



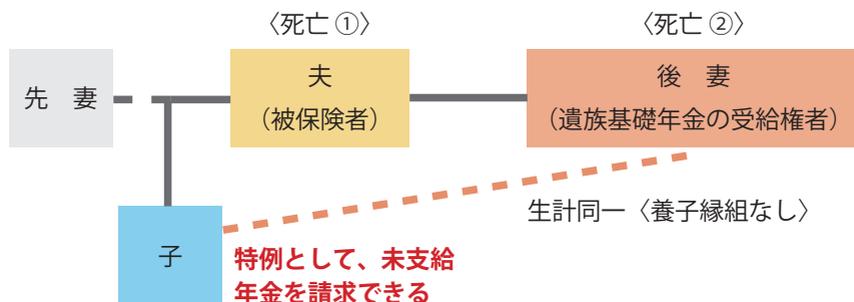
2. 未支給年金の子に対する特例

死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、その者の死亡の当時、遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、未支給の年金の支給を請求できる子とみなされます。 **20・25・3 扱**

【ケーススタディ】 例として、次のケースを考えてみましょう。

- ① 夫が死亡して、後妻が遺族基礎年金を受給していた。
- ② その後妻が死亡してしまった。

この場合、後妻が死亡したことにより、未支給年金が発生しますが、後妻と養子縁組していない先妻の子は「後妻の子」ではないので、本来未支給年金を請求できる子にはなりません。こういった場合に、特例として未支給年金を請求できることとされています。



7 併給の調整(法20条、附則9条の2の4)



制度趣旨

同一人が複数の年金の受給権を同時に有する場合があります。しかし、複数の年金を同一人が受け取ることは過剰給付になり、かつ、公平性を失うとの考えにより、「1人1年金」を原則とし、複数年金間の調整をすることとされています。

1.1 人1年金の原則

条文

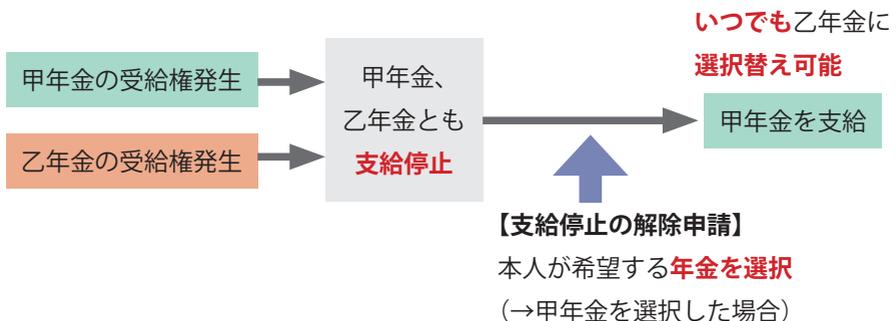
- 1 年金給付（**老齢基礎年金**及び**障害基礎年金**（その受給権者が**65歳に達しているものに限る。**）並びに**付加年金**を除く。）は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該年金給付と**同一の支給事由**に基づいて支給されるものを除く。以下同じ。）を受けられることができるときは、その間、その支給を停止する。
- 2 **老齢基礎年金**の受給権者（**65歳に達している者に限る。**）が他の年金給付（付加年金を除く。）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）を受けられることができる場合における当該**老齢基礎年金**及び**障害基礎年金**の受給権者（**65歳に達している者に限る。**）が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けられることができる場合における当該**障害基礎年金**についても、その間、その支給を停止する。

【年金の選択】

- ◆ **2つ以上の年金が支給されるときは、すべての年金をいったん支給停止**します。
- ◆ 受給権者は、希望する年金について**支給停止の解除の申請**をすることができます。
 - **いずれか1つの年金を選択して受給する**ということになります。
- ◆ 年金給付の選択の申請は**いつでも、将来に向かって撤回**することができます。

25・3 択

→ **選択替えが**できます。



POINT

- ◆老齢基礎年金と付加年金は併給されます。
⇒「付加年金」とは、第1号被保険者を対象に国民年金の保険料に加え、
て付加保険料を納めることで受け取る年金のことです（Chapter 7 参
照）。
- ◆支給停止を解除した年金以外の年金の受給権は消滅する訳ではありません。 **23 択**

PLUS

すでに支給されている年金給付があるときは、別段の申請がない限りはその年金の支給が継続されます。

2. 国民年金内部の調整 **21 択**

(1) 原則

1人1年金

(2) 例外

- ◆老齢基礎年金と付加年金は併給されます。 **4 択**
- ◆障害基礎年金どうしは、併合認定します。

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
老齢基礎年金	—	選択受給	選択受給
障害基礎年金	選択受給	併合認定	選択受給
遺族基礎年金	選択受給	選択受給	選択受給

PLUS

- ◆支給事由の異なるものは併給されません。
(例) 老齢基礎年金と障害基礎年金
- ◆障害基礎年金の受給権者に更に障害基礎年金の受給権が発生した場合、
前後の障害をまとめて（併合して）1つの障害基礎年金とすることを**併
合認定**といいます。

3. 国民年金と厚生年金保険との調整

(1) 支給事由が同一の場合 3・4択

同一の支給事由に基づく厚生年金保険法の年金給付は併給されます（2階建年金）。

【2階建年金】

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

(2) 支給事由が異なる場合 20択

① 原則

1人1年金の原則が適用されます。選択替えもできます。

② 例外 29・3択

65歳以上の者に対する次の年金給付は併給されます。 25択

1. 老齢基礎年金と遺族厚生年金 16・5択
2. 障害基礎年金と老齢厚生年金
3. 障害基礎年金と遺族厚生年金 18・5択

POINT

- ◆受給権者が65歳未満の場合は、老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給されません。
- ◆障害基礎年金と老齢厚生年金を併給した場合、障害基礎年金の子の加算額があるときは老齢厚生年金の子に係る加給年金額は支給停止されます。

PLUS

旧法との調整も、ほぼ同様に行われます。 3択

8 受給権者の申出による支給停止（法20条の2）



制度趣旨

従来、受給権者の意思で年金の支給を受けないという選択は認められていませんでしたが、平成19年4月から受給権者が申出をした場合には、年金の支給を停止することとした仕組みが創設されました。 **20 択**

年金給付（国民年金法のほかの規定又はほかの法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除きます）は、その**受給権者の申出**により、その**全額の支給が停止**されます。ただし、国民年金法のほかの規定又はほかの法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給が停止されます。

POINT

支給停止の申出は、**いつでも、将来に向かって撤回**することができます。

24 択

9 年金の支払いの調整



制度趣旨

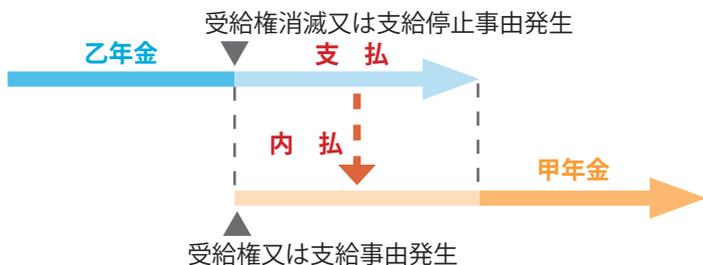
年金の支払いに誤りがあり、過払が生じたときには、本来は過払分は返還し、新たに支払われる年金があれば、改めて支給すべきですが、事務手続の簡略化のために、過払分について、その後支払われる年金の一部とみなす等の処理をすることとされています。

1. 内払（法21条）

(1) 国民年金内部での異なる年金間の調整

次の場合、支払われた乙年金は甲年金の**内払とみなされます**。

- ① 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため、乙年金の受給権が消滅した場合において、乙年金の受給権が消滅した日の属する月の翌月以降の分として乙年金の支払いが行われたとき
- ② 同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払いが行われたとき



(2) 国民年金内部での同一年金間の調整

次の場合、支払われた年金又は減額すべきであった部分は、その後に支払うべき年金の**内払とみなすことができます**。 **20・2択**

- ① 甲年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として甲年金が支払われたとき

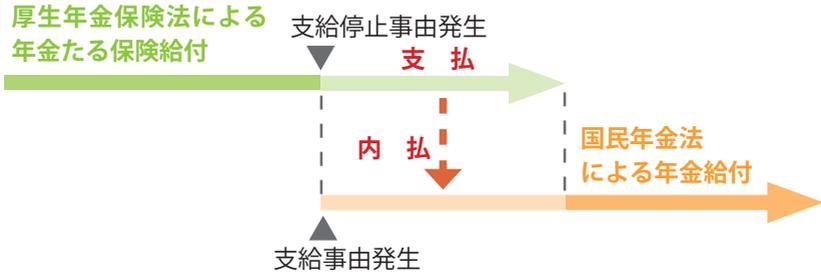


- ② 障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支払われたとき

2. 厚生年金保険法による年金たる保険給付との調整

同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限ります。以下**2.**において同じ）の支給を停止し、国民年金法によ

る年金給付を支給すべき場合に、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として厚生年金保険法による年金たる保険給付が支払われたときは、支払われた厚生年金保険法による年金たる保険給付は、国民年金法による年金給付の**内払とみなすことができます。** 22・3 折

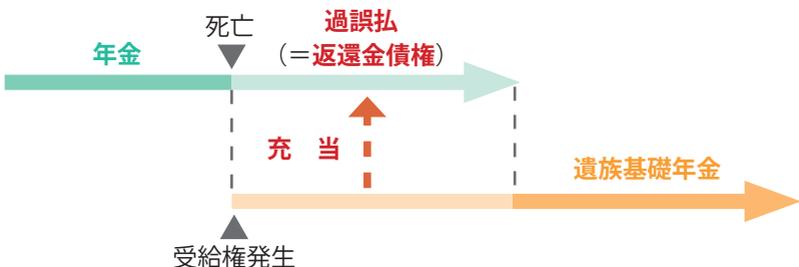


POINT

内払は、国民年金の内部で、又は国民年金と厚生労働大臣が支給する厚生年金保険の間で行います。国民年金と共済組合等が支給する厚生年金保険との間では行われません。

3. 充当（法 21 条の 2）

年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その後も年金給付が行われた場合（過誤払）において、過誤払年金を返還すべき義務のあるもの〔当該過誤払による返還金に係る債権（返還金債権）に係る債務の弁済をすべき者〕に支払うべき年金給付があるときは、年金給付の支払金の金額を過誤払による返還金債権の金額に**充当**することができます。 5 折



POINT

返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付とは、遺族基礎年金を指します。

POINT

【過誤払による返還金債権への充当を行うことができる場合】

- ① 年金給付の受給権者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金の受給権者が、当該年金給付の受給権者の死亡に伴う当該年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

29 択

- ② 遺族基礎年金の受給権者が同一の支給事由に基づくほかの遺族基礎年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族基礎年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の返済をすべき者であるとき

29 択

(則 86 条の 2)

POINT

充当は国民年金内部でのみ行います。

内払と充当は、どちらも「間違えて支払ったものを、返還させずに、次に支払うものに充てる」という事務の簡素化のための規定です。内払は受給権者が生きているとき（前後の受給権者が同一）の調整で、充当は受給権者が死亡した後に行われる調整です。



10 損害賠償請求権（法 22 条）

- ① 政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が**第三者の行為**によって生じた場合において、給付をしたときは、その**給付の価額の限度**で、受給権者が第三者に対して有する**損害賠償の請求権を取得**します。**13・30 択**
- ② 受給権者が**第三者**から同一の事由について**損害賠償**を受けたときは、政府は、その**価額の限度**で、給付を行う**責めを免れます**。**27 択**

通 達

- ◆死亡一時金は、損害賠償との調整は行わない（昭 37.10.22 庁保発 10 号）。
22・5 択
- ◆損害賠償と年金の支給調整は、最長で 3 年間（平 27.9.30 年管管発 0930 第 6 号）。
- ◆年金給付と調整されるべき損害賠償額は、生活の補償費に相当する額に限られる（昭 37.10.22 庁保発 10 号）。

11 受給権の保護及び公課の禁止

1. 受給権の保護（法 24 条） **13・17・5 択**

(1) 原則

給付を受ける権利は、**譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる**ことができません。

(2) 例外

老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を、国税滞納処分（その例による処分を含みます）により**差し押さえる**ことができます。 **19・5 択**

POINT

特別一時金、脱退一時金を受ける権利も、国税滞納処分の例により差し押さえることができます（法附則9条の3の2、措置令137条）。 **28 択**

2. 公課の禁止（法25条） **13・17・25 択 3選**

(1) 原則

租税その他の公課は、給付として支給を受けた**金銭**を標準として、課することができません。

(2) 例外

老齢基礎年金及び付加年金については、租税その他の公課を課することができます。

POINT

特別一時金及び脱退一時金についても、租税その他の公課を課することができます（法附則9条の3の2、措置令137条）。

POINT

【不正利得の徴収】

偽りその他不正の手段により給付を受けた者がいるときは、**厚生労働大臣**は、受給額に相当する金額の**全部又は一部**をその者から徴収することができます（法23条）。 **13 択**

Chapter4

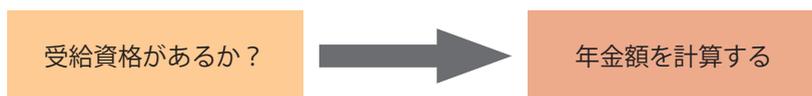
老齡基礎年金

「老齡」に関する年金です。「保険料を払っておいて」→「65歳になったら」→「年金を受給する」というのがこの制度の骨組みです。

【老齡基礎年金の骨格】



法律的には2段階で構成されています。受給資格があるかないかをまず判断します、次いで保険料納付済期間、保険料免除期間に応じて年金額を計算します。レクチャーの **2** 及び **3** が受給資格の判断に関係する規定です。 **4** が年金額の計算に関する規定です。



この Chapter の構成

- 1 支給要件等
- 2 老齡基礎年金の額
- 3 振替加算
- 4 支給の繰上げ・繰下げ
- 5 失権

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取れる、全国民に共通した年金です。年金額は40年加入した場合が満額（最高額）となり、加入年数がそれに満たない場合には、その期間に応じて減額されます。



1 老齢基礎年金の対象者（昭60法附則31条）

1. 原則

大正15年4月2日以後に生まれた者（昭和61年4月1日に60歳未満の者）が老齢基礎年金の対象になります。

POINT

大正15年4月1日以前に生まれた者には、旧法が適用されます。

2. 特例

次の①、②に該当する者は大正15年4月2日以後に生まれた者であっても旧法の給付が行われます。

- ① 昭和61年3月31日に旧厚生年金保険法、旧船員保険法による老齢年金の受給権を有していた者

PLUS

旧法の受給権を有している者は、生年月日に関係なく旧法が適用されます。

- ② 昭和61年3月31日に共済組合の退職年金・減額退職年金の受給権を有していた者（同日において55歳に達しているものに限ります）

PLUS

「同日において55歳に達しているもの」とは、昭和6年4月1日以前に生まれた者を指します。これらの者が、旧法の受給権を有している場合は旧法が適用されます。

2 支給要件（法26条）

条文

老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生の保険料納付特例、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が65歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときは、この限りでない。 5択

1. 支給要件 1択

老齢基礎年金は、次の要件を満たす者が**65歳に達したとき**に支給されます。

- ① **保険料納付済期間又は保険料免除期間を有していること**
- ② **受給資格期間（10年以上）を満たしていること**

POINT

- ◆ ①の保険料免除期間からは、学生の保険料納付特例の期間、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度の期間は除かれます。 1択
⇒ 年金額に反映しない期間は除くということを意味します。
- ◆ 学生の保険料納付特例の期間、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度の期間は、受給資格期間の10年には含まれます。

「10年」の期間は、従前は「25年」とされて
ていました（平成29年8月改正）。



【受給資格期間について】

(1) 原則

保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して **10年以上**あること

$$\text{納} + \text{免} \geq 10 \text{ 年}$$

(2) 例外

保険料納付済期間、保険料免除期間及び**合算対象期間**（4. 参照）を合算して **10年以上**あれば、受給資格期間を満たしていることとされます（法附則9条）。 **28・30 択**

$$\text{納} + \text{免} + \text{合} \geq 10 \text{ 年}$$

2. 保険料納付済期間（法5条1項、附則5条10項、昭60法附則8条）

保険料納付済期間とは、次の期間をいいます。

- ① 第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間（任意加入被保険者期間を含みます） **30・4 択**
- ② 産前産後期間の保険料免除の規定に係る期間
- ③ 第2号被保険者期間のうち **20歳以上 60歳未満**の期間 **30 択**
- ④ 第3号被保険者期間
- ⑤ 昭和61年4月1日前の旧国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納付した期間（任意加入被保険者期間を含みます） **16 択**
- ⑥ 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの第1号厚生年金被保険者

期間（船員保険法に係る期間を含みます）、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間、第4号厚生年金被保険者期間のうち **20歳以上60歳未満**の期間 **25 択**

POINT

- ◆滞納処分により徴収された保険料に係る期間も保険料納付済期間となります（法5条1項）。
- ◆老齢基礎年金の支給要件及び額の算定にあたっては、第2号被保険者期間のうち、「20歳以上60歳未満」の期間のみが保険料納付済期間となります。 **30 択**
- ◆第2号被保険者期間のうち、「20歳前及び60歳以後」の期間は保険料納付済期間とされず「合算対象期間」に算入されます（昭60法附則8条4項）。

3. 保険料免除期間（法5条2項、昭60法附則8条1項、平16法附則19条）

保険料免除期間とは、保険料**全額**免除期間、保険料**4分の3**免除期間、保険料**半額**免除期間及び保険料**4分の1**免除期間を合算した期間をいいます。

【保険料全額免除期間】

- ① 第1号被保険者期間のうち、法定免除、申請免除、学生の保険料納付特例、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により保険料を納付することを要しないものとされた期間 **2 択**
- ② 昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者期間のうち、保険料免除期間であった期間 **16・25 択**

【保険料4分の3免除期間】

第1号被保険者としての期間のうち、保険料4分の3免除の規定により4分の3の額につき納付することを要しないものとされた期間

【保険料半額免除期間】

第1号被保険者期間としての期間のうち、保険料半額免除の規定により半額に

つき納付することを要しないものとされた期間

【保険料 4 分の 1 免除期間】

第 1 号被保険者期間としての期間のうち、保険料 4 分の 1 免除の規定により 4 分の 1 の額につき納付することを要しないものとされた期間

PLUS

- ◆学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度の規定による保険料全額免除期間は受給資格期間（10 年）には算入されませんが、追納しない限り老齢基礎年金の額には反映しません。 **15・21・29・4 択**
- ◆保険料の追納の規定により納付されたときみなされる保険料に係る期間を除きます（追納された場合は、保険料納付済期間として扱われます）。

2 択

4. 合算対象期間（昭 60 法附則 8 条 4 項・5 項、平元法附則 4 条 1 項）



制度趣旨

老齢基礎年金の受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れますが、年金額には反映されない期間のことをいいます。受給資格期間を満たせず、無年金者となる者をなくすための措置です。年金額に反映されないため「カラ期間」と呼ばれています。

(1) 昭和 61 年 4 月 1 日以後の期間

- ① 国民年金に任意加入することができた期間のうち、被保険者とならなかった 20 歳以上 60 歳未満の期間 **14・18・1 択**
- ② 任意加入被保険者が保険料を納めなかった 20 歳以上 60 歳未満の期間
- ③ 第 2 号被保険者期間のうち、20 歳未満及び 60 歳以後の期間 **23・28・4・5 択**

【①の例】 20歳以上60歳未満の学生の取扱い **13・16・5 択**

⇒ 学生は平成3年3月31日まで任意加入扱い

⇒ 平成3年4月1日より、第1号被保険者として強制加入扱い



任意加入していなければ合算対象期間

(2) 昭和36年4月1日以後昭和61年4月1日前の期間

14・16・18・20・21 択

- ① 国民年金に任意加入することができた期間のうち、被保険者とならなかった期間 **23 択**
- ② 任意加入被保険者が保険料を納めなかった期間 **26 択**
- ③ 旧国民年金法の規定に基づき、任意脱退の承認を受けて被保険者とされなかった期間 **23 択**
- ④ 第1号厚生年金被保険者期間（船員保険法による期間を含みます）のうち、次の期間
 - (a) 20歳未満及び60歳以後の期間
 - (b) 脱退手当金の計算の基礎となった期間のうち、昭和36年4月1日以後の期間（昭和61年4月1日から65歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至った場合に限り） **25 択**
- ⑤ 第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間、第4号厚生年金被保険者期間のうち、次の期間
 - (a) 20歳未満及び60歳以後の期間
 - (b) 退職年金又は減額退職年金の年金額の計算の基礎となった期間（昭和61年3月31日においてその受給権者が55歳未満である場合に限り）
 - (c) 退職一時金（政令で定めるものに限り）の計算の基礎となった期間
- ⑥ 国会議員であった期間（60歳未満の期間に限り）のうち、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間 **25 択**
- ⑦ 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間（20歳以上60歳

未満の期間に限ります)

- ⑧ 昭和 36 年 5 月 1 日以後 20 歳以上 65 歳未満の間に国籍法の規定により日本の国籍を取得した者 (20 歳以上 60 歳未満の期間に限ります) の次の期間 **25 択**
- (a) 日本国内に住所を有していた期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 56 年 12 月 31 日までの期間
- (b) 日本国内に住所を有しなかった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から日本国籍を取得した日の前日までの期間

POINT

- ◆ 厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者 (会社員の妻等) や学生などは、旧法時代は任意加入扱いでした。
- ◆ ③ と同様に、新法の任意脱退の規定 (法改正により平成 29 年 8 月に廃止) の対象期間も合算対象期間になります。

POINT

【⑦について】

旧法時代、在外邦人は国民年金に加入することができませんでした。

POINT

【⑧について】

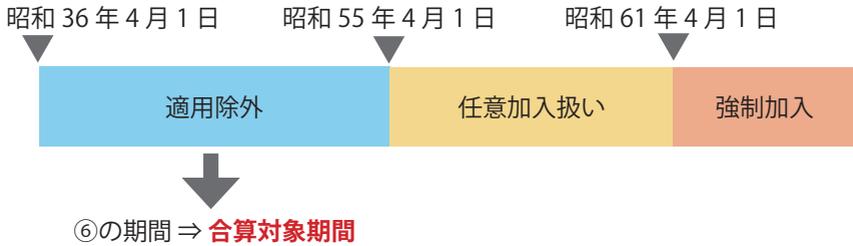
国内永住許可を受けた者も含まれます (措置令 12 条)。

⑧ の (a) については、昭和 56 年 12 月 31 日までの期間に限ることに注意してください！ 昭和 57 年 1 月 1 日に国籍要件が撤廃されたからです。



【⑥について】国会議員の取扱い

- ◆昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日までは適用除外でした。
この間は**合算対象期間となります**。
- ◆昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までは任意加入扱いでした。
- ◆昭和 61 年 4 月 1 日からは第 1 号被保険者として強制加入です。



(3) 昭和 36 年 4 月 1 日前の期間 14・16 択

- ① 第 1 号厚生年金被保険者期間（船員保険法による期間を含みます）のうち、次の期間
 - (a) 通算対象期間

昭和 36 年 4 月 1 日以後に公的年金の加入期間があり、昭和 36 年 4 月 1 日以後の期間とあわせて 1 年以上であるもの
 - (b) 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間に通算対象期間を有しない者が、昭和 61 年 4 月 1 日以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至った場合の昭和 36 年 4 月 1 日前の期間（昭和 61 年 4 月 1 日以後の被保険者期間とあわせて 1 年以上あるものに限り）
- ② 第 2 号厚生年金被保険者期間、第 3 号厚生年金被保険者期間、第 4 号厚生年金被保険者期間のうち、通算対象期間

⇒ 昭和 36 年 3 月 31 日まで引き続いた期間であって、昭和 36 年 4 月 1 日以後も引き続き共済年金に加入しており、その期間が 1 年以上であるもの

POINT

昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間については、国民年金、厚生年金保険、共済年金のそれぞれの制度単独では受給資格を満たせない場合に、各公的年金の加入期間を通算して要件を満たせば年金（通算年金）を受けることができるという「通算年金制度」が存在しました。通算対象期間とは、その対象となる期間をいいます。

3 受給資格期間の特例

1. 厚生年金保険などの加入期間の特例（昭 60 法附則 12 条 1 項 2 号・3 号、別表第 2）



制度趣旨

旧法の厚生年金保険、船員保険及び共済年金（あわせて被用者年金といいました）では、原則として 20 年の受給資格期間を満たせば老齢給付が支給されていました。新法施行に伴い、経過措置として、従来の老齢給付の原則的な受給資格期間（20 年）から、生年月日に応じて段階的に（従前の受給資格期間である）25 年まで引き上げる特例が設けられています。

昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者（昭和 61 年 4 月 1 日当時 30 歳以上の者）は、第 1 号厚生年金被保険者期間（船員保険法に係る期間を含みます）、第 2 号厚生年金被保険者期間、第 3 号厚生年金被保険者期間、第 4 号厚生年金被保険者期間を合算した期間が、それぞれ生年月日に応じ、次の期間以上である者は、受給資格期間（遺族基礎年金の支給要件については「25 年」の期間）を満たしたものとみなされます。 **18・23・28 択**

生年月日	期 間
昭和 27 年 4 月 1 日以前	20 年
昭和 27 年 4 月 2 日から昭和 28 年 4 月 1 日	21 年
昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日	22 年
昭和 29 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日	23 年

2. 厚生年金保険の中高齡の特例（昭 60 法附則 12 条 1 項 4 号・5 号、別表第 3）



制度趣旨

旧厚生年金保険法では、40 歳（女子と坑内員・船員は 35 歳）以後の被保険者期間が 15 年以上あれば老齡給付が支給されてきました。従来の受給資格期間から、生年月日に応じて段階的に引き上げる特例が設けられています。

(1) 男子・女子

男子は **40 歳**（女子は **35 歳**）以後の第 1 号厚生年金被保険者期間が、次の生年月日に応じた期間以上である者は、受給資格期間（遺族基礎年金の支給要件については「25 年」の期間）を満たしたものとみなされます（ただし、そのうち **7 年 6 カ月以上**は、**第 4 種被保険者又は船員任意継続被保険者以外**の被保険者期間でなければなりません）。 **21・23・28・30 択**

PLUS

第 4 種被保険者とは、旧厚生年金保険法の任意継続被保険者のことです（現在でも特例的に経過措置として残されています）。船員任意継続被保険者とは、船員に関する任意継続被保険者のことです。なお、船員保険法の職域外年金部分は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険法に統合されています。

(2) 第 3 種被保険者

35 歳以後の厚生年金保険の第 3 種被保険者（坑内員・船員であって、第 1 号厚生年金被保険者であるもの）又は船員任意継続被保険者としての被保険者期間が、次の生年月日に応じた期間以上である者は、受給資格期間（遺族基礎年金の支給要件については「25 年」の期間）を満たしたものとみなされます（ただし、そのうち **10 年以上**は**船員任意継続被保険者以外**の被保険者期間でなければなりません）。 **19 択**

生年月日	期 間
昭和 22 年 4 月 1 日以前	15 年
昭和 22 年 4 月 2 日から昭和 23 年 4 月 1 日	16 年
昭和 23 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日	17 年
昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 25 年 4 月 1 日	18 年
昭和 25 年 4 月 2 日から昭和 26 年 4 月 1 日	19 年

3. 第 3 種被保険者期間を計算する場合の特例

第 3 種被保険者期間をみる場合には、当該期間を **3 分の 4 倍**、**5 分の 6 倍** する特例が設けられています。 **2 択**



POINT

- ◆実期間 × 4/3、実期間 × 6/5 は、老齢基礎年金の受給資格期間をみる場合にのみ使用し、老齢基礎年金の年金額は実期間に基づいて計算されます。なお、障害基礎年金及び遺族基礎年金における保険料納付要件を判断する際も適用されません。 **24・2 択**
- ◆昭和 61 年 3 月までの期間なら、実期間が 11 年 3 カ月あれば **2. (2)** の 15 年を満たしたことになります。
⇒ 11 年 3 カ月 × 4/3 = 15 年

PLUS

3 の特例は、遺族基礎年金の支給要件の「25 年」の期間にも適用します。

4 老齢基礎年金の額



制度趣旨

老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまで（40年）の国民年金の被保険者期間について、保険料をすべて納付した場合に満額（最高額）受給できます。保険料納付済期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて減額して支給されます。

1. 年金額（法27条）

(1) 原則

40年間（480カ月） すべてが保険料納付済期間である場合

$$780,900 \text{円} \times \text{改定率}$$

PLUS

毎年度、改定率を改定し、年金額に適用します。

(2) 保険料納付済期間が480カ月に満たない場合

- ① 保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の3免除期間を合算して480カ月以内のケース **19・27・28・4択**

$$780,900 \text{円} \times \text{改定率}$$

$$\times \frac{A + (B \times 8 \text{分の} 7) + (C \times 4 \text{分の} 3) + (D \times 8 \text{分の} 5) + (E \times 2 \text{分の} 1)}{480}$$

A：保険料納付済期間の月数

B：保険料4分の1免除期間の月数

C：保険料半額免除期間の月数

D：保険料4分の3免除期間の月数

E：保険料全額免除期間の月数（**学生の保険料納付特例、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度による期間を除きます**）

PLUS

老齢基礎年金の額に係る 8 分の 7、4 分の 3、8 分の 5、2 分の 1 などの割合は、国庫負担の割合（給付額の 2 分の 1）に関連して定められています。この国庫負担の割合は、従前は 3 分の 1 であったものが、平成 21 年 4 月より 2 分の 1 に引き上げられました。 **27・5 択**

- ② 保険料納付済期間、保険料 4 分の 1 免除期間、保険料半額免除期間及び保険料 4 分の 3 免除期間を合算して 480 カ月を超える場合 **3 択**

780,900 円 × 改定率

$$\begin{aligned} & A + (B \times 8 \text{ 分の } 7) + (C \times 4 \text{ 分の } 3) + (D \times 8 \text{ 分の } 5) + (E \times 2 \text{ 分の } 1) \\ & + (F \times 8 \text{ 分の } 3) + (G \times 4 \text{ 分の } 1) + (H \times 8 \text{ 分の } 1) \\ \times & \frac{\hspace{15em}}{480} \end{aligned}$$

- A：保険料納付済期間の月数
B：保険料 4 分の 1 免除期間の月数（480 から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とします）
C：保険料半額免除期間の月数（480 から保険料納付済期間の月数及び保険料 4 分の 1 免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とします）
D：保険料 4 分の 3 免除期間の月数（480 から保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とします）
E：保険料全額免除期間の月数（**学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度による期間を除きます**）（480 から保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とします）
F：保険料 4 分の 1 免除期間の月数から、B の保険料 4 分の 1 免除期間の月数を控除して得た月数
G：保険料半額免除期間の月数から、C の保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数

H：保険料 4 分の 3 免除期間の月数から、D の保険料 4 分の 3 免除期間の月数を控除して得た月数

PLUS

- ◆ 60 歳以後に任意加入した場合には、被保険者期間が 480 カ月を超えることがあります。
- ◆ 平成 21 年 3 月分までは、8 分の 3、4 分の 1、8 分の 1 は、それぞれ 2 分の 1、3 分の 1、6 分の 1 とされていました。 **5 折**

保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 480 カ月を超える場合は、この超えた期間についての国庫負担がありません。保険料納付分のみが年金額に反映されます。



2. 加入可能年数の特例（昭 60 法附則 13 条、別表第 4）



制度趣旨

昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの者については、国民年金制度の発足時（昭和 36 年 4 月 1 日）にすでに 20 歳に達していたことから、60 歳までに国民年金に加入できる年数（加入可能年数）が 40 年（480 カ月）に満たないこととなります。

これらの者に、通常どおり「40 年納付したら満額」としてしまうと満額を受給することができなくなってしまいます。そこで、生年月日に応じて一定の加入期間（加入可能年数）のすべての期間が保険料納付済期間であれば、老齢基礎年金の満額を支給するという特例が設けられています。

【加入可能年数（月数）】

生年月日	加入可能年数（月数）
大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	25 年（300）
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	26 年（312）
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日	37 年（444）
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	38 年（456）
昭和 15 年 4 年 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	39 年（468）

PLUS

保険料納付済期間が加入可能年数に満たない場合は、**1.** **(2)** の式中の 480 を、加入可能月数（加入可能年数×12）に読み替えて適用します。

5 振替加算（昭 60 法附則 14 条～16 条）



制度趣旨

旧国民年金法では、厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者（会社員の妻等）は、任意加入の対象とされていました。新法施行に伴い、国民年金の強制加入被保険者（第 3 号被保険者）となりましたが、新法施行後の期間（年金額に反映される期間）が短いため、老齢基礎年金が低額となる場合があります。そこで、厚生年金保険法などに規定されている配偶者加給年金額を、その配偶者が受給する老齢基礎年金に振り替えて加算することとされました。これを「振替加算」といいます。

1. 支給要件

16・21・27・30・1・5 択

- ① 老齢基礎年金の受給権者であって、**大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた者**であること
- ② **65 歳に達した日**において、③ の (a) 又は (b) の要件に該当するその者の配偶者によって**生計を維持**していたこと
- ③ **65 歳に達した日の前日**において、その者の配偶者が受給権を有する次の (a)

又は (b) の年金給付の**加給年金額**の計算の基礎となっていたこと

- (a) **老齢厚生年金**又は退職共済年金の受給権者〔その額の計算の基礎となった月数が**240カ月** (**中高齢の期間短縮特例の適用者は15～19年**) **以上**であるものに限ります〕
- (b) **障害厚生年金**又は障害共済年金の受給権者 (同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限ります)



【昭和41年4月1日】

→ $41 = 61 - 20$

→昭和61年4月1日に20歳以上の者は、それ以後60歳までの期間で40年ないので、それ以後の期間だけでは年金額が満額になりません。振替加算はそういった者を助けるための規定です。

PLUS

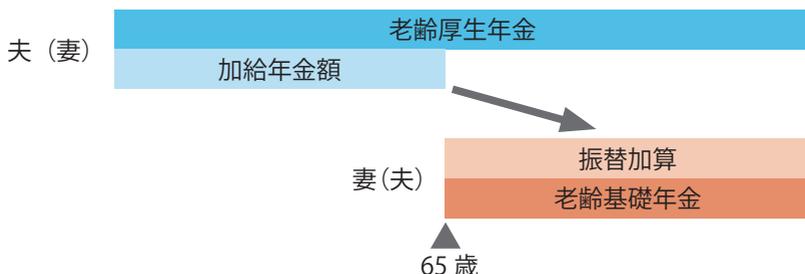
- ◆老齢基礎年金の受給権者は、65歳に達した日において、振替加算の要件に該当したときは、原則として、**老齢基礎年金の裁定請求を行った後、速やかに**加算事由該当の届出をすることとされています。
- ◆配偶者の年金に加給年金額が加算されていない場合や老齢基礎年金の受給権がない場合は、振替加算は行われません。

POINT

夫婦ともに新法適用者である者に限られます。

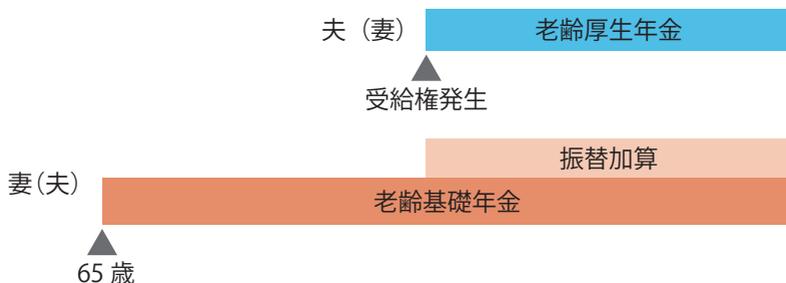
2. 支 給

- ① 老齢基礎年金の受給権者が振替加算の要件に該当した場合、その者が**65歳に達した月の翌月から**振替加算が行われます。



- ② 振替加算を受けるべき者が **65歳に達した日以後**に、配偶者の老齢厚生年金等の受給権が発生した場合は、**その月の翌月から**振替加算が行われます。

15・17択・18択



妻(夫)が夫(妻)より年上の場合が該当します。



3. 振替加算の額（昭60法附則14条1項、措置令24条）

- (1) 振替加算の額 **18・22・28・4択**

224,700円 × 改定率 × 老齢基礎年金の受給権者の生年月日に応じた率

- (2) 受給権者の生年月日に応じた率

生年月日	振替加算額
大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	224,700 円 × 改定率 × 1.000
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	224,700 円 × 改定率 × 0.973
昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日	224,700 円 × 改定率 × 0.067

POINT

- ◆大正 15 年 4 月 2 日から昭和 2 年 4 月 1 日生まれの者は、厚生年金保険法の配偶者加給年金額と同額となり、それ以降生年月日が遅くなるにつれて減額されていき、昭和 41 年 4 月 2 日以後生まれの者には、振替加算は行われません。昭和 41 年 4 月 2 日以後生まれの者は、新法施行日において、20 歳未満であり、20 歳に達した時点で国民年金の被保険者となり、満額の老齢基礎年金の受給が可能であるため、振替加算の対象となりません。
- ◆「**受給権者**」の生年月日であることに注意！「配偶者」の生年月日ではありません。

4. 振替加算が行われない場合（昭 60 法附則 14 条 1 項ただし書、措置令 25 条）

老齢基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金、退職共済年金〔その額の計算の基礎となる被保険者期間、組合員期間若しくは加入者期間の月数が **240 カ月以上**（**中高齢の期間短縮特例の適用者は 15 ～ 19 年**）であるもの〕その他の老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができるときは、振替加算は行われません。

20・30・3 折

PLUS

厚生年金の離婚分割により、240 カ月未満であった当該老齢厚生年金の額の基礎となる被保険者期間が 240 カ月以上になったときは、振替加算は加算されなくなります。 **27 折**

5. 合算対象期間、学生の保険料納付特例制度による被保険者期間のみの特例（昭 60 法附則 15 条）



制度趣旨

原則として保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生の保険料納付特例期間、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度による期間を除きます）を有しないものは、老齢基礎年金を受給することはできませんが、振替加算の要件に該当する場合は、特例として振替加算相当額のみのお老齢基礎年金が支給されます。

大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、65 歳に達した日において、保険料納付済期間及び保険料免除期間（学生の保険料納付特例期間を除きます）を有さず、かつ、合算対象期間及び学生の保険料納付特例期間を合算した期間が **10 年以上**（原則）ある者が、振替加算の要件に該当するときは、**振替加算に相当する額のお老齢基礎年金**が支給されます。

13・16・17・20・21・27 択

POINT

- ◆この特例による老齢基礎年金については、支給繰下げの申出はできません。
- ◆老齢基礎年金の受給権者が、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付（全額が支給停止されている場合を除きます）を受けられるときは、その間、振替加算に相当する部分の支給が停止されます（昭 60 法附則 16 条、措置令 28 条）。

17・21・30・3 択

- ◆老齢基礎年金の受給権者が離婚した場合でも、振替加算は支給停止されません。 17・21 択



制度趣旨

60歳以上65歳未満の者は、請求することにより、老齢基礎年金を繰り上げて受給することができます。

1. 繰上げ支給の要件 21選

保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生の保険料納付特例、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度による免除期間を除きます）を有する者であって、**60歳以上65歳未満**であるものが、次の要件を満たしたときは、**65歳に達する前**に厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの**請求**をすることができます。

- ① **請求日の前日**において、老齢基礎年金の**受給資格期間**を満たしていること
- ② **任意加入被保険者でない**こと 18・19・26 択

2. 支給開始の時期

老齢基礎年金の支給の繰上げの**請求**があったときは、その**請求があった日から**、その者に老齢基礎年金が支給されます。

POINT

受給権は、繰上げの**請求があった日**に発生しますが、実際の支給は、請求のあった日の属する**月の翌月から**行います。 14・23・29 択

3. 支給繰上げによる年金額（令12条）

老齢基礎年金の支給繰上げの**請求**をしたときの額は、本来の老齢基礎年金の額に**減額率**を乗じて得た額を減額した額となります。

【減額率】

1,000 分の 4 に、当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から 65 歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率

13・21・29・1・4 択

繰上げ減額率 = 1,000 分の 4 × 繰上げ月数

POINT

- ◆減額率は最高で 24%（60 カ月 × 1,000 分の 4）から最低で 0.4%（1 カ月 × 1,000 分の 4）です。
- ◆減額は、月単位で行われます（昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの者の減額は、年単位で行われます）。 26 択
- ◆繰上げ支給を請求した者については、一生涯減額された老齢基礎年金が支給されます。

過去問

老齢基礎年金の支給繰上げの請求をする者が、老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる場合は、同時に老齢厚生年金の支給繰上げの請求を行わなければならない。→○ 19・26 択

4. 繰上げ支給の際の留意点

- ① 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権発生後の裁定の取消し又は変更はできません。
- ② 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、国民年金に任意加入することはできません（法附則 9 条の 2 の 3）。 17・19・5 択
- ③ 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には、原則として、障害基礎年金は支給されません（法附則 9 条の 2 の 3）。 17 択
- ④ 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には、寡婦年金は支給されません（法附則 9 条の 2 の 3）。
- ⑤ 寡婦年金の受給権は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅します（法附則 9 条の 2 第 5 項）。 23・26・5 択



制度趣旨

66 歳に達する前に裁定請求をしなかった場合、厚生労働大臣に申し出ることにより、66 歳に達した日以後の希望したときから老齢基礎年金を受給することができます。

1. 支給の繰下げの要件

(1) 要件

老齢基礎年金の受給権を有する者で、**66 歳に達する前**に老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰下げの**申出**をすることができます。

POINT

- ◆ 60 歳台前半の老齢厚生年金を受給した者も、要件を満たせば老齢基礎年金の繰下げをすることができます。 **14・15・17 択**
- ◆ 65 歳に達した日後に、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者については、**受給権を取得した日から 1 年を経過する日前**に老齢基礎年金を請求していなければ、厚生労働大臣に支給の繰下げを**申し出る**ことができます。その場合、支給の繰下げの規定内にある「70 歳（75 歳、80 歳）に達した日」は、「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して 5 年（10 年、15 年）を経過した日」と読み替えます。 **17・30 択**

(2) 申出ができない場合

その者が 65 歳に達したときに、**他の年金たる給付**〔他の年金給付（付加年金を除きます）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢を支給事由とするものを除きます）をいいます。以下 **7** において同じ〕の**受給権者であったとき**、又は **65 歳に達した日から 66 歳に達した日までの間に他の年金たる給付の受給権者となったとき**は、支給繰下げの申出はできません。 **14・1・2 択 21 選**

(3) みなし規定 21・27・2択

66歳に達した日後に次表の者が支給繰下げの申出（(4)の規定による申出があったとみなされたものを除きます）をしたときは、右欄に定める日に**申出があったものとみなします**。

75歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となった者	他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日 2択
75歳に達した日後にある者（上段以外の者）	75歳に達した日

(4) 繰下げの申出をしない場合のみなし規定

老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、**70歳に達した日後に老齢基礎年金を請求し、かつ、請求の際に支給繰下げの申出をしない**ときは、請求をした日の**5年前の日**に支給繰下げの申出があったものとみなします。

次の①又は②に該当する場合は、この規定は適用しません。

- ① **80歳**に達した日以後にあるとき
- ② 請求をした日の**5年前の日以前**に他の年金たる給付の受給権者であったとき

2. 支給開始の時期

老齢基礎年金の支給繰下げの申出があった者に対する老齢基礎年金の支給は、申出があった日の属する**月の翌月から**行われます。 **2択**

PLUS

支給繰下げの申出（(4)の規定による申出があったとみなされたものを含みます）があったものとみなしたときは、申出があったものとみなした日の属する**月の翌月から**、老齢基礎年金の支給が行われます。 **27択**

3. 支給繰下げによる年金額（令4条の5）

老齢基礎年金の支給繰下げを行った場合の額は、本来の老齢基礎年金の額に**増額率**を乗じて得た額を増額した額となります。

【増額率】

1,000 分の 7 に当該年金の受給権を取得した日の属する月から当該年金の支給の繰下げの申出（1. (4) の規定による申出があったとみなされたものを含みます）をした日の属する月の前月までの月数（当該月数が 120 を超えるときは 120）を乗じて得た率 **22・2・5 択 30 選**

繰上げ増額率 = 1,000 分の 7 × 繰下げ月数

POINT

- ◆増額率は最高 84%（120 カ月 × 1,000 分の 7）から最低 8.4%（12 カ月 × 1,000 分の 7）です。 **23 択**
- ◆増額は、月単位で行われます（昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの者の増額は、年単位で行われます）。
- ◆繰下げ支給を申し出た者には、一生涯増額された老齢基礎年金が支給されます。

POINT 【繰上げ・繰下げと振替加算】 **15・17・21・22・30・3 択**

- ◆老齢基礎年金の支給を繰り上げている場合に、振替加算の要件に該当するときは、振替加算は 65 歳から支給されます（振替加算は繰り上げられません）。
- ◆老齢基礎年金の支給を繰り下げた場合には、振替加算は繰り下げた老齢基礎年金の支給開始とともに支給されます。このとき、繰下げに伴う額の加算はしません。

8 老齢基礎年金の失権（法 29 条）

老齢基礎年金の受給権は、**受給権者が死亡したときは、消滅**します。 **30 択**
 ⇒ 失権するのは「死亡」のみ！

Chapter5

障害基礎年金

「障害」に関する年金です。障害によって逸失した所得を補填することを目的としています。4種類の障害基礎年金があり、障害等級に該当した場合に支給されます。障害等級は1級と2級が規定されています。

【障害基礎年金の種類】

障害基礎年金	原則の障害基礎年金
事後重症による障害基礎年金	後で悪化した場合に支給される障害基礎年金
基準障害による障害基礎年金	従前のものとあわせて障害等級に該当した場合に支給される障害基礎年金
20歳前障害に基づく障害基礎年金	保険料を納付していない20歳前に発生した傷病等に対応する障害基礎年金

このChapterの構成

- 1 障害基礎年金
- 2 事後重症による障害基礎年金
- 3 基準障害による障害基礎年金
- 4 20歳前障害の障害基礎年金
- 5 併給の調整
- 6 障害基礎年金の額
- 7 年金額の改定
- 8 障害基礎年金の失権
- 9 障害基礎年金の支給停止

1 障害基礎年金（法 30 条）

1. 支給要件 26・28 択

初診日要件	初診日において、次の①又は②に該当したこと ① 被保険者であること ② 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、 60 歳以上 65 歳未満であること 21・29 択
障害認定日要件	障害認定日において、障害等級 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態にあること
保険料納付要件	初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること

PLUS

◆「初診日」とは、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日のことです。

15 択

◆障害基礎年金の障害等級は、重い方から 1 級及び 2 級があり、障害の状態は、政令で定められています。

POINT

◆初診日が新法施行日前であっても、障害認定日が施行日以後であれば、新法の障害基礎年金が支給されます。

◆学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度による保険料免除制度の適用を受けていた期間中に障害となった場合でも、支給要件を満たせば障害基礎年金は支給されます。

◆精神の障害も障害基礎年金の対象になります。 15・29 択

障害については、常に 3 要件をチェック！

◆初診日要件 ◆障害認定日要件 ◆保険料納付要件



2. 障害認定日 24・27・4択

初診日から起算して**1年6カ月を経過した日**、又はその期間内に傷病が治ったときは、その**治った日**のことです（治った日とは、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含みます）。

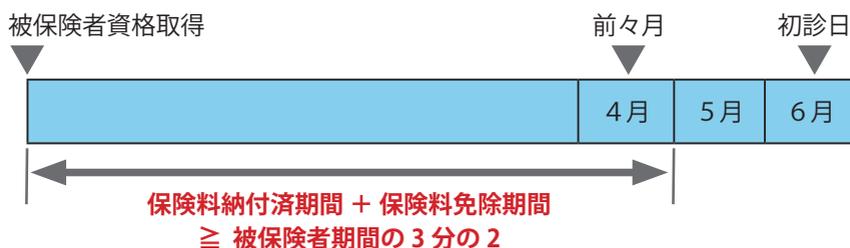


3. 保険料納付要件 14・28・1択

(1) 原則

初診日の**前日**において、初診日の属する**月の前々月まで**の被保険者期間について、当該被保険者期間に係る**保険料納付済期間と保険料免除期間**を合算した期間が、当該被保険者期間の**3分の2以上**あること。

【例：6月に初診日がある場合】



PLUS

- ◆初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合について保険料納付要件が問われます。初めて被保険者資格を取得した月及びその翌月中に初診日がある場合については、保険料納付要件は問われません。

19・2択

- ◆初診日が、平成3年5月1日以前にある場合には「初診日の属する月前の直近の基準月（1月、4月、7月及び10月）の前月までの期間」で保険料納付要件をみます（昭60法附則21条）。

POINT

厚生年金保険の被保険者のうち、20歳前と60歳以後の期間も保険料納付済期間となります。 **24 択**

保険料納付要件は、まじめに保険料を納めているかどうかをみるための要件です。



(2) 特例

初診日が**令和8年4月1日前**にある場合には、(1)の特例として、初診日の**前日**において、初診日の属する**月の前々月までの1年間**のうちに、**保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がない**ときは、保険料納付要件を満たしたものとされます。ただし、初診日において**65歳以上**の者には**適用されません**(昭60法附則20条1項)。 **14・19・22・3 択**

PLUS

初診日において被保険者でなかった者については、初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間を対象として判断します。なお、遺族基礎年金においても同様に扱います(ただし「初診日」が「死亡日」になります)。

2 事後重症による障害基礎年金(法30条の2)



制度趣旨

初診日において、初診日要件及び保険料納付要件は満たしているが、障害認定日要件を満たしていなかった(障害の程度が軽かった)者が、その後障害の程度が悪化し、障害等級に該当した場合、請求することにより、障害基礎年金が支給されます。

障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、同日後 **65 歳に達する日の前日までの間**において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、**65 歳に達する日の前日までの**期間内に障害基礎年金の支給を**請求**することができます。

15・18・21・3 択

POINT

- ◆繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には、事後重症による障害基礎年金は支給されません（法附則 9 条の 2 の 3）。 **17・24 択**
- ◆事後重症による障害基礎年金の障害等級は 1 級又は 2 級であるのに対して、事後重症による障害厚生年金（Part9 Chapter7）の障害等級は 1 級、2 級及び 3 級です。

PLUS

同一の傷病による障害について、旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権を有したことがある者については、事後重症による障害基礎年金は、支給されません（昭 60 法附則 22 条）。

17・19・1 択

1. 支給要件

初診日要件	初診日において、次の ① 又は ② に該当したこと ① 被保険者 であること ② 被保険者であった者であって、 日本国内に住所 を有し、かつ、 60 歳以上 65 歳未満 であること
障害認定日要件に相当する要件	障害認定日後 65 歳に達する日の前日までに 、障害等級 1 級又は 2 級 に該当する程度の障害の状態になったこと
保険料納付要件	初診日の前日において、 保険料納付要件 を満たしていること



2. 請求について (法 30 条の 2 第 1 項・4 項)

(1) 原則

請求することによって受給権が発生します。

(2) 例外

同一の支給事由に基づく厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の障害等級が 3 級から 2 級 (あるいは 1 級) に改定されたときは、(自動的に) 事後重症による障害基礎年金の支給の請求があったものとみなされるため、請求は不要です。

22・30 択

POINT

事後重症による障害基礎年金は、「請求」することによってはじめて受給権が発生します。 **1 択**

PLUS

事後重症による障害基礎年金は、**請求があった月の翌月から**支給されます。

3 基準障害による障害基礎年金（法30条の3）



制度趣旨

個々の障害が障害等級（1級又は2級）に該当しない場合でも、2つ以上の障害を併合してはじめて障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態となった場合には、障害基礎年金が支給されます。

基準傷病（後発の傷病）に係る**初診日**において、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後**65歳に達する日の前日**までの間において、**はじめて**、基準傷病による障害（**基準障害**）と他の障害とを**併合して障害等級1級又は2級**に該当する障害の状態になったときは、その者に基準障害と他の障害とを**併合した障害の程度**による障害基礎年金が支給されます。

18・28 択

【支給要件】

初診日要件	基準傷病に係る 初診日 において、次の①又は②に該当したこと 2 択 ① 被保険者 であること ② 被保険者であった者であって、 日本国内に住所を有し 、かつ、 60歳以上65歳未満 であること
障害認定日要件に相当する要件	基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日 までに、障害等級 1級又は2級 に該当する程度の障害の状態になったこと
保険料納付要件	初診日の前日 において、 保険料納付要件 を満たしていること

基準傷病以外の傷病（先発）



PLUS

基準障害による障害基礎年金は、請求があった月の翌月から支給され
ます。 **20 択**

POINT

- ◆基準障害による障害基礎年金は、請求により受給権が発生する事後重症による障害基礎年金とは異なり、要件を満たしたときに受給権が発生するため、請求は65歳以後でも構いません。 **20・29 択**
- ◆繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には、基準障害による障害基礎年金は支給されません（法附則9条の2の3）。
- ◆初診日要件、保険料納付要件は、後発の「基準傷病」についてのみ問われます。 **2 択**

PLUS

基準傷病以外の傷病が2つ以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病の初診日が、基準傷病の初診日より前になければなりません。

4**20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金（法30条の4）****制度趣旨**

国民年金の被保険者ではない20歳前に障害状態となった場合に、一定の要件を満たせばこれらの者にも障害基礎年金を支給することとされています。

(1) 20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において **20歳未満**であった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは、**20歳に達した日**において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその**障害認定日**において、障害等級**1級又は2級**に該当する障害の状態にあるときは、その日の属する**月の翌月から**、その者に障害基礎年金が支給されます。 **18・26・30・5 択**

【障害認定日が 20 歳以前の場合】



POINT

初診日において 20 歳未満の第 2 号被保険者には、20 歳前の傷病による障害基礎年金ではなく、法 30 条の規定による原則の障害基礎年金が支給されます。 **15・22 択**

支給が 20 歳前に開始されることはありません。



(2) 事後重症による 20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金



制度趣旨

20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金にも、事後重症制度が存在します。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において、**20 歳未満**であった者（同日において被保険者でなかった者に限ります）が、障害認定日以後に 20 歳に達したときは **20 歳に達した日**以後において、障害認定日が 20 歳に達した日以後であるときはその障害認定日以後において、その傷病により、**65 歳に達する日の前日までの間に**、**障害等級 1 級又は 2 級**に該当する障害の状態に至ったときは、その者は、**65 歳に達する日の前日までの期間内**に (1) の障害基礎年金の支給を請求することができます。

POINT

- ◆事後重症による20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金は、請求が行われたときに受給権が発生し、支給は請求のあった月の翌月から行われます。
- ◆繰上げ支給による老齢基礎年金の受給者には、事後重症による20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金は支給されません（法附則9条の2の3）。

5 併給の調整



制度趣旨

障害基礎年金は、同一人に対して異なる事由により複数の受給権が発生する場合があります。この場合は、複数の障害基礎年金を支給するのではなく、前後の障害を「併合」して、「1つの障害基礎年金」にまとめて支給することとしています。

1. 併合認定（法31条） 1択

障害基礎年金の受給者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、**前後の障害を併合した**障害の程度による障害基礎年金が支給されます。

26 択

併合認定により受給権を取得したときは、**従前の障害基礎年金の受給権は消滅**します。 22 択

【2級を併合認定して1級に該当する場合】



2. 一方の障害基礎年金が支給停止の場合(法32条、36条1項)

- ① 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、1. の併合認定による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであった期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年金が支給されます。

【イメージ図】



- ② 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が労働基準法の規定により障害補償を受けることができることにより、6年間、その支給を停止されるときは、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金が支給されます。 4択

3. 旧法の障害年金との併給調整(昭60法附則26条)

昭和61年4月1日(新法施行日)前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合等が支給する障害年金であって、障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して、更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合には、併合認定による障害基礎年金が支給されます。

ただし、従前の障害年金の受給権は消滅せず、旧法の障害年金が併合認定による障害基礎年金のいずれか一方を選択受給します。 17・19・1択



旧法の受給権を消滅させずにいずれか一方を選択受給させるのは、旧法の年金が併合認定による障害基礎年金よりも有利なことがあるためです。



6 障害基礎年金の額（法 33 条）

1. 年金額

条文

- 1 障害基礎年金の額は、**780,900 円に改定率を乗じて得た額**（その額に 50 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 2 障害の程度が障害等級の 1 級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、1 に定める額の **100 分の 125** に相当する額とする。 **30 択**

障害等級	障害基礎年金の額
1 級	780,900 円×改定率× 100 分の 125
2 級	780,900 円×改定率

POINT

- ◆ 老齢基礎年金の年金額とは異なり、保険料納付済月数の概念はなく、年金額は定額です。
- ◆ 1 級の障害基礎年金の額は 2 級の障害基礎年金の額の **1.25 倍**です。

2. 子の加算額（法 33 条の 2）

(1) 加算の要件

障害基礎年金の額は、受給権者によって**生計を維持している**その者の子であつて、次の①又は②に該当する子があるときは、障害基礎年金の額に加算が行われます。 **23・4 択**

- ① **18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで**の間にある子
- ② **20 歳未満**であつて**障害等級 1 級又は 2 級**に該当する障害の状態にある子

POINT

生計維持の認定基準は、「年額 850 万円以上の収入」又は「年額 655 万 5,000 円以上の所得」を有すると認められないこととされています（令 4 条の 7 ほか）。

従前は、子の加算は、障害基礎年金の受給権発生時点
で生計維持関係がある子があるときに行われること
になっていました。平成 23 年の改正で、障害基礎年金の
受給権発生後に生計維持関係がある子を有するに至った
ときも、子の加算を行うことにしました。 **25 択**



(2) 加算額（法 33 条の 2 第 1 項） **14・21 択**

子	子の加算額
1 人目・2 人目の子	1 人につき 224,700 円×改定率
3 人目以降の子	1 人につき 74,900 円×改定率

POINT

障害基礎年金に加算されるのは、「子の加算」です。「配偶者の加算」はありません。 **19・4 択**

(3) 加算額の増額改定（法 33 条の 2 第 2 項）

受給権者が**その権利を取得した日の翌日以後**にその者によって生計を維持しているその者の子（**18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満であって障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子**に限ります）を有するに至ったことにより、子の加算額を加算することとなったときは、子を有するに至った日の属する**月の翌月から**、障害基礎年金の額を**改定**します。

PLUS

障害基礎年金の受給権者は、要件に該当する子を有するに至ったときは、当該事実があった日から **14 日以内**に、届書を日本年金機構に提出しなければなりません。

(4) 加算額の減額改定（法 33 条の 2 第 3 項） **19 択**

子のうち 1 人又は 2 人以上が次のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する**月の翌月から**、その該当するに至った子の数に応じて年金額が**改定**されます。

- ① **死亡**したとき
- ② 受給権者による生計維持の状態が**やんだ**とき
- ③ **婚姻**をしたとき
- ④ 受給権者の**配偶者以外の者の養子**となったとき **22 択**
- ⑤ **離縁**によって、受給権者の子でなくなったとき
- ⑥ **18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了**したとき。ただし、障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にあるときを除きます。
- ⑦ 障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子について、その事情が**やんだ**とき。ただし、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときを除きます。
- ⑧ **20 歳**に達したとき

PLUS

「離縁」とは、養子縁組を解消することです。

7 年金額の改定（法 34 条）



制度趣旨

障害基礎年金は、受給権者の障害の程度に応じて支給されます。障害の状態は常に一定であるとは限らないため、軽減又は悪化した場合には、年金額が改定されます。

1. 厚生労働大臣の職権による改定

厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を**診査**し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を**改定**することができます。 **18・21・29 択**

PLUS

改定後の障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する**月の翌月か**
ら開始されます（法 34 条 6 項）。

2. 受給権者の請求による改定

障害基礎年金の受給権者は、**厚生労働大臣**に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の**改定**を請求することができます。

ただし、請求は、**障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して 1 年を経過した日後**でなければ行うことができません。

19・23・26・5 択

PLUS

障害基礎年金の額の改定の請求は、請求書提出日前 **3 カ月以内**に作成された医師の診断書等や、請求書提出日前 **1 カ月以内**に作成された加算額対象者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにする書類等を添えて、請求書を **日本年金機構**に提出することによって行います。

POINT

障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合は、1年以内であっても額の改定を請求することができます。 **26・2・5 扱**

3. その他障害による改定

障害基礎年金の受給権者が、**新たな傷病**により、**障害等級 1 級又は 2 級に該当しない程度の障害（その他障害）**の状態にあり、かつ、その他障害の障害認定日以後 **65 歳に達する日の前日までの間に**、前後の障害を**併合**した障害の程度が受給中の障害基礎年金の障害の程度より**増進**したときには、**厚生労働大臣**に対して、**65 歳に達する日の前日までの間に**、当該障害基礎年金の額の**改定**を請求することができます。 **26 扱**

PLUS

- ◆「その他障害」の初診日は、障害基礎年金の支給事由になった障害に係る初診日後になければなりません。
- ◆繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権者は、その他障害が発生したことによる額の改定請求はできません（法附則 9 条の 2 の 3）。

POINT

「その他障害」について、初診日要件及び保険料納付要件を満たしていることが必要です。

8 障害基礎年金の失権（法 31 条、35 条）

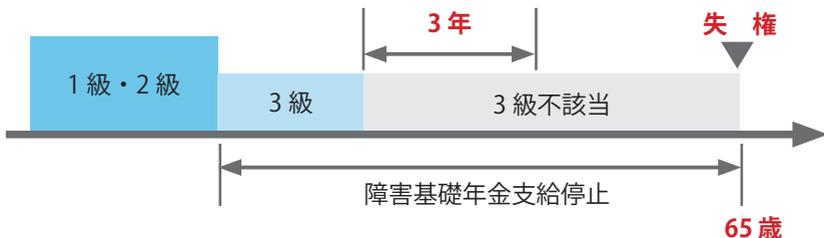
障害基礎年金の受給権は、次のいずれかに該当するに至ったときは、**消滅**します。

- ① **死亡**したとき
- ② 厚生年金保険法に規定する障害等級 1 級から 3 級に該当する程度の障害の状態にない者が、**65 歳**に達したとき。ただし、65 歳に達した日において、障害等級 1 級から 3 級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算してこれらの障害等級に該当することなく **3 年を経過していない**ときは、失権しません。**14・17 択**
- ③ 厚生年金保険法に規定する障害等級 1 級から 3 級に該当する障害の状態に該当しなくなった日から起算して、これらの障害等級に該当することなく **3 年を経過した**とき。ただし、3 年を経過した日において、**65 歳未満**であるときは、失権しません。**17・19・20・26・30・3 択**
- ④ **5 1.**の規定による**併合認定**によって、従前の障害基礎年金の受給権が消滅するとき

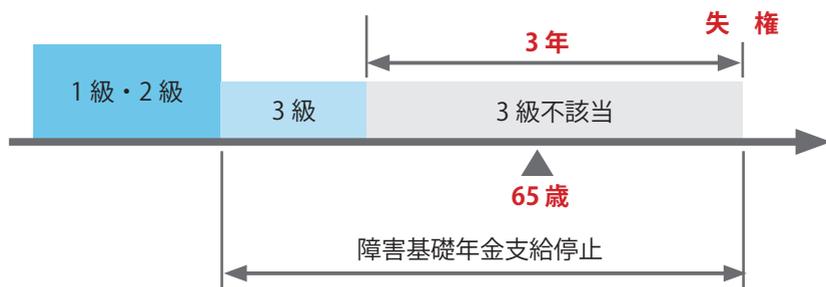
【②、③について】

平成 6 年改正前は、障害等級 3 級に不該当となり 3 年経過した時点で、失権することとされていました（これを“様子見の 3 年間”といいます）。3 年経過後（失権後）に再発することに対応するため、平成 6 年改正において、「65 歳まで失権しない」こととなりました。従前の“様子見の 3 年間”とあわせて、「**65 歳か 3 年、どちらか遅い方で失権する**」こととされています。

② の場合



③ の場合



9 障害基礎年金の支給停止(法36条)

1. 支給停止 3択

- ① 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について、**労働基準法**の規定による**障害補償**を受けることができるときは、**6年間**、その支給が停止されます。
- ② 障害基礎年金は、受給権者が**障害等級1級又は2級**に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給が停止されます。 **18・23・30択 4選**

ただし、障害の状態が1級又は2級以外の障害の状態にあり、支給停止されている受給権者に新たな傷病によりその他障害が発生し、その他障害の障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、前後の障害を併合した障害の程度が障害等級1級又は2級に該当するに至ったときは、支給停止が解除されます。

POINT

1. の支給停止事由は、20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金を含めて、すべての障害基礎年金に共通する規定です。

POINT

障害基礎年金の受給権者が就職し、厚生年金保険の被保険者となっても支給停止されず、障害基礎年金は全額支給されます。 **15 択**

PLUS

- ◆「その他障害」についても、初診日要件、保険料納付要件を満たす必要があります。
- ◆繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には、「その他障害」に関する支給停止の解除の規定は適用されません。 **23 択**

2.20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金に係る支給停止（法 36 条の 2 他）

25・28 択



制度趣旨

20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金は、保険料を納めていない者に対する特例的な給付です。そのため、一般的な障害基礎年金の支給停止事由に**加えて**、独自の支給停止事由が設けられています。

- ① 受給権者が次のいずれかに該当するときは、その該当する間、その支給が停止されます。
 - ◆恩給法に基づく年金たる給付、**労働者災害補償保険法**の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けるとき **20・1 択**
 - ◆刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき **20・5 択**
 - ◆少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき **30 択**
 - ◆**日本国内に住所を有しない**とき **13・18・4 択**

POINT

20 歳前の第 2 号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金は、**2.** の支給停止事由にかかわらず支給されます。

PLUS

年金たる給付が全額につき停止されているとき（その支給停止が労働基準法の規定による障害補償又は遺族補償が行われることによるものであるときを除きます）は、20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金は、支給停止されません。

POINT

未決勾留中の場合、有罪が確定するまで支給停止されません（則 34 条の 4）。 **28・5 択**

- ② 受給権者の**前年の所得**が、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額を超えるときは、次の期間及び額につき支給が停止されます。 **27・30 択**

(a) 支給停止期間：**その年の 10 月から翌年の 9 月まで** **17・20 択**

(b) 支給停止額：**全部又は 2 分の 1**

（子の加算額が加算された障害基礎年金の場合は、その額から加算額を控除した額の 2 分の 1） **20・5 択**

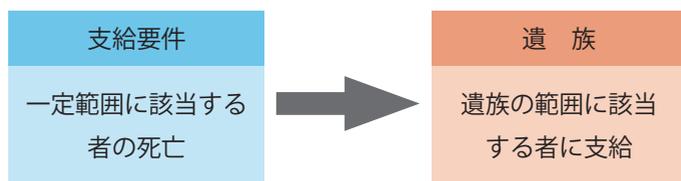
PLUS

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けたときは、その損害を受けた月から翌年の 9 月までの所得を理由とする支給停止は行われません（法 36 条の 4）。 **5 択**

Chapter6

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、被保険者が死亡したとき等に、一定の要件を満たした遺族に支給される年金で、遺族の生活の安定を図るために設けられています。一定の要件に該当した者が死亡し、「遺族の範囲」に該当する遺族がいる場合に支給されます。



この Chapter の構成

- 1 支給要件
- 2 遺族の範囲
- 3 遺族基礎年金の額
- 4 遺族基礎年金の失権
- 5 遺族基礎年金の支給停止

1 支給要件（法 37 条）

1. 支給要件 28 択

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の①～④のいずれか

に該当するときに、その者の**配偶者又は子**に支給されます。 **24 択**

- ① **被保険者**が、死亡したとき **22 択**
- ② 被保険者であった者であって、**日本国内に住所**を有し、かつ、**60 歳以上 65 歳未満**であるものが、死亡したとき **2 選**
- ③ **老齢基礎年金**の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が**25 年以上**である者に限ります）が、死亡したとき **30 択**
- ④ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が**25 年以上**である者が、死亡したとき **18・29・1・4 択**

POINT

- ◆ 学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度による保険料免除期間中に死亡した場合でも、支給要件を満たせば遺族基礎年金は支給されます。
- ◆ ③ と ④ について、保険料納付済期間と保険料免除期間を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して 25 年に満たない者について、合算対象期間を加えて「25 年以上」になる場合は、「25 年以上」の要件を満たしたものとみなします。 **4 択**

【生年月日による特例（昭 60 法附則 12 条 1 項 1 号、別表第 1）】

昭和 5 年 4 月 1 日以前に生まれた者（昭和 36 年 4 月 1 日当時 31 歳以上）であって、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が、それぞれ生年月日に応じ、次の表の期間以上である者は「**25 年**」の期間を満たしたものとみなされます。 **16・22 択**

生年月日	期 間
大正 15 年 4 月 2 日 から昭和 2 年 4 月 1 日	21 年
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日	22 年
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日	23 年
昭和 4 年 4 月 2 日から 昭和 5 年 4 月 1 日	24 年

国民年金発足当時 31 歳以上であった者（昭和 5 年 4 月 1 日以前生まれの者）は、すでに一定の年齢に達しており、60 歳に達するまでの期間が短く、「**25 年**」の期間を満たすことができない場合があるため、**生年月日による特例**が設けられています。

なお、Chapter4 **3** 1. 及び 2. の受給資格期間の特例も適用されます。



2. 保険料納付要件

26・28・4 択 2 選

1. の①又は②に該当する者であるときには、**死亡日の前日**における保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(1) 原則

死亡日の**前日**において、死亡日の属する**月の前々月まで**の被保険者期間について、当該被保険者期間に係る**保険料納付済期間と保険料免除期間**を合算した期間が、当該被保険者期間の**3分の2以上**あること

POINT

- ◆保険料納付要件は、障害基礎年金の保険料納付要件と同様であり、「初診日」を「死亡日」と読み替えたものです。
- ◆保険料納付要件が問われるのは、**1.** ①及び②の場合のみです。
20・29 択
- ◆厚生年金保険の被保険者の期間のうち、20 歳前と 60 歳以後の期間も保険料納付済期間となります。
- ◆死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合について、保険料納付要件が問われるので、初めて被保険者資格を取得した月及びその翌月中に死亡した場合は保険料納付要件は問われません。

PLUS

死亡日が、平成3年5月1日前にある場合には「死亡日の属する月前の直近の基準月（1月、4月、7月及び10月）の前月までの期間」で保険料納付要件をみます（昭60法附則21条）。

(2) 特例

死亡日が令和8年4月1日前にある場合には、(1)の特例として、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときは、保険料納付要件を満たしたものとされます。ただし、死亡日において、65歳以上の者には適用されません（昭60法附則20条2項）。 20・30 択

2 遺族の範囲（法37条の2）

遺族基礎年金を受給できるのは、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持されていた配偶者又は子です。 14 択

配偶者	被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、下記の子の要件に該当する子と生計を同じくすること 21・1 択
子	次の①又は②に該当する子で、かつ、現に婚姻をしていないこと 16 択 ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること 16 択 ② 20歳未満であって障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあること

PLUS

配偶者は、事実上婚姻関係にある者を含みます。子については実子又は養子でなければなりません。継子は含まれません。 14・19・1 択

PLUS

生計維持の認定基準は、被保険者等と生計を同一にしていた者であって、「年額 850 万円以上の収入」又は「年額 655 万 5,000 円以上の所得」を将来にわたって有すると認められないこととされています（令 6 条の 4 ほか）。 **18・20・2 択**

【死亡の当時胎児であった子の取扱い】

被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、**将来に向かって**、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなされ、配偶者はその者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなされます。

14・30・5 択

⇒ 「将来に向かって」生計同一、生計維持とみなされます。死亡した当時に遡るものではありません。

3 遺族基礎年金の額（法 38 条）

条 文

遺族基礎年金の額は、**780,900 円に改定率を乗じて得た額**（その額に 50 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

1. 遺族基礎年金（基本年金額）

780,900 円×改定率

2. 配偶者に支給する遺族基礎年金の額（法 39 条）

(1) 配偶者に支給する遺族基礎年金の額と加算額 2 択

配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、**基本年金額（780,900 円×改定率）**に次の子の加算額を加算した額です。

子	子の加算額
1 人目・2 人目の子	1 人につき 224,700 円×改定率
3 人目以降の子	1 人につき 74,900 円×改定率

(2) 配偶者に支給する年金額の増額改定（法 39 条 2 項）

配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であった子が生まれたときは、その子は、配偶者がその権利を取得した当時、遺族の範囲に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなされ、その生まれた日の属する**月の翌月から**、遺族基礎年金の額が**改定**されます。 15・23・29 択

(3) 配偶者に支給する年金額の減額改定（法 39 条 3 項）

配偶者に支給する遺族基礎年金については、当該年金の受給権に係る子が 2 人以上いる場合であって、その子のうち**1 人を除いた子の 1 人**又は 2 人以上が、次の①～⑧のいずれかに該当するに至った日の属する**月の翌月から**、その該当するに至った子の数に応じて、年金額が**改定**されます。

- ① **死亡**したとき
- ② **婚姻**（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます）をしたとき
- ③ **配偶者以外の者の養子**（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含みます）となったとき
- ④ **離縁**によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき
- ⑤ 配偶者と生計を同じくしなくなったとき 30 択
- ⑥ 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき。ただし、障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にあるときを除きます。
- ⑦ 障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子について、その事情がや

んだとき。ただし、その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除きます。

⑧ **20歳**に達したとき

POINT

配偶者が遺族基礎年金を受給するためには、子が少なくとも1人はいなければならず、すべての子が減額改定事由に該当した場合には、配偶者の受給権は消滅します。

3. 子に支給する遺族基礎年金と加算額（法39条の2）

(1) 子に支給する遺族基礎年金の額 **22・28・3折**

受給権者が2人以上いる場合は、**基本年金額**（**780,900円×改定率**）に子の数に応じて加算額を加算した額です。

基本年金額	子	子の加算額
780,900円×改定率	1人目の子	—
	2人目の子	224,700円×改定率
	3人目以降の子	1人につき 74,900円×改定率

POINT

- ◆受給権者が子1人の場合は、基本年金額のみが支給され、加算はありません。
- ◆受給権を有する子が2人以上いる場合には、1人の子に対して支給される額は、子の数で除して得た額となります。 **28折**

(2) 子に支給する年金額の改定（法39条の2第2項）

遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する**月の翌月から**、遺族基礎年金の額が**改定**されます。

4 遺族基礎年金の失権（法40条）

遺族基礎年金の受給権は、次のいずれかの失権事由に該当したときは、**消滅**します。 **30 択**

配偶者	① 死亡 したとき
と子に	② 婚姻 をしたとき 27 択
共通	③ 養子 となったとき（ 直系血族又は直系姻族 の養子となった場合を除きます） 15・16・19・1 択
20 択	
配偶者	遺族基礎年金の受給権に係るすべての子が、 3 2. (3) ①～⑧ の減額改定事由のいずれかに該当したとき 24・25・29・4・5 択
子	① 離縁 によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき 30 択
	② 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にあるときを除きます） 14 択
	③ 障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき（その子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときを除きます） 27 択
	④ 20 歳 に達したとき 22 択

POINT

- ◆遺族基礎年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者になっても失権しません。 **20 択**
- ◆受給権を有する配偶者とその子のうち、すべての子が直系血族又は直系姻族の養子となった場合には、配偶者の受給権は消滅しますが、子の受給権は消滅しません。 **28・30 択**
- ◆子が祖父母の養子になっても失権しません。
- ◆受給権発生後、18 歳の年度末までに障害状態に該当したときは、20 歳に達するまで失権しません。 **16・4 択**

5 遺族基礎年金の支給停止（法 41 条～ 42 条）

遺族基礎年金の受給権者が、次のいずれかの支給停止事由に該当した場合には、**支給が停止**されます。 **30・4 択**

配偶者と子に共通	被保険者又は被保険者であった者の死亡について、 労働基準法 の規定による 遺族補償 が行われるべきものであるときは、 死亡日から 6 年間 、その支給が停止されます。 13・19・20 択
配偶者	その者の所在が 1 年以上 明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する 子の申請 によって、その所在が明らかでなくなった時に 遡って 、その支給が停止されます。 13・22・26・3 択
子	<p>① 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（申出による支給停止の規定又は所在不明により配偶者の遺族基礎年金が支給停止されている場合を除きます）は、その間、その支給が停止されます。 20・24・28・30・3 択</p> <p>② 生計を同じくするその子の父又は母があるときは、その間、その支給が停止されます。 15・26・30 択</p> <p>③ 受給権を有する子が 2 人以上いる場合において、その子のうち 1 人以上の子の所在が 1 年以上明らかでないときは、他の子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時に遡って、その支給が停止されます。 30 択</p>

PLUS

- ◆支給を停止された配偶者は、いつでも、その支給停止の解除を申請することができます。 **15 択**
- ◆支給を停止された子は、いつでも、その支給停止の解除を申請することができます。

POINT

行方不明による支給停止は、「行方不明となった時に遡って」行われます。

Chapter7

その他の給付

老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金のほかに、老齢基礎年金に付加する付加年金などの給付があります。

【その他の給付】

付加年金	老齢基礎年金に付加して（上乗せして）支給される年金です。年金額を増やすためのものです。
寡婦年金	高齢な寡婦に対する年金です。夫の掛けた保険料の掛け捨て防止と、高齢寡婦に対する所得保障を考慮しています。
死亡一時金	保険料の掛け捨て防止のためのものです。
脱退一時金	短期滞在の外国人に関する保険料の掛け捨て防止の制度です。

この Chapter の構成

- 1 付加年金
- 2 寡婦年金
- 3 死亡一時金
- 4 脱退一時金

1 付加年金



制度趣旨

老齢基礎年金の上乗せ給付として、付加保険料を納めた者に対して付加年金を支給します。

付加年金

上乗せ

老齢基礎年金

1. 支給要件（法 43 条）

付加年金は、次の要件を満たしたときに支給されます。

- ① 付加保険料に係る保険料納付済期間を有していること
- ② **老齢基礎年金の受給権を取得**したこと **15・19 択**

PLUS

- ◆付加年金は、老齢基礎年金に上乗せされる年金です。 **21・2 択**
- ◆付加保険料を納められるのは、第 1 号被保険者と任意加入被保険者です。
5 択
- ◆昭和 61 年 4 月 1 日前の期間についての付加保険料納付済期間は、第 1 号被保険者としての付加保険料納付済期間とみなされます。 **16・30 択**

POINT

「付加保険料に係る保険料納付済期間」とは、毎月の国民年金の保険料に加えて、付加保険料を納めた期間のことを指します。付加保険料は月額 400 円です（法 87 条の 2 第 1 項）。

2. 付加年金の額（法 44 条） **13・27・28・4 択**

付加年金の額 = **200 円** × **付加保険料納付済期間の月数**

POINT

付加年金には、年金額の改定の規定は適用されません。 **29 択**

3. 付加年金の支給の繰上げ及び繰下げ（法46条、附則9条の2、令4条の5ほか）

付加年金は、その受給権者が老齢基礎年金の支給の繰上げの請求又は繰下げの申出（繰下げの申出をしない場合のみなし規定により申出があったとみなされたものを含みます）を行ったときは、**老齢基礎年金と同様に繰上げ及び繰下げが行われます。**

この場合、**老齢基礎年金と同様の減額率又は増額率によって減額又は増額された額**が支給されます。 14・15・16・18・19・26・29・5択

4. 支給期間（法43条、46条、48条ほか）

付加年金の支給は、その者が老齢基礎年金の受給権を取得した日の属する**月の翌月から**、死亡した日の属する**月まで**行います。 25択

PLUS

老齢基礎年金の繰上げの請求又は繰下げの申出をしたときの付加年金の支給は、当該請求又は申出のあった日の属する**月の翌月から**死亡した日の属する**月まで**です。

5. 支給停止（法47条）

付加年金は、老齢基礎年金がその**全額につき**支給を停止されているときは、その間、その支給が停止されます。 13・18・20・25・26・4択

6. 失権（法48条）

付加年金の受給権は、受給権者が**死亡**したときは、**消滅**します。

POINT

失権は死亡のみです。

2 寡婦年金



制度趣旨

老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間を満たした夫が、老齢基礎年金を受給する前に死亡した場合に、残された妻に子がいなければ遺族基礎年金は支給されません。そこで、妻自身の老齢基礎年金が支給される65歳までの生活の安定と、夫の掛けた保険料の掛け捨て防止を図る目的で寡婦年金を支給することとしています。

1. 支給要件（法49条） 2・4択

寡婦年金は、次の要件をすべて満たした場合に、死亡した夫の妻に支給されます。

- ① 死亡日の**前日**において、死亡日の属する**月の前月**までの**第1号被保険者**としての被保険者期間に係る**保険料納付済期間と保険料免除期間**とを合算した期間が**10年以上**ある夫（保険料納付済期間又は学生の保険料納付特例、30歳未満の保険料納付猶予制度及び30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度による保険料免除期間**以外**の保険料免除期間を有する者に限ります）が死亡したこと

1・5択

- ② 夫の死亡の当時、夫によって生計を**維持**していたこと 14・17・20択
- ③ 夫の死亡の当時、夫との婚姻関係（事実上の婚姻関係を**含みます**）が**10年以上継続**していたこと 14・17・20・26択
- ④ **65歳未満の妻**であること 15・20択
- ⑤ 夫が**老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けた**ことがないこと

14・18・20・2択 29選

POINT

寡婦年金の支給要件となる期間には、任意加入被保険者であった期間は算入されますが、特例による任意加入被保険者であった期間は算入されません（法附則5条10項、平6法附則11条10項）。 17・23択

PLUS

- ◆保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上必要であり、合算対象期間は含まれません。
- ◆生計維持の認定基準は、被保険者等と生計を同一にしていた者であって、「年額850万円以上の収入」又は「年額65万5,000円以上の所得」を将来にわたって有すると認められないこととされています。

POINT 15・17・18・28 択

昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者及び任意加入被保険者は、第1号被保険者とみなされます(昭60法附則8条1項、法附則5条10項)。

2. 支給期間 (法49条3項)

(1) 夫の死亡当時、妻が60歳以上であるとき 2択

夫の死亡した日の属する月の翌月から妻が65歳に達した日の属する月まで

(2) 夫の死亡当時、妻が60歳未満であるとき 17・20・27 択 29選

妻が60歳に達した日の属する月の翌月から65歳に達した日の属する月まで

POINT

寡婦年金は60歳から65歳までの有期年金です。

3. 寡婦年金の額 (法50条)

寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、**老齢基礎年金**の額の計算の例によって計算した額の**4分の3**に相当する額です。

14・16・19・23・24・28・5 択 4選

寡婦年金の額 = 夫の老齢基礎年金の額 × 4分の3

POINT

夫が付加保険料を納めていた場合でも、額の加算はありません。

13・15・21・24 択

4. 失権（法 51 条、附則 9 条の 2 第 5 項）

寡婦年金の受給権は、次の①～⑤のいずれかの要件に該当したときは**消滅**します。 27 択

- ① **65 歳**に達したとき 24 択
- ② **死亡**したとき
- ③ **婚姻**をしたとき 13 択
- ④ **養子**となったとき（**直系血族又は直系姻族**の養子となったときを除きます）
24 択
- ⑤ **繰上げ支給の老齢基礎年金**の受給権を取得したとき
13・16・17・21・23・29・4・5 択

POINT

寡婦年金と遺族基礎年金の受給権を有する場合には、1 人 1 年金の原則に従い、選択受給することになります。 22・29 択

5. 支給停止（法 52 条）

寡婦年金は、夫の死亡について**労働基準法**の規定による**遺族補償**が行われるべきものであるときは、**死亡日から 6 年間**、その支給が停止されます。 30 択

3 死亡一時金



制度趣旨

遺族基礎年金は遺族の範囲が限定されており、該当する遺族がいなければ、支給されません。死亡した者が納付した保険料が掛け捨てになってしまうことを防止するために死亡一時金の制度が設けられています。

1. 支給要件（法 52 条の 2） 29・1 択

死亡一時金は、次の要件を満たしたときその遺族に支給されます。

- ① **死亡日の前日**において死亡日の属する**月の前月**までの**第 1 号被保険者**としての被保険者期間に係る**保険料納付済期間の月数**、**保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3**に相当する月数、**保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1**に相当する月数、及び**保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1**に相当する月数を合算した月数が**36 カ月以上**である者が死亡したとき **13・14・20・21・24・2 択**
- ② 死亡した者が**老齢基礎年金又は障害基礎年金**の支給を受けたことがないこと **19 択**

POINT

死亡一時金の支給要件となる期間には任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者であった期間も算入されます（法附則 5 条 10 項、平 6 法附則 11 条 10 項）。 **19・23・28 択**

過去問

特例による 65 歳以上の任意加入被保険者が死亡した場合に、死亡一時金は支給される。 → ○ **15・17・27 択**

PLUS

昭和 61 年 4 月 1 日前の国民年金の被保険者期間は、第 1 号被保険者期間とみなされます（昭 60 法附則 8 条 1 項）。 **18 択**

POINT

支給要件をみるときに、保険料全額免除期間及び合算対象期間は含まれません。

PLUS

死亡一時金は、旧国民年金の老齢年金、障害年金（障害福祉年金を除きます）、母子年金（母子福祉年金を除きます）等の支給を受けているときも支給されません（昭60法附則29条3項）。 **17折**

2. 死亡一時金が支給されない場合（法52条の2第2項、52条の3第1項） **28・3折**

(1) 原則

死亡一時金は、次のいずれかの事由に該当するときは支給されません。

- ① 死亡した者の死亡日において、その者の死亡により**遺族基礎年金**を受けることができる者があるとき。ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは死亡一時金が支給されます。 **15・16・25・2折**
- ② 死亡した者の死亡日に胎児であった子が生まれた日において、その子又は死亡した者の配偶者が死亡した者の死亡により**遺族基礎年金**を受けることができるに至ったとき。ただし、胎児が生まれた日の属する月に遺族基礎年金の受給権が消滅したときは死亡一時金が支給されます。

PLUS

- ◆ 「死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき」とは、遺族基礎年金の受給権が発生した月に、「子が婚姻した」、「子が20歳に達した」等の失権事由に該当した場合などです。
- ◆ 「胎児が生まれた日の属する月に遺族基礎年金の受給権が消滅したとき」とは、胎児が生まれた月に「叔父の養子になった」、「生まれた月に死亡した」場合などです。

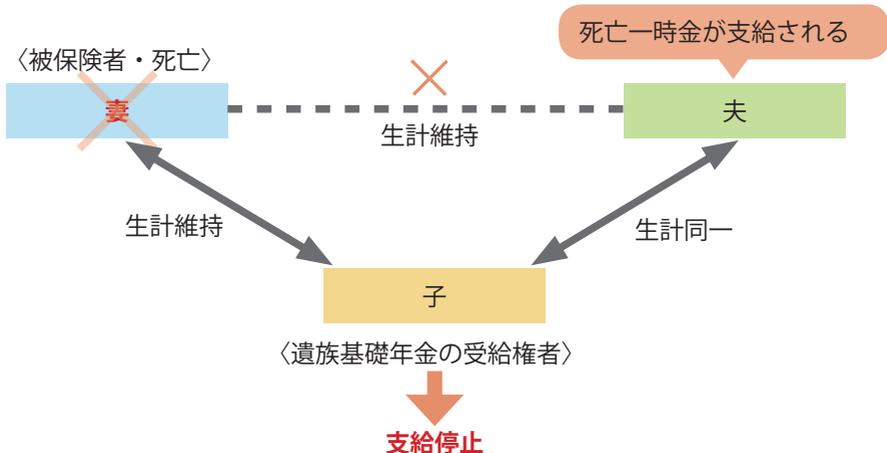
遺族基礎年金優先ということ！

遺族基礎年金 > 死亡一時金



(2) 例外

子が遺族基礎年金の受給権者となる場合（配偶者が同時に受給権者になるときを除きます）であって、生計同一の父又は母があるときは、その間、子に対する遺族基礎年金は支給停止されます。この場合には、当該遺族基礎年金に係る死亡した者の配偶者に対して、死亡一時金が支給されます。 27 択



3. 遺族の範囲及び順位（法 52 条の 3）

(1) 遺族の範囲

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、**祖父母又は兄弟姉妹**であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものです。 22・28・4・5 択

(2) 順位

死亡一時金を受けるべき者の順位は、**配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹**の順序によります。 1 択

PLUS

同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされます。 **25 択**

4. 死亡一時金の額（法 52 条の 4）

16・24・26・30・3 択

- ① 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数に応じて定める額です。

合算した月数	金額
36 カ月以上 180 カ月未満	120,000 円
180 カ月以上 240 カ月未満	145,000 円
240 カ月以上 300 カ月未満	170,000 円
300 カ月以上 360 カ月未満	220,000 円
360 カ月以上 420 カ月未満	270,000 円
420 カ月以上	320,000 円

- ② 付加保険料納付済期間が3年以上ある者の遺族に支給する死亡一時金には、①の表に定める金額に**8,500 円**が加算されます。 **20・29・2 択**

POINT

死亡一時金は、一時金なので、年金額の改定の規定は適用されません。

13・3 択

5. 支給の調整（法 52 条の 6）

死亡一時金の支給を受けることができる者が、同一人の死亡により寡婦年金を受けられることができるときは、その者の**選択**により、死亡一時金と寡婦年金のうち、**どちらか一方が支給されます。** **15・18・24・25・3 択**

4 脱退一時金（法附則 9 条の 3 の 2） 24 択



制度趣旨

国民年金制度は、日本国内に住所を有していれば、国籍を問わず加入しますが、短期滞在する外国人は、保険料を納付しても給付に結び付きません。そこで、保険料の掛け捨て防止を目的として脱退一時金の規定が設けられています。

1. 支給要件

(1) 支給要件

次の要件をすべて満たした者は、脱退一時金の支給を**請求**することができます。

- ① **保険料納付済期間等の月数**（請求の**日の前日**において、請求の日の属する**月の前月**までの**第 1 号被保険者**としての被保険者期間に係る**保険料納付済期間の月数**、**保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数**、**保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数**を合算した月数）が**6 カ月以上**あること
19・22・29 択
- ② **日本国籍を有しないこと**（**被保険者でない者**に限ります） 20 択
- ③ **老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと**

(2) 脱退一時金を請求できない場合 21 択

(1) の支給要件を満たしていても、次の ①～③ のいずれかに該当するときは、脱退一時金の支給を請求することはできません。

- ① **日本国内に住所を有するとき** 2 択
- ② **障害基礎年金**その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき
24・30 択
- ③ 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して**2 年**を経過しているとき 13・23・4 択

POINT

- ◆脱退一時金は、「請求」が要件であり、請求を受けたときは厚生労働大臣が裁定します。
- ◆脱退一時金の支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった第1号被保険者としての被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされます（法附則9条の3の2第4項）。 **20・24・2択**

PLUS

任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者及び旧法時代の国民年金の被保険者期間は、第1号被保険者期間とみなされます。 **18・28択**

2. 脱退一時金の額

脱退一時金の額は、**基準月の属する年度における保険料の額に2分の1を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額**です。

$$\text{脱退一時金の額} = \text{基準月の年度の保険料額} \times \text{2分の1} \\ \times \text{保険料納付済期間等の月数に応じた数}$$

【保険料納付済期間等の月数に応じた数】

保険料納付済期間等の月数	定める数	保険料納付済期間等の月数	定める数
6カ月以上 12カ月未満	6	36カ月以上 42カ月未満	36
12カ月以上 18カ月未満	12	42カ月以上 48カ月未満	42
18カ月以上 24カ月未満	18	48カ月以上 54カ月未満	48
24カ月以上 30カ月未満	24	54カ月以上 60カ月未満	54
30カ月以上 36カ月未満	30	60カ月以上	60

PLUS

- ◆「**基準月**」とは、請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間のうち、請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月及び産前産後期間の保険料免除の規定により免除された保険料に係る月のうち、**直近の月のこと**です。



これで、その他の給付に関する Chapter は終了です。あと少し、給付に関する Chapter が続きます。次は、給付の制限に関する Chapter です。

Chapter8

給付の制限

他の法律にもみられる給付制限の規定です。障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給権を得る立場にある者が、故意、重大な過失等により受給権を得る場合などには、その程度に応じて給付制限をします。また、行政に協力をしない場合には支給停止を、届出を提出しない場合には支払いの一時差止めをします。

この Chapter の構成

- | | |
|-----------|---------|
| 1 絶対的給付制限 | 3 支給停止 |
| 2 裁量的給付制限 | 4 一時差止め |

1 絶対的給付制限（法 69 条、71 条）

- ① **故意**に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は**支給しません**。 20・5 択
- ② 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であった者を**故意**に死亡させた者には**支給しません**。また、被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を**故意**に死亡させた者についても**支給しません**。 17・1 択
- ③ 遺族基礎年金の受給権は、受給権者がほかの受給権者を**故意**に死亡させたときは、**消滅します**。 13・1 択

過去問

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意又は過失によって死亡させたときは、消滅する。

→× 「過失」は対象となっていません。 13 択

通達

「故意」とは、自分の行為が必然的に障害又は死亡等の一定の結果を生ずべきことと知りながらあえてすることをいう（昭 34.8.21 年福発 30 号）。

2 裁量的給付制限（法 70 条）

- ① **故意の犯罪行為若しくは重大な過失**により、又は**正当な理由がなく療養に関する指示に従わない**ことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その**全部又は一部を行わないことができます**。 21 択 26 選
- ② 自己の**故意の犯罪行為若しくは重大な過失**により、又は**正当な理由がなく療養に関する指示に従わない**ことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の死亡についても、これを支給事由とする給付は、その**全部又は一部を行わないことができます**。

PLUS

遺族基礎年金は支給事由が「自殺」であっても支給されます。

⇒ 自殺は、故意の犯罪行為若しくは重大な過失に該当しないので、国民年金法 70 条による給付制限は受けません（昭 34.9.16 年福発 69 号）。

17 択

通達

「**重大な過失**」とは、一定の結果を生ずべきであることを何人も容易に知るべきでありながら、不注意で知らないですることをいう（昭 34.8.21 年福発 30 号）。

3 支給停止（法 72 条）

18・1・4 択

次のいずれかに該当するときは、年金給付の額の全部又は一部につき、その**支給を停止することができます**。

- ① 受給権者が、正当な理由がなくて、厚生労働大臣からの書類その他の物件の提出命令に従わず、又は職員の質問に応じなかったとき
- ② 障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子が、正当な理由がなくて、厚生労働大臣の受診命令に従わず、又は職員の診断を拒んだとき

4 一時差止め（法 73 条）

受給権者が、正当な理由がなくて、厚生労働大臣に対する届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払いを**一時差し止めることができます**。 13・23・2 択

【支給停止と一時差止めの違い】

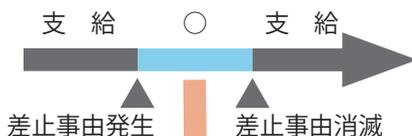
「支給停止」は支給停止事由が消滅した場合であっても、支給停止期間に係る給付は行われないのに対して、「一時差止め」は差止事由が消滅したときには、差し止められていた期間に係る給付も遡って行われます。

《支給停止》



この間の支給は行われない

《一時差止め》



遡って支給される

Chapter9

積立金の運用

年金の保険料は、年金の支払いに充てられていますが、一部分は年金積立金として積み立てられています。この積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託され、国内外の債券、株式等に分散して運用されています。



1 運用の目的（法 75 条） 20・1 選

積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された**保険料の一部**であり、かつ、**将来の給付の貴重な財源**となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、**長期的な観点**から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとされています。

2 積立金の運用（法 76 条） 18 択 20 選

積立金の運用は、**厚生労働大臣**が、運用の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、**年金積立金管理運用独立行政法人**に対し、積立金を寄託することにより行います。

PLUS

積立金の運用については、国民年金法に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法の定めるところによります（法 80 条）。

過去問

厚生労働大臣は、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託をするまでの間、**財政融資資金**に積立金を預託することができる。 **20 選**

3 運用職員の責務（法 77 条）

運用職員は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければなりません。

PLUS

- ◆「**運用職員**」とは、積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令で定めるものに限り）をいいます。
- ◆運用職員は職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはなりません（法 78 条）。
- ◆運用職員が秘密保持義務に違反したと認めるときは、その職員に対し国家公務員法に基づく懲戒処分をしなければなりません（法 79 条）。

Chapter10

費用

国民年金の費用は、被保険者等の負担と、国の負担等で賄われており、国庫負担の率や、保険料の徴収、免除などが規定されています。

この Chapter の構成

- | | |
|-------------|------------|
| 1 国庫負担 | 6 保険料の免除 |
| 2 基礎年金拠出金 | 7 保険料の前納 |
| 3 保険料 | 8 保険料の追納 |
| 4 付加保険料 | 9 督促及び滞納処分 |
| 5 保険料の納付義務等 | |

1 国庫負担（法 85 条ほか）

1. 基礎年金給付に要する費用

国庫は、**毎年度**、国民年金事業に要する費用に充てるため、次に掲げる額を**負担**することとされています。

- ① 基礎年金の給付に要する費用の総額から ② の特別国庫負担の額を控除した額（**保険料・拠出金算定対象額**）のうち、第 1 号被保険者に係る給付に要する費用の **2分の1** に相当する額

POINT

厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等は、**毎年度**、第2号被保険者及び第3号被保険者に係る基礎年金の給付に要する費用に充てるため、**基礎年金拠出金**を負担・納付します。**国庫**は、基礎年金拠出金の**2分の1**に相当する額を**負担**します（法94条の2ほか）。

⇒ 基礎年金拠出金は、**2**。参照

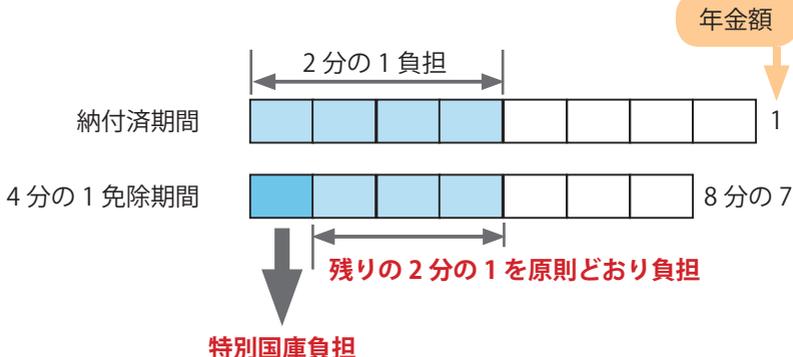
原則として基礎年金の給付の半分は国庫負担で賄われ、残りの半分は保険料で賄われています！



- ② 保険料免除期間については、次の国庫負担が特別に行われます（**特別国庫負担**）。
- (a) **保険料 4 分の 1 免除期間**（480 から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とします）に係る**老齢基礎年金の給付に要する費用の 7 分の 1**に相当する額 **3 択**

この他に、**残りの分については ① の規定による 2 分の 1 の負担が行われます**ので、全体では、給付額の**7 分の 4**（**納付済期間の 2 分の 1 に相当する額**）を負担することになります。**26 択**

$$7 \text{ 分の } 1 + (7 \text{ 分の } 6 \times 2 \text{ 分の } 1) = 7 \text{ 分の } 1 + 7 \text{ 分の } 3 = 7 \text{ 分の } 4$$



- (b) **保険料半額免除期間**（480 から保険料納付済期間の月数及び保険料 4 分の 1 免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とします）に係る**老齢基礎年金の給付に要する費用の 3 分の 1**に相当する額

この他に、**残りの分については ① の規定による 2 分の 1 の負担が行われます**ので、全体では、給付額の **3 分の 2** を負担することになります。

- (c) **保険料 4 分の 3 免除期間**（480 から保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とします）の**老齢基礎年金の給付に要する費用の 5 分の 3**に相当する額

この他に、**残りの分については ① の規定による 2 分の 1 の負担が行われます**ので、全体では、給付額の **5 分の 4** を負担することになります。

- (d) **保険料全額免除期間**（480 から保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とします）に係る**老齢基礎年金の給付に要する費用の全額**

PLUS

学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度の規定により、納付することを要しないとされた保険料に係るものを除きます。 **19・3 択**

- (e) **20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金**の給付に要する費用の **100 分の 20**に相当する額 **18・3 択**

この他に、**残りの分については ① の規定による 2 分の 1 の負担が行われます**ので、全体では、給付額の **100 分の 60** を負担することになります。 **26・3 択**

2. 事務の執行に要する費用

国庫は、**毎年度、予算の範囲内**で、国民年金事業の**事務の執行**に要する費用を**負担**することとされています。 **20・26 択**

POINT

政府は、市町村に対し、市町村長が国民年金法等の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付します（法 86 条）。 **23・1 択**

2 基礎年金拠出金（法 94 条の 2・3、令 11 条の 3）

厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等は、**毎年度**、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、**基礎年金拠出金**を**負担・納付**します。
17・2 選

【基礎年金拠出金額】

保険料・拠出金
算定対象額
(基礎年金の給付
に要する費用)

×

$$\frac{\text{第 2 号被保険者総数} + \text{第 3 号被保険者総数}}{\text{国民年金の被保険者総数}}$$

PLUS

実施機関たる共済組合等は、基礎年金拠出金を、国民年金の管掌者たる政府に納付しなければなりません。 **28 択**

POINT

財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとします（法 94 条の 2 第 3 項）。 **17 選 27 択**

POINT

基礎年金拠出金の算定基礎になるのは、第1号被保険者は保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間を有する者、第2号被保険者は20歳以上60歳未満の者、第3号被保険者はすべての者です。 23・25・30・1・4択

3 保険料

1. 保険料（法87条）

- ① 政府は国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収します。
- ② 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされています。 29・2択

2. 保険料の額（法87条3項）

保険料の額は、次の表に掲げる額に**保険料改定率**を乗じて得た額です。

17・30・5択 19・24選

適用年度	法定保険料額
平成17年度に属する月の月分	13,580円
平成18年度に属する月の月分	13,860円
平成19年度に属する月の月分	14,140円
平成20年度に属する月の月分	14,420円
平成21年度に属する月の月分	14,700円
平成22年度に属する月の月分	14,980円
平成23年度に属する月の月分	15,260円
平成24年度に属する月の月分	15,540円
平成25年度に属する月の月分	15,820円
平成26年度に属する月の月分	16,100円
平成27年度に属する月の月分	16,380円

平成 28 年度に属する月の月	16,660 円
平成 29 年度及び平成 30 年度に属する月の月分	16,900 円
令和元年度以後の年度に属する月の月分	17,000 円

POINT

基礎年金拠出金を拠出しているため、第 2 号被保険者・第 3 号被保険者については、政府は保険料を徴収せず、被保険者は保険料を納付する必要はありません（法 94 条の 6）。 **13・24・30 択**

PLUS

保険料改定率を乗じて得た額に 5 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げます。

POINT

【保険料改定率について】（法 87 条 4 項・5 項）

- ◆保険料改定率は、毎年度、前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定します。
- ◆「**名目賃金変動率**」とは、当該年度の初日の属する年の **2 年前の物価変動率**に当該年度の初日の属する年の **4 年前の年度の実質賃金変動率**を乗じて得た率をいいます。 **19 選**

POINT

令和 5 年度の保険料額は、改定率が 0.972 となったため、月額 16,520 円とされました。 **30・5 択**

17,000 円（法定保険料額）× 0.972（保険料改定率）≒ 16,520 円

また、令和 6 年度の保険料額は、改定率が 0.999 となったため、月額 16,980 円とされました。

4 付加保険料（法 87 条の 2）

第 1 号被保険者は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、毎月の保険料のほかに、400 円の付加保険料を納付することができます。 4・5 択

PLUS

- ◆任意加入被保険者（特例による任意加入被保険者を除きます）は、第 1 号被保険者とみなされるため、付加保険料を納付することができます（法附則 5 条 10 項、平 6 法附則 11 条）。 15・17・28・2・5 択
- ◆保険料の納付を免除されている者及び国民年金基金の加入員は付加保険料を納付することはできません（法 87 条の 2 第 1 項）。 13・14・15・29 択
- ◆農業者年金の被保険者は、すべて、付加保険料を納付しなければなりません（独立行政法人農業者年金基金法 17 条）。 23 択
- ◆付加保険料の納付は、毎月の保険料の納付が行われた月（追納の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除きます）又は産前産後期間の保険料免除の規定に係る期間の各月についてのみ行うことができます（法 87 条の 2 第 2 項）。 26・1 択
- ◆付加保険料を納付する者となったものは、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料（すでに納付されたもの及び前納されたものを除きます）につき、付加保険料を納付する者でなくなることができます（法 87 条の 2 第 3 項）。 30 択
- ◆付加保険料を納付する者となった者が、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、付加保険料の納付をする者でなくなる申出をしたものとみなされます（法 87 条の 2 第 4 項）。 27・1 択
⇒ 付加年金と国民年金基金に同時に加入することはできません。

5 保険料の納付義務（法 88 条）

- ① **被保険者**は、保険料を納付しなければなりません。 30 択
- ② **世帯主**は、その世帯に属する被保険者の保険料を、**配偶者の一方**は、被保険者たる他方の保険料を、**連帯**して納付する義務を負います。 13・14・26・4 択

6 保険料の納期限（法 91 条）

毎月の保険料は、**翌月末日まで**に納付しなければなりません。 16・18 択

7 保険料の免除



制度趣旨

一定要件に該当した場合には、保険料を免除する規定が設けられています。

1. 法定免除（法 89 条）

被保険者（産前産後期間の保険料免除の規定又は保険料 4 分の 3 免除、保険料半額免除又は保険料 4 分の 1 免除の規定の適用を受ける被保険者を除きます）が次の①～③のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する**月の前月から**これに該当しなくなる日の属する**月までの**期間に係る保険料は、すでに納付されたものを除き、納付することを要しません。 1・2・4・5 択

- ① 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく**障害**を支給事由とする**年金たる給付**その他の**障害を支給事由とする給付**であって、政令で定めるものの受給権者〔最後に厚生年金保険法の障害等級 1 級から 3 級に該当する程度の障害の状態に該当することなく、**3 年**を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限ります）その他政令で定める者を除きます〕であるとき

13・16 択

- ② **生活保護法による生活扶助**その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき **14・16・2 択**
- ③ 厚生労働省令で定める施設（国立ハンセン病療養所等、国立保養所等）に入所しているとき

POINT

- ◆任意加入被保険者（**特例による任意加入被保険者を含みます**）には、保険料免除制度は適用されません（法附則5条11項、平6法附則11条11項ほか）。 **16・18・21・23・27・5 択**
- ◆免除を受けたとしても、**すでに納付されたもの**については還付されません。なお、前納された保険料については、還付可能です。
- ◆法定免除に該当したとき又は該当しなくなったときは、原則として、必要な事項を記載した届書を **14 日以内**に、市町村長に提出しなければなりません（則75条、76条）。 **20・21・2 択**

PLUS

- ◆法定免除された保険料について、被保険者又は被保険者であった者（被保険者等）から保険料納付の申出があったときは、申出のあった期間に係る保険料については、法定免除の規定は適用しません（保険料を納付します）。 **26・29・2 択**
- ◆①については、1度も1級、2級に該当したことがない場合は対象になりません。 **16 択**

2. 申請（全額）免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（法90条、90条の2）

次の①～④のいずれかに該当する被保険者等から**申請**があったときは、厚生労働大臣は、その**指定する期間**に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、それぞれ全額、4分の3、半額又は4分の1を納付することを要しないものとし、**申請のあった日以後**、当該保険料に係る期間をそれぞれ保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の1免除期間（追納に係る期間を除きます）に算入することができます。 **18・19 択**

ただし、**世帯主又は配偶者のいずれかが**次の免除事由のいずれにも該当しないときは適用されません。 **24 択**

- ① 保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の**前年の所得**（1月から**6月**までの月分の保険料については、**前々年の所得**。以下同じ）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるとき **1 択**

【具体的な所得免除基準】

免除の種類	所得免除基準
申請（全額）免除 30 択	(扶養親族等の数 + 1) × 35 万円 + 32 万円
4 分の 3 免除	88 万円 + (扶養親族等の数 × 38 万円)
半額免除 29 選	128 万円 + (扶養親族等の数 × 38 万円)
4 分の 1 免除	168 万円 + (扶養親族等の数 × 38 万円)

※扶養親族等について

所得税法に規定する 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族（特定年齢扶養親族）にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限ります。 **改正**

- ② 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が、**生活保護法による生活扶助以外の扶助**その他の援助であつて、厚生労働省令で定めるものを受けるとき
- ③ 地方税法に定める**障害者、寡婦その他の市町村民税が課されない者**であつて、保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の**前年の所得が 135 万円以下**であるとき
- ④ 保険料を納付することが**著しく困難**である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるとき

PLUS

次の期間が、厚生労働大臣の指定する期間になります（**4.、5.** も同様）。

【厚生労働大臣の指定する期間】

申請のあつた日の属する月の**2年2カ月**（保険料の納期限に係る月であつて、当該納期限から**2年を経過したもの**を除きます）**前の月から**当該申請のあつた日の属する年の**翌年6月**（申請のあつた日の属する月が1月から6月までである場合は、申請のあつた日の属する年の**6月**）までの期間のうち必要と認める期間 **26・1 択**

⇒「徴収権の時効が成立していない**2年分+次の6月までの分**」について**免除を認めます。**

PLUS

- ◆ 失業により保険料を納付することが困難と認められるときや、DV 被害により保険料の納付が困難な一定の場合は、⑤の「保険料を納付することが著しく困難である場合」に該当します（3.4. 及び5. の免除においても同様です）（則77条の7）。 **21 択**
- ◆ ③の「その他の市町村民税が課されない者」として「ひとり親」が定められています（3.4. 及び5. の免除においても同様です）。（令6条の7の2）

3. 学生の保険料納付特例（法90条の3）

次の①～④のいずれかに該当する**学生等である被保険者、又は学生等であった被保険者等**から**申請**があったときは、**厚生労働大臣**は、その**指定する期間**（学生等である期間又は学生等であった期間に限ります）に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、**申請のあった日以後**、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納に係る期間を除きます）に算入することができます。 **16・28・1 択**

- ① 保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の**前年の所得**（1月から**3月**までの月分の保険料については**前々年の所得**とします。以下同じ）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき **13・28 択**

【具体的な所得免除基準】

免除の種類	所得免除基準
学生の保険料納付特例	128万円+（扶養親族等の数×38万円）

- ② 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が、**生活保護法による生活扶助以外の扶助**その他の援助であって、厚生労働省令で定めるものを受けるとき
- ③ 地方税法に定める**障害者、寡婦その他の市町村民税が課されない者**であって、保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の**前年の所得が135万円以下**であるとき
- ④ 保険料を納付することが**著しく困難**である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるとき

PLUS

学生の保険料納付特例については、次の期間が、厚生労働大臣の指定する期間になります。

【厚生労働大臣の指定する期間】

申請のあった日の属する月の**2年2カ月**（保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から**2年を経過したもの**を除きます）**前の月から**当該申請のあった日の属する年の**翌年3月**（申請のあった日の属する月が1月から3月までである場合は、申請のあった日の属する年の**3月**）**までの期間のうち必要と認める期間** **28選**

⇒「徴収権の時効が成立していない**2年分+次の3月までの分**」について**免除を認めます**。

POINT

- ◆ 昼間学生だけでなく、定時制、通信制、夜間等の学生も対象になります。また、各種学校（修業年限が1年以上である課程に限ります）の学生も対象になります。 **18択**
- ◆ ①の所得要件は、学生等である被保険者本人の所得のみによって判断されます。世帯主、配偶者の所得は考慮されません。 **21択**

4. 30歳未満の保険料納付猶予制度（平16法附則19条）

30歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第1号被保険者又は第1号被保険者であった者で、次の①～④のいずれかに該当するものから**申請**があったときは、**厚生労働大臣**は、当該被保険者期間のうちその**指定する期間**に係る保険料については、すでに納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、**申請のあった日以後**、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納に係る期間を除きます）に算入することができます。

ただし、**配偶者**が次のいずれにも該当しないときは適用されません。

- ① 保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の**前年の所得**（1月から**6月**までの月分の保険料については**前々年の所得**とします。以下同じ）が、

その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき **17・20 択**

【具体的な所得免除基準】

免除の種類	所得免除基準
30歳未満の保険料納付猶予制度	(扶養親族等の数+1) × 35万円+ 32万円

- ② 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が、**生活保護法による生活扶助以外の扶助**その他の援助であって、厚生労働省令で定めるものを受けるとき
- ③ 地方税法に定める**障害者、寡婦その他の市町村民税が課されない者**であって、保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の**前年の所得が135万円以下**であるとき
- ④ 保険料を納付することが**著しく困難**である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるとき

PLUS

30歳未満の保険料納付猶予制度は平成17年4月から令和12年6月までの特例措置です（平16法附則19条ほか）。 **17・20・24・3 択**

POINT

所得基準は申請（全額）免除と同額ですが、**本人及び配偶者の所得のみ**で判断されます。世帯主の所得は判断基準となりません。

5. 30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度（平26法附則14条）



制度趣旨

平成28年7月から令和12年6月までの期間について、30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度があります。4. 30歳未満の保険料納付猶予制度の対象年齢を拡充するもので、4.とあわせて、**50歳までが保険料納付猶予制度の対象**になります。

平成 28 年 7 月から令和 12 年 6 月までの期間において、**50 歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間（30 歳に達した日の属する月以後の期間）**に限りま
す）がある第 1 号被保険者又は第 1 号被保険者であった者で、**4. ①～④**のい
ずれかに該当するものから**申請**があったときは、**厚生労働大臣**は、当該被保険者期
間のうちその**指定する期間**に係る保険料については、すでに納付されたものを除
き、これを納付することを要しないものとし、**申請のあった日以後**、当該保険料
に係る期間を保険料全額免除期間（追納に係る期間を除きます）に算入するこ
とができます。ただし、**配偶者**が**4. ①～④**のいずれにも該当しないときは適用さ
れません。

PLUS

- ◆ 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度は、平成 28 年 7 月から令和 12 年 6 月までの特例措置です（平 26 法附則 14 条ほか）。 **3 択**
- ◆ 申請（全額）免除、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除、30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度を受けた者から当該処分の取消しの申請があったときは、厚生労働大臣は、当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができます。
⇒ 免除の乗り換えができます。
- ◆ 30 歳未満の保険料納付猶予制度及び 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度による納付を猶予された期間は、学生の保険料納付特例により免除された期間と同様とみなされます。

8 産前産後期間の保険料免除（法 88 条の 2）



制度趣旨

第 1 号被保険者の産前産後期間（原則 4 カ月間）の保険料を**免除**します（平成 31 年 4 月施行）。この保険料免除期間については、**保険料納付済期間として扱います**。なお、その年金給付のための財源として、第 1 号被保険者の保険料を月額 100 円程度上げました（保険料については、Chapter10 **3** 参照）。

被保険者は、**出産の予定日**（保険料免除に関する届出を行う前に出産した場合は、**出産の日**）の**属する月（出産予定月）の前月**（多胎妊娠の場合は、**3カ月前**）から**出産予定月の翌々月までの**期間に係る保険料は、納付することを要しません。

1 択

POINT

任意加入被保険者（特例による任意加入被保険者を含みます）には、産前産後期間の保険料免除の規定は適用されません。

PLUS

- ◆保険料を前納した後、産前産後期間の保険料免除の規定に該当したときは、その者の請求に基づき、その期間に係る保険料は還付されます。
- ◆産前産後期間の保険料免除に該当する場合は、届書を市町村長に提出しなければなりません。この届出は、**出産の予定日の6カ月前から**行うことができます。

9 保険料の前納（法93条）

- ① 被保険者は、将来の一定期間の保険料（付加保険料を含みます）を**前納**することができます。 **30 択**
- ② 前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から、**年4分**の利率による**複利現価法**によって計算した額を控除した額とします（令8条）。**18・21 択**
- ③ 前納された保険料については、保険料納付済期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の1免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の**各月が経過した際**に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなされます。 **30 択**

POINT

- ◆前納は、原則として、厚生労働大臣が定める期間につき、6カ月又は年を単位として行います（令7条）。 **21・1 択**
- ◆付加保険料についても前納することができます。

POINT

- ◆保険料が前納された後、保険料の額の引き上げが行われたときは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当されます（令8条の2）。 **27 択**
- ◆保険料を前納した後、被保険者がその資格を喪失した場合又は第1号被保険者が第2号被保険者若しくは第3号被保険者となった場合には、その者の請求に基づき未経過期間に係る保険料は還付されます（令9条）。
25・29・1 択

10 保険料の追納（法94条）



制度趣旨

免除を受けた者が、資力を回復した場合は「追納」をすることができ、その場合、免除されていた期間は保険料納付済期間として扱われます。ただし、追納する場合は一定額の加算を行うこととされています。

1. 保険料の追納

被保険者又は被保険者であった者（**老齢基礎年金の受給権者を除きます**）は、**厚生労働大臣の承認**を受け、法定免除、申請（全額）免除、学生の保険料納付特例、30歳未満の保険料納付猶予制度又は30歳以上50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び4分の3免除、半額免除、4分の1免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する**月前10年以内**の期間に係るものに限ります）の**全部又は一部**につき**追納**することができます。**14・15・18・21・30・2・5 択**

POINT

追納できる保険料は、承認の日の属する月前10年以内の期間に限定されます。 **2 択**

POINT

- ◆保険料滞納期間は、追納することはできません。 29 択
- ◆老齢基礎年金の受給権者は追納できませんが、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給権者は追納することができます。 24・28 択
- ◆免除の規定によりその一部につき納付することを要しないとされた保険料については、それ以外の一部（免除されていない分の保険料）につき納付されたときに限り追納することができます。 5 択

PLUS

- ◆付加保険料を追納することはできません。
- ◆追納の規定は、特定期間（Chapter2 4 5. 参照）を有する者については、適用されません。

2. 一部につき追納する場合の順序

(1) 原則 26 択

- ① 学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度又は 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないとされた保険料のうち、**先に経過した月の分**から行います。 15 択
- ② 次いで、**法定免除、申請（全額）免除、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除**の規定により納付することを要しないとされた保険料のうち、**先に経過した月の分**から順次に追納を行います。

(2) 例外

学生の保険料納付特例、30 歳未満の保険料納付猶予制度又は 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じた、法定免除、申請（全額）免除、4 分の 3 免除、半額免除又は 4 分の 1 免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料があるときは、これらの保険料について、**先に経過した月の分**の保険料から追納をすることができます。 18・19 択

3. 追納の額

追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に**政令で定める額を加算した額**です。ただし、保険料の免除を受けた月の属する年度の**翌々年度まで**に追納した場合には、加算は行われません（法 94 条 3 項、令 10 条）。

18・19・22 択

POINT

保険料の免除月の属する年度の初日（4月1日）から起算して3年以内（免除月が3月の場合は、翌々年の4月以内）に追納する場合には加算額はありません。 18・28 択

4. 追納が行われた場合の効果

- ① 保険料が追納された場合には、**追納が行われた日**に、追納に係る保険料が納付されたとみなされます。
- ② 保険料が追納された場合には、保険料免除期間は**保険料納付済期間とされます**。

24 択

11 督促及び滞納処分（法 96 条、97 条）

1. 督促

保険料その他国民年金法の規定による徴収金を滞納する者があるときは、**厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができます**。 24 択

- ① 督促しようとするときは、**厚生労働大臣は、納付義務者に対して督促状を**発します。
- ② 督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して**10 日以上を経過した日**でなければなりません。 18 択・27 択

PLUS

- ◆国民年金法では、厚生労働大臣は「督促することができる」となっているのに対して、厚生年金保険法では「督促しなければならない」と規定されています。
- ◆督促は**時効の更新**の効力を有します。 **20 択**

2. 滞納処分 **3 択**

- ① **厚生労働大臣**は、督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他国民年金法の規定による徴収金を納付しないときは、**国税滞納処分の例**によってこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の**市町村**に対して、その処分を請求することができます。 **13 択**

PLUS

- ◆日本年金機構が、委任を受けて滞納処分等を行う場合には、**あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けるとともに**、滞納処分等実施規程に従い、日本年金機構の理事長が任命した徴収職員に行わせなければなりません(法 109 条の 6)。 **22・30 択**
- ◆厚生労働大臣は、保険料その他の徴収金、年金給付の過誤払による返還金等の収納を、日本年金機構に行わせることができます(法 109 条の 11)。

- ② **市町村**は、滞納処分の請求を受けたときは、**市町村税の例**によってこれを処分することができます。この場合において、**厚生労働大臣**は、**徴収金の 100 分の 4**に相当する額を当該市町村に交付しなければなりません。 **15 択**
- ③ 滞納処分によって受け入れた金額を保険料に充当する場合には、**先に経過した月の保険料から**順次これに充当し、1 カ月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付します。 **28 択**



3. 延滞金

- ① 督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、**納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に**応じ、**年14.6%**（督促が保険料に係るものであるときは、**納期限の翌日から3カ月を経過する日までの期間**については、**年7.3%**）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。 **1選**



PLUS

- ◆徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった金額を控除した金額になります（法97条2項）。

POINT

【延滞金の割合の特例】

各年の「租税特別措置法に規定する**延滞税特例基準割合**」が**年7.3%に満たない場合は**、その年中は、「年14.6%」及び「年7.3%」を次の割合とします。

年14.6%	延滞税特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合
年7.3%	延滞税特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）

POINT

延滞金の計算の起算日は、「督促状の指定期限」ではなく本来の保険料の「納期限の翌日」です。

② 延滞金を徴収しない場合

- ◆督促状の指定した期限までに徴収金を**完納**したとき
- ◆徴収金額が**500円未満**であるとき
- ◆滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき
- ◆延滞金の額が**50円未満**であるとき **17 択**

POINT

- ① 延滞金を計算するにあたり、徴収金額に 500 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- ② 延滞金の額に 50 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てます。

【その他の費用に関する規定】

《クレジットカードによる保険料の納付》（法 92 条の 2 の 2）

国民年金保険料は、クレジットカードによる納付が可能です。 **1 選**

- ① 被保険者は、**厚生労働大臣**に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができる認められる者であって、厚生労働大臣が指定するもの（**指定代理納付者**）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、**指定代理納付者**に保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができます。 **22 択**
- ② 厚生労働大臣は ① の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を**承認することが保険料の徴収上有利**と認められるときに限り、その申出を**承認**することができます。

《先取特権》

保険料その他国民年金法の規定による徴収金の先取特権の順位は、**国税及び地方税に次ぐ**ものとされています（法 98 条）。 **26 択**

Chapter11

不服申立て及び雑則

他の法律と同様に、行政処分について不服がある場合の不服申立て制度が規定されています。その他、時効等について規定されています。

この Chapter の構成

1 不服申立て

2 雑則

1 不服申立て（法 101 条）

1. 社会保険審査官に対する審査請求

次の処分不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に社会保険審査官に対して審査請求を行うことができます。

- ① 被保険者の資格に関する処分
- ② 給付に関する処分 18 択
- ③ 保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分

POINT

- ◆国民年金原簿の訂正請求に係る厚生労働大臣の決定（訂正をするか否かの決定：Chapter2 **6** 2. 参照）については、この審査請求等の対象になりません。 **28 択**
- ◆共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、当該共済組合等に係る審査機関に審査請求をすることができます。 **3 択**

PLUS

- ◆社会保険審査官は各地方厚生局（地方厚生支局を含みます）に、社会保険審査会は厚生労働大臣の所轄の下に置かれます（社審法1条、19条）。
5 択
- ◆「徴収金に関する処分」に不服があるときは、健康保険法・厚生年金保険法の場合は社会保険審査会に審査請求を行うことができるとされているのに対し、国民年金法の場合は社会保険審査官に審査請求を行うことができるとされています。

2. 社会保険審査会に対する再審査請求

1. の社会保険審査官の決定に不服がある者は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して **2 カ月以内**に社会保険審査会に対して**再審査請求**をすることができます。 **27・28 択**

POINT

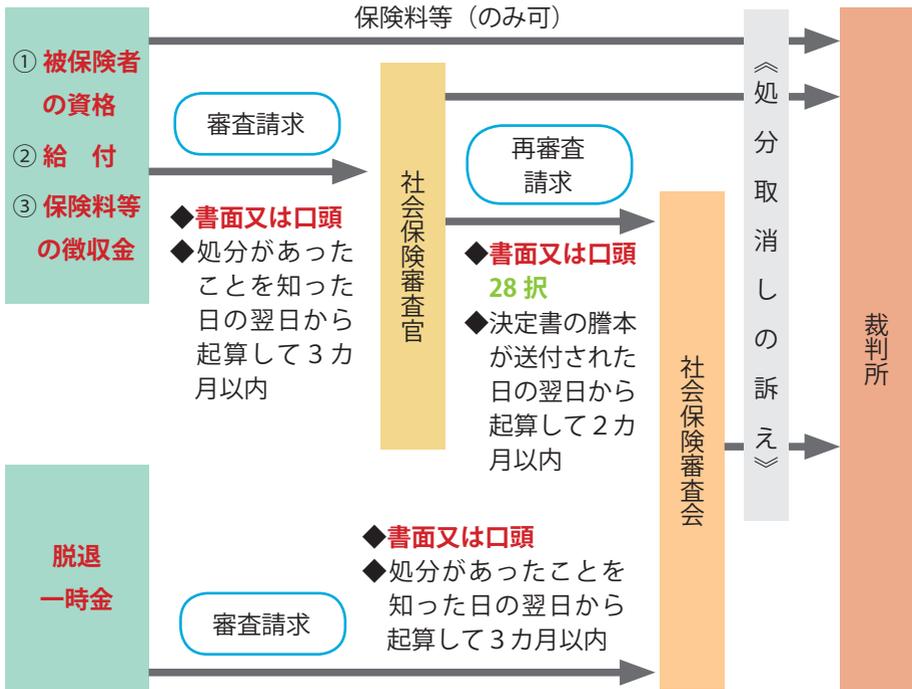
審査請求をした日から **2 カ月以内**に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができます（法101条2項）。 **14・30 択**

3. 脱退一時金の処分に関する審査請求

脱退一時金に関する処分に不服がある者は、**社会保険審査会**に対して**審査請求**をすることができます（法附則9条の3の2）。 **18・24 択**

4. 審査請求と訴訟の関係（法 101 条の 2、附則 9 条の 3 の 2 第 6 項）

1. ①の処分又は②の処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の審査に関する処分を除きます）の取消しの訴えは、当該処分についての**社会保険審査官の決定を経た後**でなければ、提起することができません。3. の脱退一時金については、**社会保険審査会の裁決を経た後**でなければ、提起することができません。 **17・20・29 折**



POINT

- ① 審査請求及び再審査請求は、**時効の完成猶予及び更新**に関しては、裁判上の請求とみなします。 **1 折**
- ② 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができません。

2 雑 則

1. 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置（法 74 条） 23・5選

- ① 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができます。
- ◆教育及び広報を行うこと
 - ◆被保険者、受給権者その他の関係者（被保険者等）に対し、相談その他の援助を行うこと
 - ◆被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること
- ② 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとします。 1択

PLUS

政府は、1. に掲げる事業及び運用の全部又は一部を日本年金機構に行わせることができます（法 74 条 3 項）。 23選 1択

2. 時効（法 102 条） 13・14・15・18・27 択

- ① 年金給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から 5 年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る支払期月の翌月の初日から 5 年を経過したときは、時効によって消滅します。 2択
- ② 保険料その他国民年金法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、これらを行行使することができる時から 2 年を経過したときは、時効によって消滅します。

年金給付	◆保険料その他徴収金の徴収又は還付	◆死亡一時金
5年		2年

PLUS

- ◆厚生年金保険法の保険給付（年金及び一時金）の時効はすべて5年です。
- ◆平成30年9月まで、保険料の徴収時効の過ぎた保険料につき、後納することができる制度がありました。

通 達

失踪宣告を受けた者の死亡一時金については、死亡とみなされた日の翌日から2年を経過した後に請求があったものであっても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合には、給付を受ける権利について時効を援用せず、死亡一時金を支給することとする（平26.3.27年管管発0327第2号）。 **30 択**

3. 被保険者に関する調査（法106条）

- ① 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、出産予定日に関する書類、被保険者もしくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は職員をして被保険者に質問させることができます。
- ② ①の規定によって質問を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければなりません。

PLUS

市町村長は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であった者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であった者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができます（法104条）。 **5 択**

4. 指定全額免除申請事務取扱者（法 109 条の 2 ほか）



制度趣旨

厚生労働大臣が指定する者が、保険料の申請（全額）免除、30 歳未満の保険料納付猶予又は 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予（全額免除等）の要件に該当する被保険者等からの委託を受けて、全額免除等の申請をすることができます。

- ① 全額免除申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると思われる者であって、**厚生労働大臣**が当該者からの申請に基づき**指定するもの（指定全額免除申請事務取扱者）**は、全額免除に該当する被保険者又は被保険者であった者（**全額免除要件該当被保険者等**）の委託を受けて、**全額免除申請**をすることができます。
- ② **指定全額免除申請事務取扱者**は、30 歳未満の保険料納付猶予制度又は 30 歳以上 50 歳未満の保険料納付猶予制度の対象になる者（**納付猶予要件該当被保険者等**）の委託を受けて、**納付猶予申請**をすることができます。 **30 選**
- ③ 全額免除要件該当被保険者等又は納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請又は納付猶予申請の委託をしたときは、**委託をした日**に、全額免除申請又は納付猶予申請があったものとみなします。 **29 択**

PLUS

- ◆ 指定全額免除申請事務取扱者は、全額免除要件該当被保険者等又は納付猶予要件該当被保険者等から全額免除申請又は納付猶予申請の委託を受けたときは、**遅滞なく**、全額免除申請又は納付猶予申請をしなければなりません。
- ◆ 厚生労働大臣の指定を受けた同種の事業等に従事する被保険者を構成員とする団体（**保険料納付確認団体**）は、構成員等からの委託により、保険料が納期限までに納付されていない事実の有無について確認し、その結果を通知する業務を行うものとされています（法 109 条の 3）。

22・1 択

5. 学生納付特例事務法人（法 109 条の 2 の 2）

- ① 国及び地方公共団体並びに学校法人等であって、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、**学生の保険料納付特例の申請**（「**学生納付特例申請**」といいます）に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（「**学生納付特例事務法人**」といいます）は、その設置する大学等の**学生等である被保険者**（「**学生等被保険者**」といいます）の**委託**を受けて、学生等被保険者に係る**学生納付特例申請**をすることができます。

23・4 択

- ② **学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、委託をした日**に学生納付特例申請があったものとみなします。 **27 択**

PLUS

学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、**遅滞なく**、学生納付特例申請をしなければなりません。

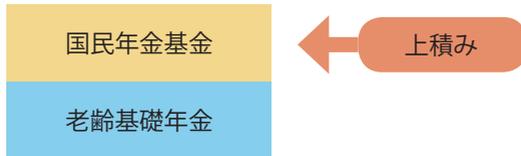
これで、不服申立て等の Chapter は終了です。
次は、いよいよ最後の Chapter ですヨ！国民年金基金についてまとめてあります。国民年金基金は、「上積みの制度」です！



Chapter12

国民年金基金

第1号被保険者がゆとりある老後を送ることができるように、(主に)老齢基礎年金に上積みして給付することを目的としているのが国民年金基金です。



この Chapter の構成

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 国民年金基金の種類 | 5 基金の行う業務 |
| 2 設立 | 6 基金の解散及び清算 |
| 3 役員等 | 7 国民年金基金連合会 |
| 4 加入員 | |

1 国民年金基金 (法 115 条)

条 文

国民年金基金は、第1条の目的を達成するため、**加入員の老齢**に関して必要な給付を行なうものとする。

POINT

- ◆厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、その一部を**地方厚生局長**に委任することができます。地方厚生局長に委任された権限は、**地方厚生支局長**に委任することができます（法 142 条の 2）。 **16・1 択**
- ◆国民年金基金も付加年金も基礎年金の上積みという趣旨なので、国民年金基金の加入員は同時に付加保険料を納付することはできません。

2 国民年金基金の種類（法 115 条の 2）

国民年金基金には、地域型国民年金基金と職能型国民年金基金の 2 種類があります。

1. 地域型国民年金基金（法 116 条、117 条、118 条の 2 ほか）

第 1 号被保険者、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者を除きます）及び日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者であって、国民年金基金の**地区内に住所を有する者及び有していた者**をもって組織される法人です。 **29 択**

【地域型国民年金基金（地域型基金）の地区】

一の都道府県の区域の全部

2. 職能型国民年金基金（法 116 条、117 条、118 条の 2 ほか）

第 1 号被保険者、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者を除きます）及び日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない 20 歳

以上 65 歳未満の任意加入被保険者であって、国民年金基金の**地区内において同種の事業又は業務に従事する者及び従事していた者**をもって組織される法人です。

24 択

【職能型国民年金基金（職能型基金）の地区】

全国 → 全国を通じて 1 個、設立されます。 **15・23 択**

PLUS

保険料免除対象者及び農業者年金の被保険者は除かれます。

POINT

【実際の国民年金基金】

- ◆平成 31 年 4 月に、全国 47 都道府県の「地域型基金」と、22 の「職能型基金」が合併して、「全国国民年金基金」が設立されています（合併については、**8** 参照）。
- ◆全国国民年金基金の他に、3 つの職能型基金が存在します。

PLUS

8 の規定による吸収合併後存続する地域型基金では、合併後の一以上の都道府県の区域の全部を地区とします。

3 設立（法 119 条～ 119 条の 4）

1. 設立要件

地域型基金	職能型基金
① 300 人以上 の加入員たる資格を有する者が 厚生労働大臣 に設立希望を申し出ること	① 加入員となろうとする 15 人以上 の者が 発起人 となること
② 加入員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験を有する者のうちから 厚生労働大臣 が任命した者が 設立委員 となること	② 3,000 人以上 の加入員がいること
③ 1,000 人以上 の加入員がいること	

2. 創立総会

- ① 設立委員又は発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに**2週間前までに**公告して、**創立総会**を開かなければなりません。
- ② 創立総会の議事は、加入員たる資格を有する者であってその会日までに設立委員又は発起人に対し設立の同意を申し出たものの**半数以上**が出席して、その出席者の**3分の2以上**で決めます。 **13・16 択**

3. 設立の認可等

- ① 設立委員又は発起人は、創立総会の終了後**遅滞なく**、規約その他必要な事項を記載した書面を**厚生労働大臣**に提出して、**設立の認可**を受けなければなりません。
- ② 国民年金基金（以下「基金」といいます）は、**設立の認可を受けた時**に成立します。

PLUS

◆基金が設立されたときは、**4週間以内**に、次に掲げる事項を公告しなければなりません。（基金令6条）

- ① 基金の名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 理事長の氏名及び住所
- ④ 地域型基金にあってはその地区、職能型基金にあっては、設立に係る事業又は業務の種類
- ⑤ 設立の認可の年月日

◆基金は、基金の名称、事務所の所在地に変更を生じたときは、**2週間以内**に、当該変更を生じた事項を公告しなければなりません（基金令7条）。

3 択

◆設立の同意を申し出た者は、基金が成立したときは、その成立の日に入員の資格を取得します。

4 加入員（法 127 条ほか）

1. 加入員

第 1 号被保険者又は日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者を除きます）は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金、又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に**申し出て**、その加入員になることができます。

日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者は、その者が住所を有していた地区に係る地域型基金、又はその者が加入していた職能型基金に**申し出て**、その加入員となることができます。 29・2 択

POINT

ほかの基金の加入員であるときは、これらの加入員になることはできません。 15・24 択

過去問

地域型国民年金基金の加入員は、その者の従事する事業若しくは業務にかかわる職能型国民年金基金に申し出て、両方の加入員となることができる。

→× 加入できるのは 1 つだけです。 15 択

2. 資格の取得

基金の加入の申出をした者は、その**申出をした日**に加入員の資格を取得します。

3. 資格の喪失

加入員は、次のいずれかに該当するに至ったときに、加入員の資格を喪失します。

翌日喪失	① 地域型基金の加入員（下記＊）が、当該基金の地区内に住所を有するものでなくなったとき ② 職能型基金の加入員（下記＊）が、当該事業又は業務に従事する者でなくなったとき ③ 加入していた基金が解散したとき
その日喪失	① 被保険者の資格を喪失したとき、又は第2号被保険者若しくは第3号被保険者となったとき 24・29 択 ② 農業者年金の被保険者となったとき 20・29 択
月の初日喪失 5 択	保険料免除の規定によりその全部又は一部につき保険料を納付することを要しないものとされたとき 24・27 択

（＊）日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の任意加入被保険者である加入員を除きます。

POINT

- ◆加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って、加入員でなかったものとみなされます（法127条4項）。
- ◆任意に脱退することはできません。 **25・3 択**

PLUS

基金は、加入員の資格の取得及び喪失に関する事項を、厚生労働大臣に届け出なければなりません（法139条）。 **18 択**

5 基金の行う業務

1. 基金の業務（法128条） **3 択**

法定業務	基金は、加入員又は加入員であった者に対し、 年金 の支給を行い、あわせて加入員又は加入員であった者の 死亡 に関し、 一時金 の支給を行うものとされています。
任意業務	基金は、加入員又は加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができます。 4 選

POINT

基金が行う給付は「老齢」と「死亡」に関する給付です。「脱退」や「障害」に関する給付は行いません。 15・23・3折

2. 業務の委託（法 128 条 5 項）

- ① 基金は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、その業務（加入員又は加入員であった者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含みます）の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができます。 15・16・17・26・2折
- ② 銀行その他の金融機関は、加入の申出の受理に関する業務に限り受託することができます。 18折

3. 基金の給付の基準（法 129 条、130 条）

(1) 年金の給付基準

- ① 基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であった者が**老齢基礎年金の受給権を取得した**ときには、その者に支給されるものでなければなりません。 4折
- ② 老齢基礎年金の受給権者に支給する年金は、当該老齢基礎年金の受給権の消滅事由以外の事由によって、その受給権を消滅させるものであってはなりません。 22折
- ③ 老齢基礎年金の受給権者に支給する年金の額は、**200 円に加入員期間の月数を乗じて得た額を超えるもの**でなければなりません。 3折

POINT

- ◆基金が支給する年金及び一時金については、受給権者の請求に基づいて、**基金**が裁定します（法 133 条）。 29折
- ◆老齢基礎年金の繰上げ又は繰下げ支給時は、この年金額も老齢基礎年金と同様に月単位で減額又は増額されます（基金令 24 条）。 17・3折

PLUS

老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金が全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができません。

ただし、その額のうち、200 円に加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、その支給を停止することができます。

(2) 一時金の給付基準

- ① 基金が支給する一時金は、少なくとも当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡した場合において、その遺族が**死亡一時金**を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければなりません。 **16・17・27 択**
- ② 基金が支給する一時金の額は、**8,500 円を超えるもの**でなければなりません。
22 択

6 掛金（法 134 条）

- ① 基金は、基金が支給する年金及び一時金に関する事業に要する費用に充てるため、**掛金**を徴収します。
- ② 掛金は、年金の額の計算の基礎となる**各月**につき、徴収されます。

POINT

掛金の額は、原則として 1 カ月に 68,000 円を超えることはできません（基金令 34 条）。 **20・29 択**

過去問

基金の支給する年金は、基金への掛金を一度納付した期間であっても、国民年金の保険料を納付しないとその期間分については給付の対象とされず、基金に納付した掛金は還付される。

→ ○ **16・19 択**

7 基金の解散（法 135 条）

基金は、次の①～③の理由により解散します。

- ① 代議員の定数の **4分の3以上**の多数による代議員会の議決 **17 択**
- ② 基金の事業の**継続の不能**
- ③ **厚生労働大臣による解散命令**

POINT

① 又は ② の理由により解散しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。 **17・27 択**

PLUS

基金が解散した場合、基金加入期間を付加保険料納付済期間とみなして付加年金を支給します（法 45 条）。 **15・4 択**

8 合併及び分割



制度趣旨

要件を満たした場合には、基金の合併等を行うことができます。実際に、平成 31 年 4 月に全国 47 都道府県の「地域型基金」と、22 の「職能型 基金」が合併して、「全国国民年金基金」が設立されています。

1. 合併（法 137 条の 3 ほか）

- ① 基金は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、他の基金と**吸収合併**をすることができます。ただし、**地域型基金と職能型基金との吸収合併**については、その**地区が全国である地域型基金**が吸収合併後存続する基金（**吸収合併存続基金**）となる場合のみ行うことができます。 **30 択**
- ② 合併をする基金は、**吸収合併契約**を締結しなければならず、**吸収合併契約**について代議員会において代議員の定数の **3分の2以上**の多数により議決しなければなりません。 **1 択**

PLUS

- ◆「**吸収合併**」とは、基金が他の基金とする合併であって、合併により消滅する基金の**権利義務の全部**を合併後存続する基金に**承継させるもの**をいいます。
- ◆吸収合併存続基金は、**認可を受けた日**に、吸収合併により消滅する基金（**吸収合併消滅基金**）の権利義務を**承継**します（法 137 条の 3 の 6）。

2. 分割（法 137 条の 3 の 7 ほか）

- ① 基金は、**職能型基金**が、その事業に関して有する権利義務であって ② に規定する**吸収分割承継基金**となる地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限り、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**吸収分割**をすることができます。
- ② **吸収分割**をする基金（**吸収分割基金**）は、当該基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該基金から承継する基金（**吸収分割承継基金**）との間で吸収分割契約を締結しなければならず、吸収分割契約について代議員会において代議員の定数の**3分の2以上**の多数により議決しなければなりません。

PLUS

- ◆「**吸収分割**」とは、基金がその事業に関して有する**権利義務の全部又は一部**を分割後他の基金に**承継させること**をいいます。
- ◆**吸収分割承継基金**は、**認可を受けた日**に、吸収分割をする基金の権利義務を承継します（法 137 条の 3 の 12 第 1 項）。

9 国民年金基金連合会

1. 目的（法 137 条の 4）

基金は、中途脱退者及び**解散基金加入員**に係る年金及び一時金の支給を**共同**して行うため、**国民年金基金連合会**を設立することができます。 **20 択**

PLUS

「中途脱退者」とは、当該基金の加入員の資格を喪失した者（資格喪失日に当該基金の年金の受給権を有する者を除きます）であって、当該基金の加入員期間が **15年**に満たないものをいいます（基金令 45 条）。

20・23・30・3 択

2. 設立（法 137 条の 5、137 条の 7）

- ① 国民年金基金連合会を設立するには、その会員となろうとする **2 以上の基金**が **発起人**とならなければなりません。
- ② 国民年金基金連合会は、**厚生労働大臣**の設立の**認可を受けた時**に成立します。

POINT

国民年金基金連合会が成立したときは、設立の同意を申し出た基金は、その**成立の日**に会員の資格を取得します。

3. 国民年金基金連合会の業務（法 137 条の 15） 23 択

法定業務	中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行います。
任意業務	<ul style="list-style-type: none">◆基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業を行うことができます（厚生労働大臣の認可要）。◆委託を受けて基金の業務の一部を行う事業◆基金への助言又は指導を行う事業その他の基金の行う事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業◆国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業

トミーの社労士合格ゼミ ZOOM 講座

ZOOM で！ わかりやすく！ 丁寧に！

トミーの社労士合格ゼミ ZOOM 講座 は3種類！

- ◆各法令の概要や骨格を解説する
【トミーの社労士合格ゼミ 入門講座】
- ◆テキストの内容を、たっぷりの時間をかけて丁寧に解説する
【トミーの社労士合格ゼミ 合格講座】
- ◆試験直前期に、法改正などを解説する
【トミーの社労士合格ゼミ 直前講座】

開講日に受講できなくても OK !

ZOOM 講義を収録した動画を見ることができます！

そのまま質問できる！

ZOOM 講義が終わった後、そのまま質問できます。
もちろん、メールでの質問も OK !



詳しくは、<https://www.ukaru-sr.com/> で！

トミーの社労士合格ゼミ 2024 テキスト Vol.4 健康保険法・国民年金法

- ◆執筆者 富田 朗
©Akira Tomita, 2024
◆2024年1月30日リリース版

トミーの社労士合格ゼミに関するご案内等は、下記のWebサイトにおいて行わせていただきます。また、「トミーの社労士合格マガジン（メルマガ）」においてもご案内をさせていただきます。

【トミーの社労士合格ゼミ・うかる！社労士サイト】

URL <https://ukaru-sr.com/>

⇒検索サイトで「トミーの社労士合格ゼミ」又は「うかる！社労士」で検索！

※トミーの社労士合格マガジンの登録も、こちらのサイト内で行えます！

このテキストの無断複製、頒布、商用利用を固く禁じます。